

福岡市農林業総合計画（案）

（令和4年度～8年度）

福岡市農林業振興審議会

目次

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間（目標年次）	2

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢	3
第2章 福岡市農業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	5
第2節 現状と課題	6
第3章 基本方向	
第1節 長期的な目標（長期ビジョン）	10
第2節 計画の目標（5年間）	11
第3節 振興方向（5年間）	12
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	13
第2節 施策の実施方針・重点施策	14
第3節 5年後の目標	22
第4節 作目別の振興方向	25
第5節 地域別（農業振興地域が指定された地域）	30

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢	34
第2章 福岡市森林・林業の現状と課題	
第1節 前計画の総括	36
第2節 現状と課題	37
第3章 基本方向	
第1節 福岡市の森の将来像（長期ビジョン）	40
第2節 計画の目標（5年間）	48
第3節 振興方向（5年間）	49
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	50
第2節 施策の実施方針・重点施策	51
第3節 5年後の目標	55

資料編

第1 福岡市農林業総合計画(平成 29 年度～平成 33 年度) における5年後の目標の進捗状況	56
第2 福岡市農業の動向と現状	62
第3 福岡市林業の動向と現状	72
第4 市政に関する意識調査結果概要	76
第5 第9次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査	87
第6 福岡市農家意識調査結果概要	88
第7 用語の解説	91
第8 福岡市農林業総合計画に対するパブリック・コメント実施結果	95
第9 福岡市農林業総合計画策定までの経過	97

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

福岡市では、人口160万人超の大消費地を擁する特性を活かし、野菜や花きを主体とした都市型農業が営まれ、市民に新鮮で安全な農産物を提供しています。福岡市の農林業は、食べ物がおいしく、自然が近いという福岡市の魅力を支え、観光都市福岡の集客に大いに貢献しています。農地や森林は、生物多様性や生態系の保全、洪水防止機能、水質浄化などの水源涵養機能、防災空間の確保、大気の浄化、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、市民に潤いと安らぎをもたらしています。

平成29年3月に策定した「福岡市農林業総合計画（平成29年度～令和3年度）」に基づき、農林業施策を展開していますが、農家戸数の減少や農林業従事者の高齢化、担い手不足などによる農地の減少や耕作放棄地の顕在化、所有者不明の森林の増加など、農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状態が続いています。

国においては、国民生活に不可欠な食料を将来にわたって安定的に供給するとともに、食料自給率の向上を図るため、また、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現のため、様々な施策を展開しています。一方で、ロボットやAI・IoTといったイノベーション（技術革新）や、TPP等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）やカーボンニュートラルに対する国内外の関心の高まりなど、農林業が新たな時代を迎えています。

新たな時代の到来にあわせて、福岡市においても持続可能な力強い農林業を実現していかなければなりません。そのためには農林業所得の向上を図ることは重要な課題であり、農林業の振興に向けた取組みをしっかりと進めていく必要があります。

こうした情勢の変化や福岡市農林業の現況と課題を踏まえ、福岡市農林業振興の指針となる計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 福岡市農林業振興のための施策・事業実施の総合的な指針とします。

今後の農林業振興施策を計画的、総合的に実施していくための指針とし、予算の編成・執行にあたっては、この計画を基本として施策・事業の推進を図ります。

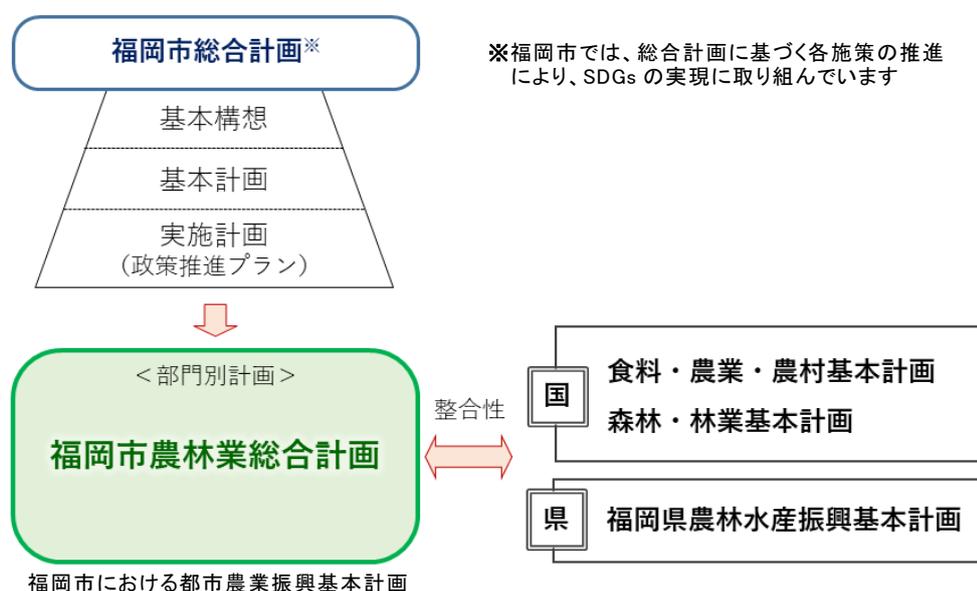
(2) 国及び県等の農林業振興に関する計画と整合性のあるものとします。

国の「食料・農業・農村基本計画」及び「森林・林業基本計画」、県の「福岡県農林水産振興基本計画」など農林業振興に係る諸計画との整合性に留意し、策定するものとします。

(3) 福岡市基本計画の農林業振興における部門別計画とします。

福岡市の基本構想・基本計画に基づく福岡市農林業振興の部門別計画とし、福岡市の他の部門別計画との連携を図ります。

(4) 「^ちふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図るものとします。



第3節 計画期間（目標年次）

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

（1）社会情勢や市民意識の変化

我が国においては、少子高齢化・人口減少により消費が減少する中、単身世帯や共働き世帯の増加等、社会構造の変化を反映した食の外部化が進展し、加工食品や総菜といった中食への消費者ニーズの高まりが今後見込まれています。一方で、ICTの利用拡大に伴うインターネットを介した商取引による食品購入の増加や、コロナ禍の状況に対応した新たなライフスタイルの確立など、経済社会に大きな波が押し寄せています。そうした中、食の安全への意識や健康に関する意識の高まりもあり、安全で新鮮な農畜産物の提供が期待されています。

また、定年退職を契機とした農村への定住志向の高まりや、都会の生活を見直し、都市と農村を行き交う生活スタイルの実践など、農村の持つ価値や魅力が見直されています。

（2）農業の置かれた状況

全国的に農業従事者の減少・高齢化が続いています。年齢階層別にみると65歳以上が7割を占めるなど著しくアンバランスな構成になっており、今後も、高齢農業者のリタイアが増加することが見込まれます。特に、農村地域の人口減少・高齢化は著しく、農道や水路の維持補修等の地域における活動の継続が困難となり、農業生産の停滞や地域コミュニティ・集落機能の低下にまでつながるなど、後継者や新規就農者の確保・定着が喫緊の課題となっています。このような状況のもと、耕作放棄地が増加し、農業・農村が持つ多面的機能も低下しています。

農地については全国的に耕地面積が減少しており、また耕作放棄地も増加しているため担い手への農地集積を進めていますが、集積率は近年横ばいで推移しています。

また、近年の地球温暖化の影響による集中豪雨の多発化や極端な少雨など、異常気象の影響が農業被害のリスクを高めています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント等の自粛や、外国からの渡航者に対する入国制限、飲食店への営業時間の短縮要請等により、農林水産業・食品産業は深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。

（3）国の動き

国においては、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

令和2年3月には、今後10年間の農政の指針となる、新たな「食料・農業・農村基本計画」を決定しました。将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、食料自給率目標としてカロリーベース45%、生産額ベース75%に設定し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るための講ずべき施策を示しました。

また、国外では、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定により、世界において巨大な市場を構築することから、新型コロナウイルス感染症危機への対応の視点を加え、令和2年12月、TPP等の各協定を最大限に活用するための政策を整理した「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂しました。

令和3年5月には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。SDGs達成に向けた取組みが加速化する中、食料・農林水産業においても的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月 農林水産省）

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

具体的な取組み

- 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
- イノベーション等による持続的生産体制の構築
- ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
- 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進
- 食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造
- サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携
- カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

第2章 福岡市農業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）では、農業分野の目標として「農業所得の向上と都市型農業の多面的機能の発揮」を掲げ、重点施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

「農業所得の向上」については、調査の結果330万8千円(令和2年度)であり、初期値294万5千円よりも5年間で約36万円増加していますが、目標額の350万円には達していません。引き続き農業所得の向上を図るため、今後も農業分野における指標として取り組む必要があります。

「農業経営の安定と生産性の向上」における「担い手への農地集積」については、ほぼ横ばいで推移しています。また、「認定農業者数」は、農業経営の規模縮小などにより、件数は維持にとどまり増加していません。

魅力ある農産物と新たな価値の創造における「市内産農畜産物を使用した加工品数」については目標を上回りましたが、加工品数の増加を、今後、農業所得の向上にどのようにつなげていくかが重要との意見をいただいております。

「多様な担い手の確保・育成」、「生産緑地指定面積」、「耕作放棄地面積」については、目標値を達成し、また、「農への理解促進と消費拡大」については初期値よりも増加・向上していますが、担い手の確保・育成については、農業従事者が減少し、高齢化が進む中、福岡市の農業振興において今後も重要な課題となるのではないかと意見をいただいております。

「農との交流促進」においては、コロナ禍の影響により令和2年度の「ふれあい施設の利用者数」は減少していますが、依然として多くの人に利用されています。今後も引き続き市民への情報提供・発信に努めていくことが必要です。

「福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思ふ市民の割合」は73.7%と関心も高まりつつありますが、今後さらに市民への情報提供・発信に努め、割合を向上させることが必要です。

結果としては、令和2年度の実績と比較すると、コロナ禍による影響もありますが、数値目標に掲げた23項目のうち、「新規就農者数」や「市内産農畜産物を使用した加工品開発」など6項目については目標を達成しました。

（資料編参照）

第2節 現状と課題

(1) 農業の担い手

福岡市における農家戸数、農業従事者数は依然として減少しており、また、農業経営主の平均年齢は平成26年度に70歳、令和元年度には72歳を超えており、農業従事者の高齢化が年々進んでいます。

このような状況の中、福岡市では、「都会に近い、農業」を体現する若手農業者の活動を支援する等、地域農業の担い手の育成を図るとともに、将来にわたって福岡市の農業を支える新規就農者の確保に努めています。以前よりも新規就農者数は増加傾向で推移していますが、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少幅が大きいため、全体の数としては減少傾向にあります。

地域の農地を守る取組みのひとつとして期待される受託組織（受託料を収受し、農作業の全部又は一部を行う組織）など、地域における組織づくりはあまり進んでいない状況です。

このため、地域農業の中心となる担い手だけでなく、受託組織などの組織づくりへの支援や、法人等による参入を促すなど、多様な担い手の確保に向けた取組みを支援していく必要があります。

(2) 農業経営

福岡市内における農業経営については小規模農家が多いことから、福岡市では小規模な農地で高収益を得ることができる施設園芸など、野菜・花きを中心とした都市型農業を推進しています。

国においては、担い手への農地の集積による大規模化、6次産業化や輸出の促進等による農業の活性化を推進していますが、福岡市においては、大規模化や集約化が困難な農地が多い状況にあり、また加工品開発や販売まで行える農家は限定的です。

このため、小規模で高収益を得ることができる施設園芸農業の拡大・充実や、早良区・西区など規模拡大が可能な地域における担い手への農地の集積・集約化などの施策の推進が必要です。また、地産地消を推進し、市内産農畜産物の消費拡大を図るとともに、6次産業化による新商品開発・ブランド化の推進など、農家の経営安定や農業所得の向上のための支援を充実していく必要があります。

新商品の開発の場面等、農業経営において女性の役割は重要です。女性の役割も増えて

いますが、活躍するにはまだまだ不十分な環境と考えており、より働きやすい環境の整備が必要です。

効率的な農業経営を実践するため、生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入に向けた実証実験において、生産性の向上の効果があがり、今後、普及に向けた支援を行うことが重要です。

また、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就労等を促す「農福連携」を推進させるため、農家と福祉事業所とのマッチングに取り組み、令和2年度に1件成立しました。農家の人手不足の解消を図る方法のひとつとして、今後も継続して取り組むことが必要です。

有害鳥獣による農産物被害については、農地への侵入防止柵設置等の対策により被害額そのものは減少傾向にあるものの、農業経営に損失をもたらす被害は依然として生じていることから、継続して対策を行う必要があります。特にイノシシについては、捕獲従事者の負担軽減やICT・IoTの活用による捕獲活動の促進、出没しにくい環境づくりなどの対策を推進しており、今後も地域と協力しながら取組みを進めることが必要です。

(3) 農畜産物供給

福岡市の農業生産額は農業従事者の減少や高齢化が進む中、一定程度維持できていますが、今後も市民に安定的に農畜産物を供給していくためには、安定的な生産・出荷を推進していく必要があります。

米については、国が策定する需給の見直し等を踏まえ、生産者や集荷業者等が中心となって需要に応じた主食用米の生産に取り組むとともに、水田の有効活用により麦や飼料用米等の生産・利用の拡大を行っていく必要があります。

また、畜産については、肉用子牛や配合飼料の価格が高値で推移するなど厳しい状況にあり、生産性の向上や生産コストの縮減を進めることが重要です。

さらに、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて、農薬使用基準の遵守や残留農薬検査の実施による安全性・品質管理の向上等を徹底していくことが求められています。

身近な農産物への市民の関心も高くなっていることから、学校給食への市内産農産物の活用推進など、地産地消・食育推進の取組みを充実していく必要があります。

(4) 農地等の保全・活用

福岡市においては、全体として農地が年々減少していますが、特に利用効率の悪い中山間地を始め、不耕作地や耕作放棄地が増える傾向にあり、これまで以上に農業委員会と連

携して、担い手への農地利用の集積・集約化と農地の流動化、耕作放棄地の未然防止に取り組む必要があります。

また、ため池や井堰等の農業用施設については、施設の老朽化が進むとともに、農業従事者の減少や高齢化等により管理が困難になっており、機能保全のための適切な維持管理が必要となっています。

さらに、農業用施設による災害を防止するため、集中豪雨時に人的被害を与える恐れがある市街地のため池等、緊急性の高いものから整備していく必要があります。

(5) 環境への配慮

近年の地球温暖化の影響による集中豪雨の多発化など、異常気象の影響による農業被害のリスクが高まっており、大規模自然災害や温暖化を契機とした環境を重視する動きが加速しています。農業分野においても、この状況に的確に対応した持続可能な農業の推進が求められています。

また、食に対する安全・安心志向の高まりにあわせて農薬や肥料の適正な使用やデータに基づく土づくり等の環境保全型農業を進める農家への支援を図るとともに、農業資材のグリーン化など資源の循環利用を図る取組み等も推進していく必要があります。

(6) 農村地域の活性化

福岡市の農村地域では、若者の都市部への転出等による人口減少や、後継者不足、高齢化が進むなど、農業を担う生産者の減少・高齢化の進行は、農地の維持が困難となり、生産基盤の脆弱化とコミュニティの衰退を招きます。

福岡市では市街化調整区域の活性化に向けた取組みを行っており、一定の要件を満たす指定既存集落内において、住宅を中心とする小規模な建築物を地域外の人も建築可能とする制度を設け、運用しています。

様々な制度を活用しながら、地元の農畜産物や地域資源を活かした農村地域の振興に取り組むとともにコミュニティの活性化を図る必要があります。

(7) 農業への理解

健康志向の高まりや、食の安全を脅かす事例がみられることから、農畜産物の安全性や市内産農産物に関する市民の関心が高くなっています。

農業の果たす役割について、市民の理解をより促進するには、生産から出荷・販売に至る

までの一連の活動をよく知っていただく必要があります。

直売所においては、生産者の情報提供を行い生産者と消費者を結び付ける取組みを実施しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者による直売所利用は増加傾向にあります。

また、市民の農業や農作業体験への関心は高く、市民農園や農業体験の場の提供に対する需要は高まっています。このため、野菜の収穫体験やイベントのような生産者と消費者が交流できる取組みを推進すること等により、市民の農業への理解促進に努めていく必要があります。

(8) 多面的機能の発揮

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけではなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、市民の生活を支える重要な役割を担っています。

農業が果たす多面的機能に対する理解を市民に深めてもらうとともに、市民が将来にわたって多面的機能を享受できるよう、この機能を維持していくための取組みを、農地や良好な農村環境の保全といった環境への配慮を強く意識しながら、推進していく必要があります。

第3章 基本方向

第1節 長期的な目標（長期ビジョン）

福岡市における農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生など厳しい状況が続いています。持続可能な力強い農業を実現し、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を提供するとともに、農業・農地が持つ自然環境の保全や市民に安らぎや癒しを与えるなどの多面的機能を将来にわたって発揮できるように取り組んでいく必要があります。

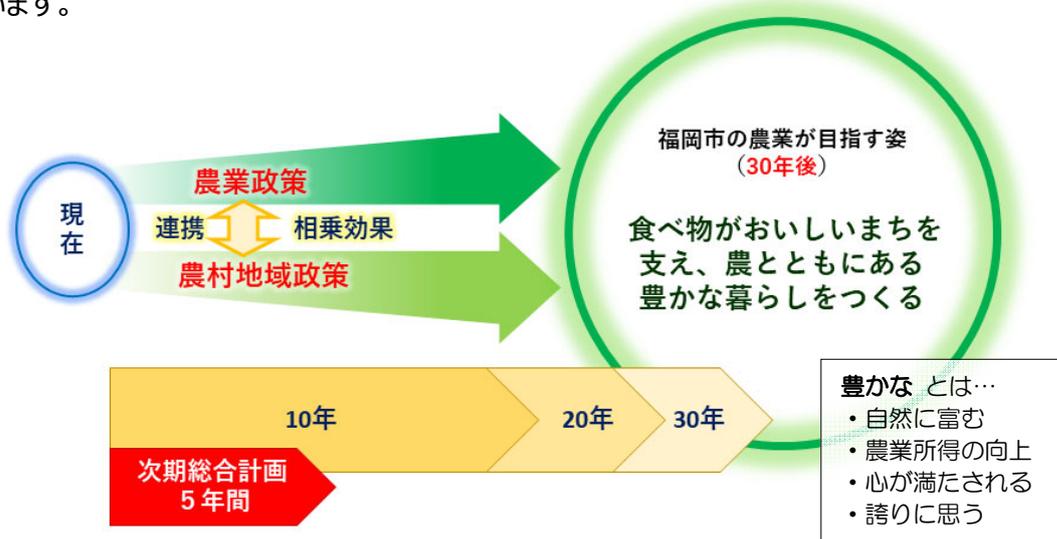
この実現に向けて、福岡市の農業における長期的な目標を設定します。農業経営主としての平均的な従事期間は概ね30年といわれていることから、次の世代に、どのような農業を残していくのか、どのような福岡市の農業であって欲しいかとの視点に立脚し、「30年後」の福岡市の農業が目指す姿を、本計画では長期的な目標（長期ビジョン）として定めます。

福岡市は、恵まれた自然環境を持ち、豊かな食文化が育まれている都市です。市政に関する意識調査においても、特に「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」に対する満足度は高く、農業は福岡市の魅力向上に大きく貢献しています。30年後も、そのような福岡市であって欲しい、将来にわたって、そういうまちを支える農業であって欲しい、と考えています。

また、福岡市は、都市部と周辺の海や山など自然豊かな地域とが近接した、コンパクトな都市構造をしています。身近なところで農業が営まれている福岡市の特性を活かし、農とともにある豊かな暮らしを創出する、そのような農業を目指したいと考えています。

こうした観点を基に、30年後の「福岡市の農業が目指す姿」として、『**食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる**』とします。

ここでの「豊かな」という言葉については、自然に富んでいること、農業所得の向上、心が満たされる、誇りに思う、そういった、農業者だけでなく、福岡市に住む人、訪れる人、みんなにもたらす豊かさを表しています。



こうした30年後の福岡市の農業が目指す姿の実現に向けて、今後10年間の施策の方向性として、人材や農地・施設等へ支援する「農業政策」と、農業の持続的な発展の基盤となる農村地域の活性化を図る「農村地域政策」、この2つを車の両輪とし、施策を推進します。

農業政策として、ハード面の施策である「持続できる強い農業の推進」と、ソフト面の施策である「農畜産物の安定的な供給の確保」に取り組むとともに、農業を支える基盤となる農村地域政策として、「農村地域の振興、農と都市との共生」に取り組みます。

そして、農業政策と農村地域政策が連携し、相乗効果を生み出すことにより、福岡市の農業が目指す姿の実現に近づけていきます。



第2節 計画の目標（5年間）

前計画において「農業所得の向上」を目標として掲げておりますが、本計画においても、引き続き、重要な課題として取り組む必要があります。農業所得の向上を図るにあたっては、生産の面では、スマート農業の導入推進などにより生産性向上を図るとともに、流通・消費の面では、消費者への農産物に関する情報発信を行うことにより、農業への理解を深めていくことが重要です。

こうした農業所得の向上に向けた取り組みにより、新たな担い手の確保・育成や農家子弟による親元就農など、次の代の担い手への支援へとつながっていき、この担い手が農業所得の向上に更に取り組むといった繰り返しにより、好循環が生み出されます。

30年後の目指す姿、今後10年の施策の方向性を踏まえ、本計画(5年間)の目標を『意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化』とします。

農業所得の向上への取り組み

【生産】

生産性向上

- ・農作業の省力化など生産現場でのAI・IoT等を活用したスマート農業の導入推進
- ・園芸施設整備による生産性の向上
- ・担い手への農地集積・集約化（マッチング）
- ・担い手の収穫作業の補助など労働力の確保・調整の仕組みづくりの推進

【流通・消費】

情報発信

- ・消費者への農産物に関する情報発信（EC活用促進）
- ・農産物ブランド力の更なる向上、農村地域の魅力ある特産品等PR
- ・生産から販売に至る農畜産業の営農活動への理解促進（農業への理解）

農業所得の向上への取り組み

好循環

次代の担い手への支援

- ・就農サポート等により産地を支える新たな担い手の確保・育成
- ・親元就農やU・Iターン就農、定年退職者など就農を応援

第3節 振興方向（5年間）

本計画(5年間)の目標「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、6つの施策の方向性に基づき施策を展開します。

（1）多様な担い手の確保と育成

新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援するとともに、女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います。市が実施した農家意識調査においても、今後力を入れていきたい取組みとして上位3項目のひとつに「後継者の育成・技術の継承」が挙げられており、担い手の確保と育成は重要な課題です。

（2）農地の保全と生産基盤の整備

農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます。また、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努めるとともに、化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります。

（3）消費拡大、地産地消の促進

市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します。また、「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策推進を図ります。

（4）食の安全と食育の推進

学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します。

（5）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

農村は、市民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業が営まれ、多様な地域住民が生活する場であり、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します。

（6）農と都市の交流促進

農と都市が交流を促進していくことにより、農への理解を深めていくことが重要です。都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

第4章 振興施策

第1節 施策の体系

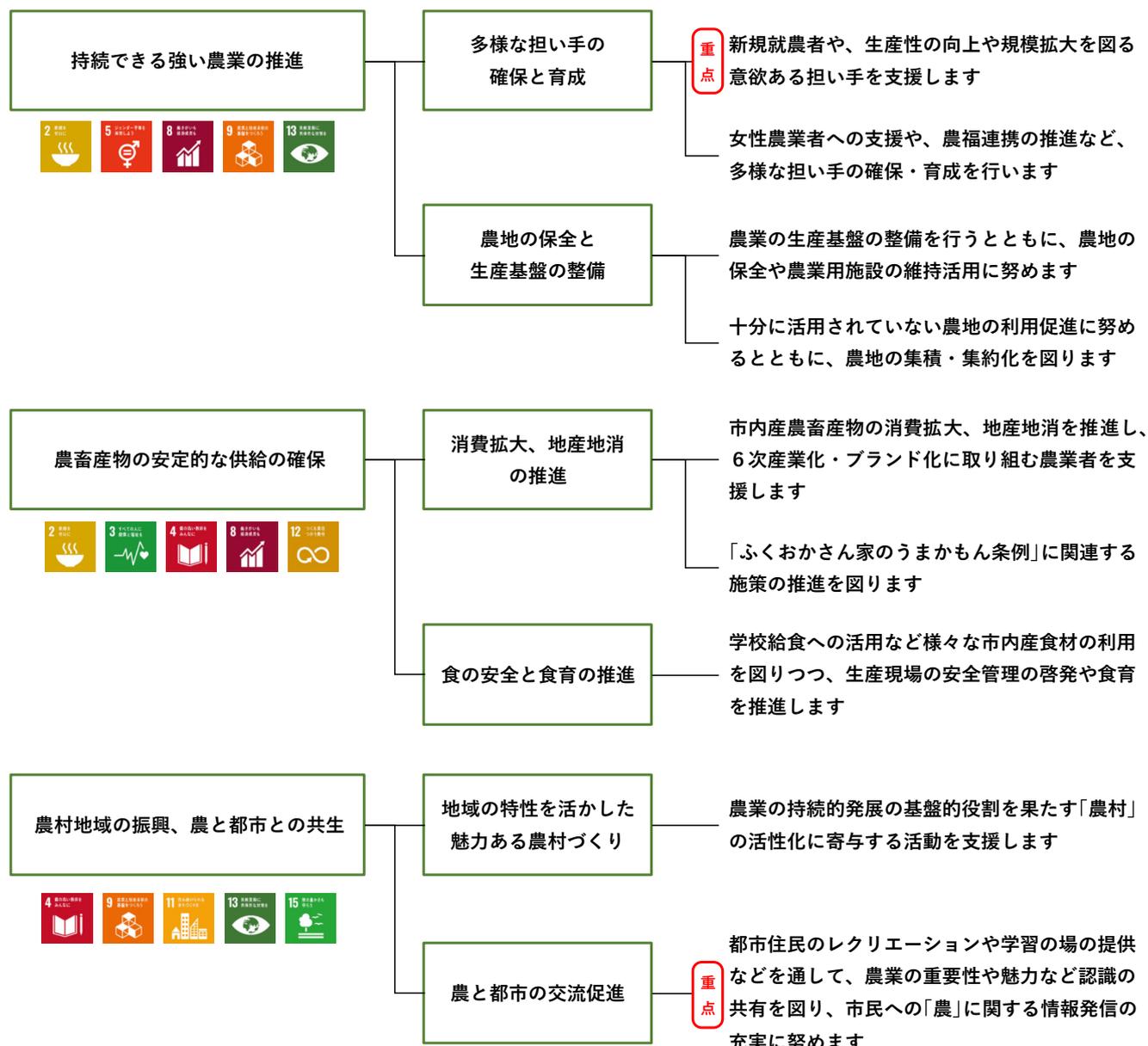
【 長期的な目標（30年後） 】 食べ物がおいしいまちを支え、農とともにある豊かな暮らしをつくる

【 目標（5年間） 】 意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化

今後10年の施策の方向性

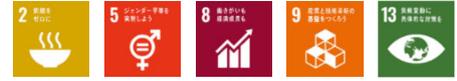
5年間の施策の方向性

5年間の施策方針



第2節 施策の実施方針・重点施策

1 持続できる強い農業の推進



(1) 多様な担い手の確保と育成

重点

施策① 新規就農者や、生産性の向上や規模拡大を図る意欲ある担い手を支援します

現在の福岡市の農業を支える意欲ある担い手を中心に支援を行うとともに、将来にわたって農業を支える新規就農者について、親元就農はもとより、UIターン就農、定年退職者など幅広い人材を含めて「次代の担い手」として確保・育成を図ります。

新たに就農を希望する者に対しては、就農・営農定着まで一貫した取組みを実施するため、農業委員会やJA等の関係機関と連携のもと、国事業などの活用や農地、農業技術等の情報提供を行い、新規就農時の負担軽減と早期の経営安定に向けた取組みを支援します。

生産性の向上や規模拡大を図る意欲がある農業者のニーズに応じて、AI・IoTなど先端技術の活用を支援するとともに、作業の効率化・省力化の促進により、農業経営のさらなる規模拡大と担い手による農地の保全を推進し、農業振興に努めます。

【主な施策・取組み】

・スマート農業推進

生産現場でのスマート農業実装に伴う効果を検証。活用におけるメリット等をPRするとともに、新たな技術への取組みを進めることにより、本市農業のデジタル化を推進し、生産性の向上を図る

・新規就農スタートアップ支援

新規就農者や農家後継者の就農時の負担軽減のため、農業用機械・施設整備等の初期投資に係る経費の助成を行い、早期の経営安定を図る

・就農応援

就農希望者を対象に就農相談・支援や研修を実施し、新たな担い手を確保・育成



ドローンを活用した農地状況調査



スマート農業ワークショップ



いちごの農業研修

施策② 女性農業者への支援や、農福連携の推進など、多様な担い手の確保・育成を行います

農業従事者が減少傾向にある中、農業・農村の持続的な発展のためには、多様な人材の確保や育成が急務です。

福岡市では、女性農業者の農業経営への積極的な参画を推進していくため、農業技術や知識の習得、農業経営力の向上、女性農業者同士のネットワーク構築など、各種研修会や活動組織の支援等を通して、働きやすい環境の整備の推進に努めます。

また、生産現場での労働力不足の解消や農業者の負担軽減を図るため、JA等の関係機関と連携し、農業に関心や興味を持つ市民と労働力を求める農家とを結びつけるマッチングを行い、農業経営の安定化とともに、将来の福岡市農業の担い手への誘導を図ります。

さらに、農家の人手不足の解消を図るには、農業以外の分野との連携も必要です。障がい者施設等との連携により、障がい者等が農業分野で就労する農福連携に取り組み、福祉事業所等と農家とのマッチングを推進することにより、農業生産の拡大や農地の適正管理を図るとともに、障がい者等の活躍の場の創出を図ります。

各地域における農業経営を発展させていくため、農業経営の組織づくりへの支援が必要です。農業機械の共同利用や生産から販売までの共同化など、集落等のまとまりのある農家が共同して生産活動を行う「集落営農」等の組織づくりに対して支援を行い、安定した農業経営体の育成を目指します。

【主な施策・取組み】

・農福連携推進

農地の適正管理、農業生産の拡大及び障がい者等の活躍の場を創出するため、障がい者施設と連携し、障がい者等の農業分野での就農を促進

・農業女子チャレンジ応援

市内で活躍する女性農業者から営農・加工・販売等について直接指導を受ける機会を提供し、女性農業者の掘り起こしや育成を図る

・農の応援

農家の人手不足解消のための雇用促進事業を実施



農業女子インターンシップ

（2）農地の保全と生産基盤の整備

施策③ 農業の生産基盤の整備を行うとともに、農地の保全や農業用施設の維持活用に努めます

福岡市内の農地は減少傾向にあります。生産基盤である農地・農道の維持はとて重要で、農業の生産性向上や農地の多面的機能の発揮のため、生産基盤である農地の保全を図ります。市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、都市農地の保全に努めます。

また、野菜や花きを中心とする都市型農業を推進するには園芸施設の整備が不可欠です。高品質な農産物の生産基盤の強化を図るため、園芸施設の整備による生産性の向上に取り組むとともに、耐用年数を経過する施設については、改修・補強による施設の長寿命化に努めます。

ため池や井堰等の老朽化に伴う被害の未然防止や農業経営の安定を図るため、施設の点検や改良など適切な維持管理に努めます。また、ため池が決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点農業用ため池」については、安全性を向上させる目的で、防災対策のための現況調査や応急対策として洪水吐改修を行うとともに、緊急時の避難行動につなげるハザードマップを作成します。さらに、受益が減少したため池については、代替水源を確保するなどして用途廃止等を推進します。

国が持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定したことを踏まえ、福岡市の農業分野においても、地球にやさしい、環境と調和した持続できる農業の推進を図るため、農業資材のグリーン化や資材の再利用など資源の循環利用を図る取り組みを進めるとともに、将来の温室効果ガス削減に向けて、ヒートポンプ等の省エネ型施設園芸設備の導入や、農業機械の電化等による化石エネルギー使用量の削減を図るなど、農産物の生産プロセスにおける脱炭素化を目指します。



ハウス栽培(トマト)

【主な施策・取組み】

・園芸産地育成事業

高品質の農産物の生産基盤を確立し、栽培作業の省力化・効率化を推進

・農業資材のグリーン化

生分解性マルチフィル等の新素材の導入を図る等、生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努める



生産緑地地区(博多区)

・**農業用施設の維持管理と防災・浸水対策**

農業用施設は、自然環境の保全や災害の防止などの多面的な機能を持つ。農業者の減少や高齢化等により管理が困難な施設の機能保全のために必要な施設の維持管理を実施



防災重点農業用ため池（東区）

・**防災重点農業用ため池対策**

防災重点農業用ため池の安全性を向上させる目的で、防災対策の現況調査や応急対策として洪水吐改修を行うとともに、受益が減少したため池については、代替水源を確保するなどして用途廃止等を進める

※ 防災重点農業用ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池で、県が指定

施策④ 十分に活用されていない農地の利用促進に努めるとともに、農地の集積・集約化を図ります

農業従事者の減少に伴い、活用されていない農地が増加していることから、耕作放棄地の未然防止とともに、農業生産の基盤である農地の流動化と集積・集約化を図ることが必要ですが、集落内で活用されていない農地を引き受けるには、担い手が不足する等、集落内での解決が困難な状況にあります。

生産基盤である農地の有効活用を図るため、農業委員会等の関係機関と連携し、高齢化や後継者がいないため農地が活用されていない農家の情報を把握し、農地を求める担い手・新規就農者と農地とのマッチングを推進します。また、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地の流動化を促すとともに集積・集約化を図ります。

耕作放棄地を借りる農業者に対し、再生作業に要する経費の一部を支援する等、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた対策を推進します。また、現に森林原野化し農地として再生利用が著しく困難な耕作放棄地については、非農地判断も含め、農業委員会と連携し、農地の適正管理に努めます。

平坦な農地と比べて農地の集積が難しい中山間地域の農地の活用については、地域の特色や特産を活かした農業のあり方も含めて検討します。

【主な施策・取組み】

・**耕作放棄地対策**

耕作放棄地を借りる農業者（再生利用者）に対し、再生作業等に要する経費等を支援



耕作放棄地の再生前

・**貸し手と借り手のマッチングによる活用促進**

耕作放棄地を含む農地情報をホームページ等で公開。就農希望者等とのマッチングを促進



耕作放棄地の再生後

2 農畜産物の安定的な供給の確保



(1) 消費拡大、地産地消の推進

施策⑤ 市内産農畜産物の消費拡大、地産地消を推進し、6次産業化・ブランド化に取り組む農業者を支援します

施策⑥ 「ふくおかさん家のうまかもん条例」に関連する施策の推進を図ります

人口 160 万人を超える大消費地を抱える強みを活かした都市型農業を推進しており、地産地消の取組みを強化し消費拡大を図ります。消費拡大を図るにあたっては、市内で生産される農畜産物の品目や生産過程、生産時期等について、市民の皆様にもっと知っていただくため、市内産農産物に関する情報発信に努めます。

また、市内産農畜産物の加工品開発や付加価値向上を図るため、6次産業化やブランド化に取り組む農業者等を支援していくとともに、特産品の PR による販路拡大に努めます。

農業者の販路拡大にあたっては、その手段として電子商取引(EC)の活用を促進し、消費者への農畜産物に関する情報発信を直接行うとともに消費拡大に取り組みます。

「ふくおかさん家のうまかもん条例」に基づき、関係局や関係団体と連携し、市内で生産された農畜産物及びその加工品を利用する事業者を支援し、地産地消を推進することで、市内産農畜産物の需要喚起と生産拡大を図ります。



【主な施策・取組み】

・EC活用推進

生産現場でのEC活用の早期の普及拡大を図り、市内産農産物の購入機会を市民へ提供するとともに、農家の販路拡大による所得向上、新たなチャレンジに取り組む農家の創出を促進

・農産物ブランド創出・販路拡大

市内産農畜産物の加工品開発や付加価値向上への支援及び国内外への PR による販路拡大に取り組む、農業者の所得向上及び農山村地域の活性化を図る

・「ふくおかさん家のうまかもん」事業者認定

市内産農林水産物及びその加工食品等を提供・販売する事業者を認定。ホームページでの紹介や PR グッズ交付等を支援し、地産地消の機運の醸成、市内産の生産・消費の拡大を図る



志賀島の特産品を使った佃煮



脇山の特産品を使ったジェラート



ふくおかさん家のうまかもんPR

（2）食の安全と食育の推進

施策⑦ 学校給食への活用など様々な市内産食材の利用を図りつつ、生産現場の安全管理の啓発や食育を推進します

市内産食材に関する情報を周知することが大切です。生産現場から出荷・販売に至るまでの安全管理に如何に取り組んでいるかあまり知られていないことから、食の安全への不安解消を図るとともに市内産食材の利用促進に向けた、市民が理解しやすい食農教育を行うことが必要です。

学校給食への活用推進を通じた市内産農畜産物への理解と、食と農の体験教室や学童菜園、花育体験教室などを通じた農業への理解につながる取組みを推進します。また、福岡市の農業を成長発展させ、市民の農業への理解と関心を高めるため、農林水産まつりの実施や各区や関係部局とも連携した施策を展開します。

食の安全・安心に向けた取組みとして、出荷前残留農薬検査による農薬使用基準の遵守に向けた啓発や、生産履歴記帳の徹底による農業生産工程管理（GAP）の取組みなどを進めます。また、福岡市では農薬の使用量・環境負荷等を低減した米作りを関係団体と連携して進めています。国が策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、今後、有機農業を進めていくにあたっては、地域の実情や農業者の意向に配慮しながら、有機農業に取り組む面積の拡大が図られるよう農業者の理解促進に努めます。なお、福岡市中央卸売市場の「ベジフルスタジアム」において定温卸売場の充実によるコールドチェーンの確立、「食肉市場」において食品安全マネジメントシステムである ISO22000 の認証取得により、新鮮で安全な野菜や食肉等を、市民へ安定的に供給しています。

【主な施策・取組み】

・学校給食の活用

学校給食における地産地消を推進し、市内産農畜産物の安定的な供給を図る

・出荷前残留農薬検査

農薬使用基準の遵守に向けた取組みの啓発を行い、食の安全・安心に向けた取組みを推進

・GAP（Good Agricultural Practices）

農業生産工程管理を推進し、食の安全・安心に向けた取組みを図る



学童菜園



花育推進事業

3 農村地域の振興、農と都市との共生



（1）地域の特性を活かした魅力ある農村づくり

施策⑧ 農業の持続的発展の基盤的役割を果たす「農村」の活性化に寄与する活動を支援します

市民が農業や農村の魅力に触れる機会や、農村地域の情報を市民へ提供する機会はまだ無く、そのような場をつくる必要があります。

都市と農業の距離が近い福岡市においては、専業に限らず、働きながら農業を営む兼業が可能であることから、UIターン就農や半農半Xといった形態による農業のかかわり方、多様なライフスタイルが実践されています。このような農業への取り組み方も踏まえ、独自のライフスタイルとしての農業を実践する農業者によるイベントやSNSを通じた情報発信等を促すとともに、農村地域を支えるコミュニティの活性化につながる「福岡市ならではの農業」について新たに検討します。また、農業従事者数の増加や地域コミュニティの維持を図るためには、農村地域に多様な人が住み続けられるための条件整備が必要であることから、農業の多面的機能を発揮させるための農村地域における環境負荷低減を踏まえた新たな取り組みを考えてまいります。

志賀島や北崎など農山漁村地域の農業振興を支援するとともに、人口減少や高齢化などの課題を抱える市街化調整区域の活性化を図るため、福岡市の農山漁村地域の中で指定された地域※では、生産者以外が営む農業体験・交流施設や直売所等の施設の設置も可能であることから、地域の農業振興の観点を踏まえた土地利用規制緩和制度の活用について研究します。また、新規就農者が地域に根差す農業を実践するにあたり、農業振興地域内における貸出可能な住居が少ない状況にあることから、関係局と連携して空き家と農地の情報収集を行う等、新規就農者の定住化と営農定着に向けた支援に努めます。

※ 指定地域（8校区）[東区] 志賀島、勝馬 [早良区] 脇山、内野、曲淵 [西区] 北崎、今津、能古

【主な施策・取り組み】

・農村力発信・発見事業

農山漁村地域(志賀島・北崎等)の農業の振興や活性化を支援

・多様なライフスタイルの実現

福岡市ならではの農業の取り組み方や農とのかかわり方などを踏まえ、今後の福岡市での農業者のあり方を研究していく

・鳥獣害防止総合対策

被害防止に向けた各種対策を行う

・畜産環境整備

生産性や収益性の向上とともに、環境汚染の防止等を図る

（2）農と都市の交流促進

重点

施策⑨ 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます

農業や農地は、安全で安心な農産物の提供だけではなく、自然環境保全や洪水防止などの国土保全機能、生物多様性の保全、安らぎや癒しを与える場の提供、さらには、自然や農作業等の体験を通じた教育・レクリエーションの場の提供など、農産物を供給する以外にも多面的機能を発揮し、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。

福岡市の農業者は新鮮な野菜等を市民に提供していますが、どれだけの過程や労力を経て農畜産物が消費者の手元に届くのかについて市民へ周知することが大切であり、農業そのものの仕組みや、農業が果たす多様な役割についての理解を促進していく必要があると考えています。生産者は消費者により理解してほしいとも考えており、相互理解を深めるためにも市内の農畜産施設等を活用するなど「農業教育」に取り組むことが必要となります。

そこで、生産から出荷に至るまでの農畜産業の営農活動に関し、市民の理解を促す「農」に関する情報発信を充実させ、農業・農地の多面的機能について理解がより深まるよう取り組みます。

【主な施策・取組み】

- ・農業の多面的機能に関する理解促進（農業への理解）
- ・市民農園拡大推進
- ・農林業ふれあい施設の管理・運営

油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園（今津、立花寺）



油山牧場



油山市民の森



花畑園芸公園



市民リフレッシュ農園(今津)

第3節 5年後の目標

「意欲ある担い手への支援・育成と、農業の魅力発信による農村地域の活性化」に向けて、5年後の目標を設定します。

[多様な担い手の確保と育成]

① 新規就農者数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
新規就農者数	28	178	150

※新たに農業経営を開始したもの。(農家の子弟継承及び見込の者を含む。)

② スマート農業の導入数 (単位：件)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
導入数	12	36	24

※新たにスマート農業を取り入れた件数(福岡市が把握した件数)

③ ECを活用し販路拡大に取り組んだ農業者数 (単位：件)

	令和3年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－3年度
農業者数	10	30	20

※新たにEC(電子商取引)を活用し販路拡大に取り組んだ農業者数(福岡市が把握した件数)

④ 女性農業者の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
女性農業者の割合	38.8	42.7	3.9

※福岡市農業協同組合の正組合員数における女性の割合

⑤ 農福連携「農」×「福」マッチング数 (単位：件)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
マッチング数	1	7	6

※福祉事業所等により取り組まれた件数(福岡市が把握した件数)

[農地の保全と生産基盤の整備]

⑥ 農業生産額 (単位：百万円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
総生産額	5,947	6,855	908

※野菜、果樹、花き、米、畜産、その他の合計

※野菜、果樹、花きについては、卸売市場（市内及び市外）での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率（80～85%）から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積（実績値）を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む

⑦ 生産緑地指定面積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
指定面積	2.5	2.8	0.3

⑧ 中心的な担い手への農地集積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
集積面積	502.7	562.7	60.0

※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積（農地利用集積累計値）

⑨ 耕作放棄地面積 (単位：ha)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
耕作放棄地面積	338	325	△ 13

[消費拡大、地産地消の推進]

⑩ 市内産農畜産物を使用した加工品開発 (単位：品)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度
開発商品数	39	51	12

※農産物ブランド創出・販路拡大事業等により開発・販売した加工品

⑪ うまかもん認定店における市内産農林水産物の使用が増えた認定店の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
使用割合	19	90	71

※使用割合が増えた認定店舗率で、現状値は令和2年の数値

[食の安全と食育の推進]

- ⑫ 学校給食への市内産農産物利用割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
野菜	24.5	32.4	7.9

※小学校における主要18品目の重量ベースで初期値は令和2年度の数値

[地域の特性を活かした魅力ある農村づくり]

- ⑬ 農業所得金額 (単位：千円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
農業所得金額	3,308	3,800	492

※現状値は、「福岡市農家所得実態調査（令和2年度）」に基づく専業農家の平均値

[農と都市の交流促進]

- ⑭ 過去3年間に農業と身近に接した経験がある市民の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
市民の割合	59.4	67.0	7.6

※現状値は、「令和2年度 市政に関する意識調査」に基づく数値

- ⑮ ふれあい施設の利用者数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
利用者数	313,400	387,800	74,400

※花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

- ⑯ 福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合 (単位：%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度
市民の割合	73.7	85.0以上	11.3

第4節 作目別の振興方向

1 野菜

福岡市の都市型農業の中心的な作物として、施設の整備による生産拡大や、機械化等の導入による省力化を図ることにより、収量・品質の向上や低コスト化を推進し、収益性を高め、安全・安心な市内産野菜の消費拡大・地産地消及びPRに努めます。

（1）施設化・機械化及びAI・IoT等を活用したスマート農業の推進

園芸ハウスの整備や機械化等の推進により省力化・省エネルギー化を行い、収量・品質の向上や低コスト化を図ります。また、生産性の向上を図るため、環境制御技術などの先端技術の実証を行うとともに導入を進めていきます。

（2）野菜の安定供給及び消費拡大

生産安定事業を引き続き実施し、安定供給と経営の安定を図るとともに、イベントや市政だより、ホームページ、SNSなどの広報手段を活用し、最新情報や魅力など福岡市の農や食に関する情報を発信することにより、新鮮な市内産野菜のPRと消費拡大・地産地消に努めます。

（3）安全・安心な野菜の供給

作物の安全性の向上などの農業生産工程管理（GAP）への取組み等を推進することにより、安全・安心な市内産野菜の信頼性の確保を図るとともに、将来的に持続可能な農産物の供給の実現に努めます。また、温度管理可能な密閉式の定温卸売場の充実によりコールドチェーンに対応した青果市場「ベジフルスタジアム」を通して、高度な品質管理等により安全で安心な野菜を市民へ供給します。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ほうれん草	入部、内野、今宿
ブロッコリー	入部、金武、壱岐、今津、周船寺
小松菜	今津、元岡
いちご	志賀、金武、今津、周船寺、元岡、北崎
すいか	北崎
しゅんぎく	入部、内野、元岡
キャベツ	入部、周船寺、北崎
かぶ	金武、北崎
トマト	元岡
だいこん	金武、北崎



いちご



だいこん

2 花き

野菜とともに福岡市の都市型農業の中心的な作物であり、消費者ニーズを反映した高品質・高付加価値な生産を推進するとともに、PR 活動や教育現場での花育などにより、市内産花きの消費拡大に努めます。

（1）高品質・交付加価値な花きの生産

施設の整備を推進し、高収量・高品質化や省力化等を図るとともに、価格安定対策に努め、効率的で安定した生産の確立に努めます。

花きの流通に関する情報収集に努め、市場評価の高い花きの需要に応じた計画出荷を推進します。

農協や市場等と連携し、特色ある優良品種の導入やブランド化を推進することにより、産地間競争に負けない花づくりに努めます。

（2）市内産花きの PR 活動・消費拡大

実際に花に触れることで花きの魅力を伝え、関心を高める花育推進事業や、イベント開催時における花きの PR 活動を行うなど、積極的に市民への情報発信を行うことで、市内産花きの消費拡大に努めます。また、海外への販路拡大に向けた、市内産花きの海外プロモーション事業に取り組んでいきます。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
ユリ	北崎
フリージア	
カーネーション	
トルコギキョウ	
ガーベラ	
菊	
ストック	
バラ	元岡、北崎



バラ



トルコギキョウ

3 水 稻

福岡市の全作付面積の約 67%を占める中心的な作物であり、市民の主食であり食文化の基礎でもあることから、消費者のニーズを踏まえた安全・安心で品質に優れた米作りを推進します。

（1）消費者ニーズに応える米作り

市民の主食である米の安定的な生産と供給を図るとともに、消費者のニーズを反映した、高品質で食味の良い米作りを推進します。

（2）大消費地を活かした販売

各種イベントによる PR や生協など大口顧客との連携を推進するとともに、学校給食への供給や消費者との交流会などによる市内産米の理解促進を図り、地産地消の拡大に努めます。

（3）環境に配慮した米作り

減農薬・減化学肥料栽培、畜産堆肥・緑肥の活用等により環境負荷を低減し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い米作りを推進します。

（4）作業の効率化と生産コストの削減

高齢化に伴う農業者の減少に対応しながら稲作が継続的に実施できるよう、トラクター等の農業機械の共同利用や、ライスセンター等の共同施設の活用を促進するとともに、地域の担い手等による作業の受託組織づくり、農地の集積を支援し、作業の効率化と生産コストの削減を図ります。

（5）主食用米の生産調整

米価の安定には需要に応じた生産が必要であるため、主食用米の需要減に対しては、生産者の経営安定に資する作物への転作を図ります。また、過剰な米の生産抑制や、米以外での水田の有効活用により、米価の安定化と生産者の経営安定を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
米	入部、脇山、内野、金武、吉岐、今宿、今津、周船寺、元岡、北崎
麦	吉岐、周船寺、元岡



米

4 果 樹

果樹については、省力・低コスト技術の導入を推進するとともに、農薬の効率的な使用や生物防除策を取り入れることにより、安全・安心への取組みを推進します。

また、直売所の活用や加工品開発などによる販路の拡大を図るとともに、観光農園の推進など経営の多角化を推進します。

（1）かんきつ類・びわ

志賀、能古、北崎など準無霜地帯に産地が分布する「かんきつ類・びわ」については、従事者の高齢化に対応するため、担い手への樹園地の集積、剪定による低木化、除草省力化のための園地草生栽培や省力栽培品目の導入を推進するとともに、加工品開発などによる販路の拡大を推進します。

（2）ぶどう

金武、今宿、席田などに産地が分布する「ぶどう」については、省力化を行うとともに適正管理による高品質生産を推進します。また、消費者ニーズに対応した高付加価値品種の導入に努めるとともに販路の拡大を図ります。

（3）果樹経営の多角化

地域の魅力を高める特産物を育て、直売所での販売、もぎとり園やオーナー制度など観光農園としての経営を推進するとともに、地域の観光・飲食業など他産業との連携強化を図ります。

主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
甘夏柑	志賀
ぶどう	金武、今宿
びわ	志賀
いちじく	金武、周船寺



甘夏柑

5 畜産

畜産については、都市部と調和のとれた畜産業の振興を図るため、周辺環境への影響低減を推進するとともに、家畜排せつ物の有効利用による資源循環型畜産や、安全で良質な畜産物の安定的な生産を推進します。あわせて畜産業に対する市民の理解促進、消費拡大に努めます。

（1）環境に配慮した畜産の推進

生産施設の臭気対策等の促進により、周辺環境に配慮した畜産の推進に努めます。

（2）耕畜連携による資源循環型畜産の推進

良質な堆肥の生産を進め、稲わらと堆肥の交換等による耕種農家の堆肥利用を促進し、資源循環型畜産の推進に努めます。

（3）安全で良質な畜産物の安定的な生産

国産自給粗飼料の品質向上、畜舎における衛生対策の徹底等により、安全で良質な畜産物の生産を推進します。また、家畜伝染病の対策として、農家に対し日常の予防対策の啓発を行うとともに、関係者との情報共有や連携強化により、万一の発生に備えた初動防疫体制づくりに努めることで安定的な畜産物生産を推進します。

（4）畜産経営の安定

施設整備等を推進し、生産性及び収益性の向上を図るほか、国産自給粗飼料の生産拡大、耕畜連携による飼料用米の稲わら利用や WCS 用稲の作付を推進し、生産コストの低減を図ります。

（5）畜産業に対する市民の理解促進・消費拡大の推進

各種イベントによる PR や油山牧場における家畜とのふれあい体験等により、市民の理解促進と消費拡大を推進します。

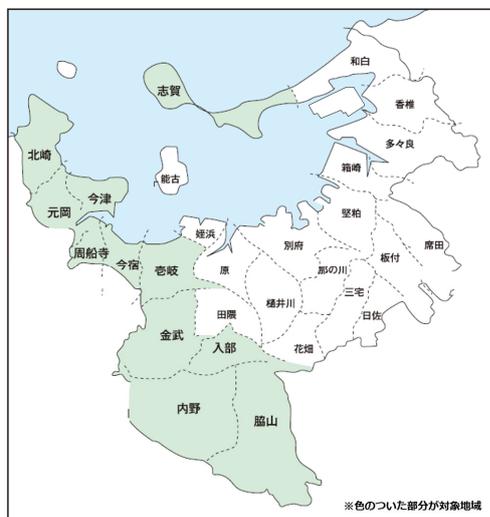
主な生産物	主な地域（農業振興地域が指定された地域）
牛乳	入部、脇山、内野、元岡
肉用牛	今宿、元岡
鶏卵	北崎



第5節 地域別（農業振興地域が指定された地域）

	販売農家戸数（戸）			農業従事者数(人)			農地面積（ha）		
	平成27年	令和2年	令和2年 /平成27年	平成27年	令和2年	令和2年 /平成27年	平成27年	令和2年	令和2年 /平成27年
志賀	23	13	56.5%	58	30	51.7%	153	92	60.1%
入部	94	76	80.9%	242	204	84.3%	153	152	99.3%
脇山	71	63	88.7%	201	139	69.2%	189	187	98.9%
内野	101	61	60.4%	251	147	58.6%	180	171	95.0%
金武	129	104	80.6%	328	241	73.5%	240	234	97.5%
杵岐	93	69	74.2%	240	169	70.4%	77	68	88.3%
今宿	36	27	75.0%	90	63	70.0%	83	74	89.2%
今津	42	24	57.1%	130	61	46.9%	137	135	98.5%
周船寺	66	56	84.8%	198	164	82.8%	118	106	89.8%
元岡	148	111	75.0%	408	277	67.9%	400	388	97.0%
北崎	95	76	80.0%	283	215	76.0%	435	429	98.6%

資料：販売農家数及び農業従事者数（平成27年2月1日及び令和2年2月1日）
 （2015及び2020農林業センサスによる数値）
 農地面積（平成27年1月1日及び令和2年1月1日現在）
 認定農業者数（平成28年4月1日及び令和3年4月1日現在）



脇山の棚田

認定農業者数（経営体）			主要作物
平成28年	令和3年	令和3年 /平成28年	
5	3	60.0%	いちご、びわ、甘夏柑
23	21	91.3%	米、キャベツ、しゅんぎく、ブロッコリー、えだまめ、ほうれん草、かつお菜
4	5	125.0%	米、かつお菜、茶、生乳
3	2	66.7%	米、たけのこ、ほうれん草、しゅんぎく
5	8	160.0%	米、ぶどう、いちご、だいこん、かぶ、ブロッコリー、かつお菜、えだまめ、いちじく
11	11	100.0%	米、青ねぎ、ブロッコリー、かつお菜
9	6	66.7%	米、ぶどう、ほうれん草
17	18	105.9%	米、いちご、青ねぎ、小松菜、ブロッコリー
15	16	106.7%	米、麦、青ねぎ、いちご、キャベツ、ブロッコリー、いちじく
60	55	91.7%	米、いちご、しゅんぎく、小松菜、トマト、れんこん、バラ、生乳、中晩柑
53	45	84.9%	だいこん、米、すいか、キャベツ、かぶ、菊、トルコギキョウ、バラ、ストック、ガーベラ、鶏卵、いちご、中晩柑

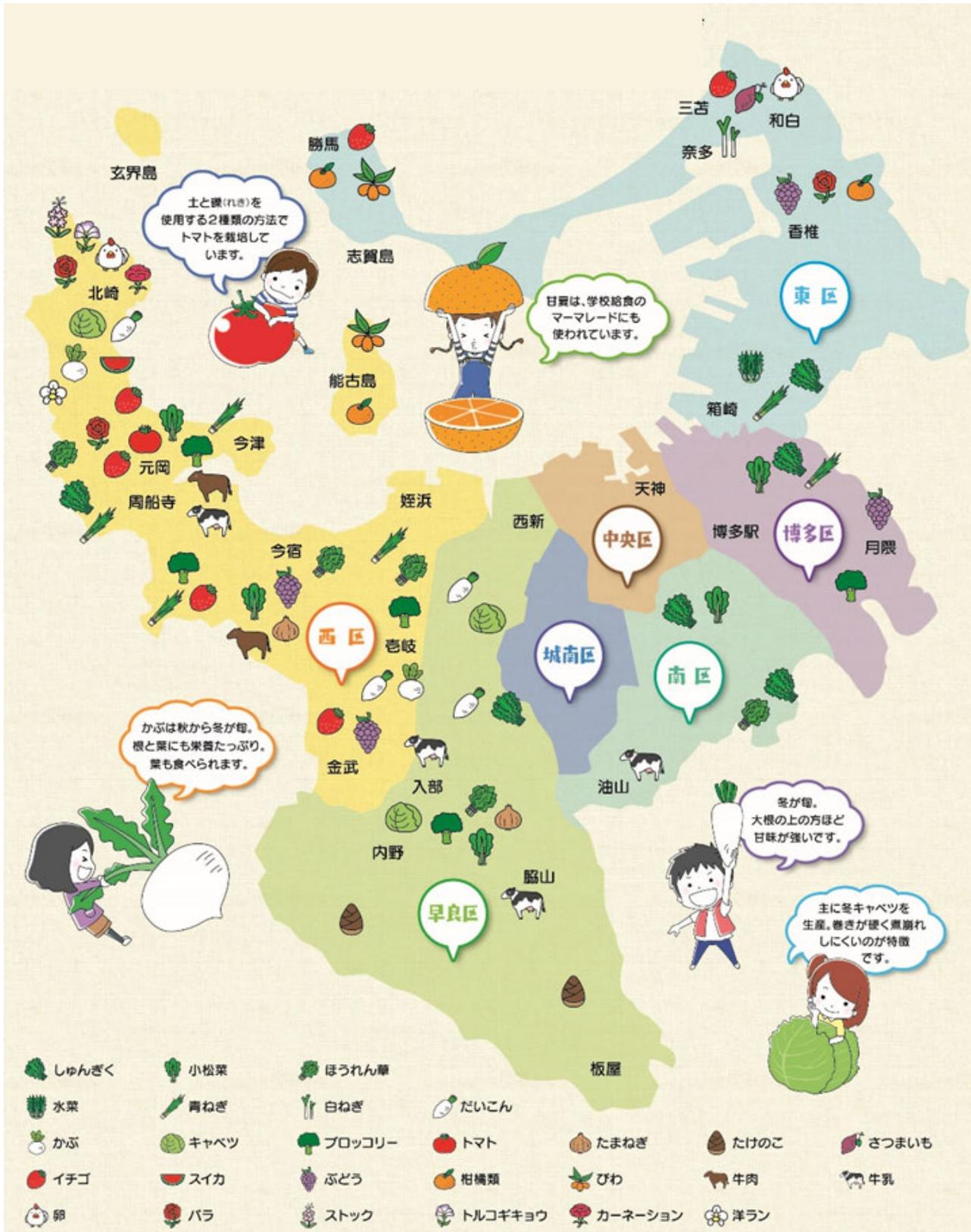


中山間部に広がる農地



北崎の大根畑

農畜産物産地マップ





博多あまおう

くあかい・まるい・おおきい・うまい>が特徴の「博多あまおう」。「甘い王様」の名にピッタリ! ビタミンC、カリウム、食物繊維も豊富です。11月から5月頃まで生産・出荷されています。



米

福岡市内の生産者は「安全・安心・環境にやさしい」稲作栽培に取り組み、地域の環境保全に努めています。福岡市自慢の美味しいお米「博多米」をご賞味ください。



しゅんぎく

茎までやわらかく、あくも少ないので、鍋物はもちろん、サラダまで手軽に美味しく楽しめます。冬場のビタミン補給には最適な緑黄色野菜です。年間を通して生産・出荷されています。



博多和牛

博多和牛は、福岡県内の「博多和牛生産者」として登録された農家が、福岡県内産の稲わらを主食とした良質な飼料を与え、大切に育てた和牛で、柔らかくジューシーな美味しいお肉です。



小松菜

しゃっきりとした茎の歯ごたえ、あっさりした味わい。おひたし、炒め物、漬物と幅広く利用できます。カルシウムの含有量は野菜のなかでもトップクラス。年間を通して生産・出荷されています。



福岡県産100%の牛乳を使用した乳製品

福岡県産の生乳は、風味豊かでコクのある美味しさです。美味しさを存分に味わうことができるバター、パンナコッタ、アイスクリームを取り揃えています。



ほうれん草

古く明治の頃から栽培され、和え物、鍋物などで美味しく楽しめます。各種ビタミン・ミネラル類が豊富で、鉄分は牛レバーに匹敵、食物繊維も豊富です。年間を通して生産・出荷されています。



バラ

福岡県は全国有数のバラの産地。中でも福岡市西区元岡、北崎地区では一年を通して約300万本という県内トップの出荷量を誇っています。福岡市の花の中でも、生産量・額ともに主役の花です。



ねぎ

根深ねぎ(白ねぎ)は、肉厚で糖質を多く含み、冬の味覚として欠かせません。青ねぎは、細く、やわらかく、熱を加えると甘みが出ます。根深ねぎは夏と冬、青ねぎは年間を通して生産・出荷されています。



ストック

西区北崎地区では、冬でも温暖な気候を活かし、秋から春にかけて約150万本を出荷しています。香りのよい花を咲かせ、開花期も長いことから、フラワーアレンジメントにもよく用いられます。



トマト

栄養価が高く、リコピンも沢山含まれています。うまみ成分であるグルタミン酸を多く含み、生のまはもちろん、焼いても煮ても美味しくいただけます。10月から6月頃まで生産・出荷されています。



トルコギキョウ

西区北崎地区では春から秋にかけて約100万本を出荷。凛として可愛らしい一重咲きや一本でも存在感のある八重咲きなど、色や形の種類の豊富さが魅力の花です。

資料：福岡市農畜産物消費拡大推進協議会

第3部 林業

第1章 森林・林業を取り巻く情勢

（1）社会情勢や市民意識の変化

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が社会全体で高まっています。森林の多面的機能は SDGs の様々な目標達成に貢献しており、注目を集めています。

国内においても、脱炭素社会の実現が喫緊の課題とされ、近年の集中豪雨による土砂災害の頻発も相まって、森林保全への関心が高まっており、NPO や企業等、多様な主体による森林の整備や保全活動が行われています。

それらを背景に、建築等への木材利用は目ざましく進化しており、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木材製品による木造の中高層建築物の増加、公共建築物のみならず商業施設における木造化・木質化の取組みの進展など、従来にない変化が生じています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、森林レクリエーションの需要が高まっており、森林を活用した観光・レジャー施設は一時的なアウトドアブームに留まらず各地で定着し、さらに、ワーケーションなど新しいニーズに応じた施設も整備されています。

（2）森林・林業の現状

国内の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、一般的な伐採適齢期である 50 年生を超える人工林面積は 10 年前の 2.4 倍に増加し、その蓄積量も増大しています。

国産材の供給量は平成 14 年の 1,692 万 m^3 から増加傾向にあり、令和 2 年は 3,115 万 m^3 となっています。需要面では、SDGs や環境問題への関心の高まりを背景に、非住宅・中高層建築物などこれまで使われていなかった分野における木材利用が注目されてきていることや、木質バイオマス利用の推進等により、木材利用量は増加傾向にあります。

このため、国産材の生産については、需要に応じて安定的に供給する体制づくりや人材確保、スマート林業の推進など、生産性の向上が課題となっています。

（3）国の動き

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、令和2年12月改訂）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定、令和2年12月改訂）のなかで、林業の成長産業化が明記され、地方創生に寄与しうる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

新たな森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年から全ての市町村と都道府県に対して、森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広い用途が認められており、森林経営管理制度とあわせて、これまで放置されてきた森林の整備が進むことが期待されています。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

第1節 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成29年度～令和3年度）では、林業分野の目標として「都市の魅力を支える森林づくりと森林資源の循環利用による林業の活性化」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

森林環境整備事業（荒廃森林整備事業）による間伐等整備については、近年、境界不明瞭などの理由により整備面積が減少傾向にあるため、境界明確化に取り組むことにより、整備を推進していく必要があります。

市民とつながる森林づくりについては、屋外活動に対する需要や環境意識の向上により市民の森林へのニーズは高まってきているため、今後、それらニーズに応える森づくりや、森林保全の必要性の啓発に取り組む必要があります。

効率的な作業道等の整備による利用間伐を実施することで、木材生産の低コスト化による林業のビジネス化を推進する林業資源ビジネス化プロジェクトは、平成28年度から取り組んでおり、これまでのノウハウの蓄積により一層の収益向上を図る必要があります。

小中学校や公民館など一部の公共建築物においては内装木質化への取組みが進んでいますが、全庁的な木材利用への波及には至っていません。地域産材については、流通体制が確立していないため、大規模な施設の整備への材の供給が困難であり、生産者等と連携した供給の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

結果としては、数値目標に掲げた5項目のうち、平成28年度の実績と比較して、「長期間手入れがなされていない森林の再生」など2項目は未達成となりましたが、「油山市民の森利用者数」や「林道及び森林作業道等整備延長」など3項目については概ね目標を達成しました。

（資料編参照）

第2節 現状と課題

(1) 森林の保全・再生

平成20年度より開始した森林環境整備事業（平成29年度までは荒廃森林整備事業）は、福岡県森林環境税を活用し、毎年、間伐等の整備を実施していますが、近年は、境界不明瞭や、持ち主の特定が困難であるなどの理由により、整備面積が減少傾向にあるため、適切な整備が行われるよう、境界の明確化に取り組む必要があります。

森林が公益的機能を発揮するために、適切な経営管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する等、森林経営管理制度を推進していく必要があります。

松くい虫被害対策については、薬剤散布などの予防や被害木の林外搬出等により、平成24年度をピークに被害は減少していますが、引き続き国・県・福岡都市圏など関係機関が一体となった防除に努める必要があります。また、抵抗性松苗の植林など、地域との共働による松林の保全・再生への取り組みが必要です。

また、近年の集中豪雨の頻発に対応し、土砂災害の発生を防止するため、治山事業の推進や土砂災害に配慮した森林整備を行っていく必要があります。

市営林によるカーボン・オフセットについては、全国的に多くの自治体に取り組んでいることから供給過剰傾向にありますが、脱炭素社会の実現に向けて、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジにも寄与するため、引き続き、新規販売先の確保に取り組む必要があります。



適切な間伐が行われず
荒廃した森林



集中豪雨による林道の土砂災害

(2) 市民と森林のかかわり

令和2年度に実施した市政に関する意識調査結果によると、森林の役割について、地球温暖化の緩和や土砂災害防止への期待が大きくなっています。

一方、木材の生産・供給や水源涵養^{かん}についての関心は低く、木を使うことが森林整備に結びつくことや、森林が山・川・海の豊かな水循環を育んでいることへの理解が進んでいないことが分かります。

幅広い世代の市民が、森林での活動や木材とのふれあいを通じて、森林を身近に感じることができるよう、市民が求める森づくりを行っていくことが必要です。

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対し、着実に対策に取り組む必要があります。

開園50周年を迎えた油山市民の森については、施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応などの課題に対し、魅力ある施設となるよう、再整備に取り組んでいます。

さらに、森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、NPO等による森林づくり活動の支援や出前講座等による情報発信に加え、森林での作業体験や森林・林業について学習する機会の提供、木育への取組みなど、普及啓発を推進していく必要があります。

(3) 林業の生産基盤

林業の重要な生産基盤である林道や作業道については、令和2年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」等、主要な林道を軸とした路網整備の検討を、関係者と協議していく必要があります。

一方、管理している林道の約半数が開通後60年を経過しており、補修や長寿命化の対策に取り組んでいく必要があります。

森林所有者の高齢化や相続による世代交代により、森林の場所や境界を知らない所有者が年々増加していることから、平成28年度の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、令和元年度より運用しています。

本市においては、林業従事者の比率が0.01%と低く、森林整備を持続的に担っていくことのできる人材の確保が必要です。様々な担い手の育成や技術力向上、集約的な施業方法の確立などに取り組む必要があります。



森林基幹道「早良線」

(4) 持続可能な林業経営の確立

(ア) 森林経営

市内の小規模零細な所有規模では、個々の森林所有者が効率的な森林整備を実施することは困難であり、林業生産を継続的に展開していくには、施業の集約化が不可欠であるため、森林経営計画の策定や森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託などを推進していく必要があります。

また、土地所有者と市が契約を締結し、スギやヒノキなどの森林を市が管理する分収林制度については、森林の状況や所有者の意向に応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

市営林において、利用間伐を推進し、計画的に木材供給を行っていくための林業資源ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積によりさらなる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要があります。

(イ) 地域産材の利用促進

平成25年10月に策定した「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」をより実効性のあるものとするため、令和元年度に「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物の建築等に携わる職員への研修や庁舎の木質化を進めています。

しかしながら、まとまった量の木材を活用して施設整備を行う場合に、材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士が少ないことなどにより、全市的な木材利用への波及につながっていないのが現状です。

市内産木材の利用については、原木市場への出荷が中心である従来の流通体制に加え、木材の生産者・加工業者・需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みづくりに取り組んでいます。

森林資源を有効に活用する観点から、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給しています。



福岡市公共建築物等
木材利用ガイドライン
(令和元年度)

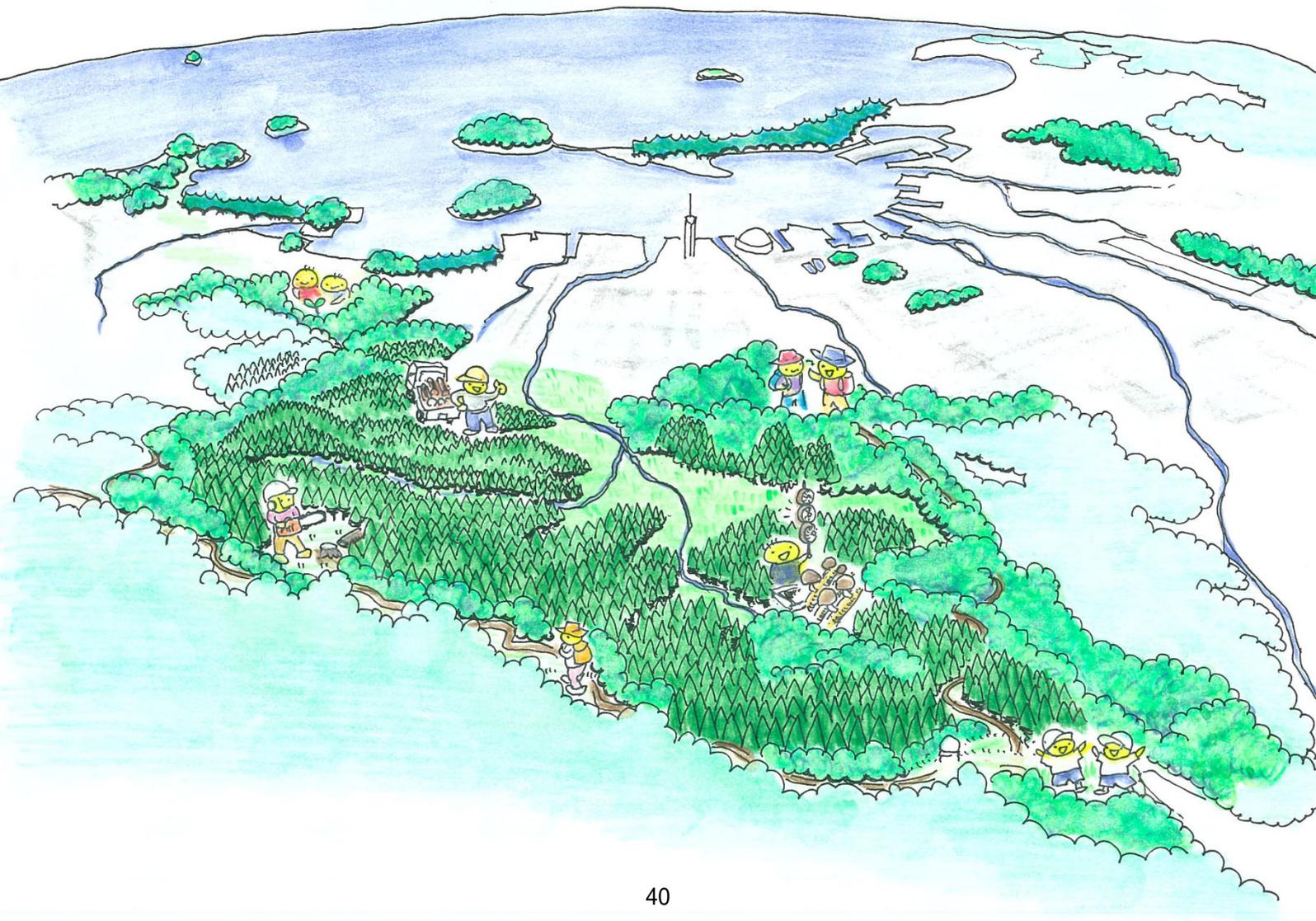
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/nosui/shinrin-rinsei/life/koukyoukentakubututou.html>

第3章 基本方向

第1節 福岡市の森の将来像（長期ビジョン）

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。その多面的機能をより高め、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる次世代に残したい森の将来像として、『みんなで守り・楽しみ・活かす^{ふくおか}都市の森づくり』をとりまとめました。（次頁参照）

将来像では、福岡市の森が将来にわたり多面的機能を十分に発揮できることが重要であることから、これまでの森林・林業分野の範囲だけでなく、地球環境保全・海づくり、市民利用（レクリエーション、教育）も含むものとなりました。



みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり

ふくおか



油山市民の森

はじめに

■目的 ～次世代のために～

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。

森林は、山～川～海の水の循環を生み、山のミネラルが豊かな博多湾の海産物を育み、二酸化炭素の吸収や生物の多様性、災害防止、リフレッシュやレクリエーションの場、そして木材等を生産するなど、持続可能な社会の実現にも貢献する多くの機能を持っています。

本ビジョンでは、こうした森林の持つ多面的機能をより高めることによって、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる環境を、次世代に残していくことを目指していきます。



【森林が持つ多面的機能】 森林は、土砂災害防止、水源の涵養、気候変動の緩和などの多面的機能を有し、市民生活に様々な恩恵をもたらします。



【持続可能な開発目標（SDGs）】

目標 15「陸の豊かさを守ろう」中の「持続可能な森林の経営」をはじめ、水を育み（目標6）、豊かな海をつくり（目標14）等の様々な目標が森林での取り組みに関連しています。

森林の現状と課題

森林は、水循環や花粉症など身近な生活環境から、温暖化という地球規模の環境問題まで、大きく関わっています。また、レクリエーションや教育など市民が楽しむ場としての森林に寄せられるニーズも近年多様化しています。一方で、森林を形づくる林業は、木材価格低迷や担い手不足など様々な課題を抱えています。福岡市の森林における現状・課題を、「地球環境保全・海づくり」「市民利用（レクリエーション・教育など）」「林業・木材生産」の3つの視点から整理します。

(1) 地球環境保全・海づくり

① 快適環境形成、生物多様性保全

- ・スギ・ヒノキの花粉症対策が求められている
- ・人工林の割合が多く、森林の多様性が少ない
- ・マツ林の松くい虫被害の継続



③ 災害防止

- ・維持管理不足による災害防止機能の低下
- ・集中豪雨の増加による山地災害の増加



② 水源涵養

- ・森林の持つ水源涵養機能や滋養豊かな水の、山～川～海をつながりが十分に認識されていない
- ・市域外の水源地域の森林への関心が低い



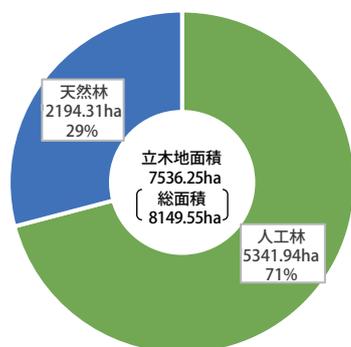
④ 地球環境保全

- ・二酸化炭素の吸収量を増加させるには森林の整備が必要なが十分に理解されていない
- ・都市に炭素を貯蔵する木材利用が進んでいない



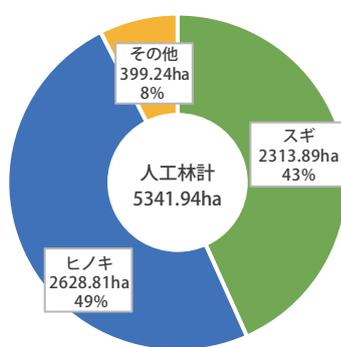
■ 人工林と天然林（民有林のみ）

本市の民有林における人工林と天然林の割合は人工林が約7割です。



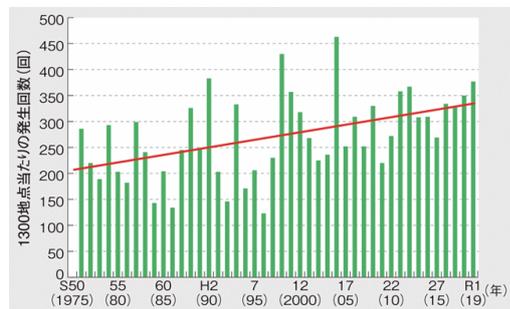
■ 樹種別構成面積

民有林における人工林の樹種別構成比は、ヒノキが全体の約5割、スギが約4割です。



■ 1時間降水量 50 mm以上の年間発生回数

全国における1時間降水量 50 mm以上の発生回数は増加傾向です。



資料：林野庁「令和元年度 森林・林業白書」

(2) 市民利用（レクリエーション・教育など）

① 森林空間の利用

- ・新型コロナウイルス感染症などの影響により増加する屋外レクリエーション需要の受け皿が必要
- ・森林利用の安全管理と森を楽しむ仕掛け、アクセス性の向上が必要



③ 観光

- ・観光施設や設備の整備と維持管理、魅力発信が必要
- ・これからのニーズと森林の魅力を活かした新たな取り組みの検討が必要



② 教育

- ・森林での体験学習や環境教育の機会が不足
- ・森林利用の安全の確保と活動を担う人材が必要
- ・林業によって森林が守られていることが広く周知・啓発されていない



④ 文化

- ・木造建造物や工芸品をはじめとする「木の文化」の後世への継承
- ・文化資源と一体となった森林の文化的価値及び景観保全の認識不足
- ・文化資源の保護と森林の維持管理のバランスが難しい



(3) 林業・木材生産

①森林の保全・再生

- ・ 放置され、荒廃した森林の間伐の必要性が高まっている
- ・ 収穫期を迎えた森林が 80%を超えている

②木材の利用

- ・ 建築物等の木造化・木質化が積極的に行われていない
- ・ 木材価格の低迷により、伐採が進んでいない

③持続可能な林業経営

- ・ 所有面積が小規模であるが、境界が不明瞭のため、集約化が困難
- ・ 所有者の森林への関心が低下している

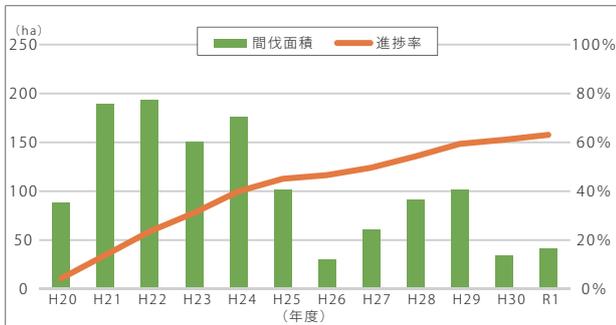
④担い手の育成

- ・ 林業従事者が少ない
- ・ 林業に関する技術を持った人材不足
- ・ 新たな担い手の確保が必要



■荒廃森林整備面積の推移

平成 20 年度から整備した面積は 1,258ha（荒廃森林と特定された全体面積 1,993ha の 63%）ですが、近年、境界不明瞭などにより整備面積が減少しています。



■林業従事者数

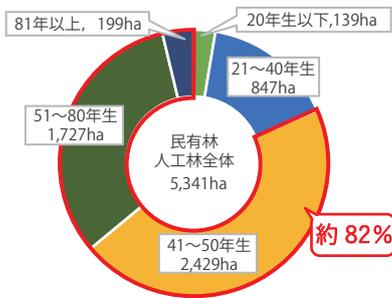
福岡市の林業従事者は全体の就業者のうち 0.01%と少なくなっています。

H27年次 (国勢調査)	実数(人)	構成比(%)
総数	667,895	100.0
第1次産業	4,142	0.67
農業	3,526	0.53
林業	99	0.01
漁業	517	0.08
第2次産業	92,515	15.02
うち木材・木製品製造業	160*1	-
第3次産業	519,335	84.31

※1：H28 年度経済センサス（経済産業省）による

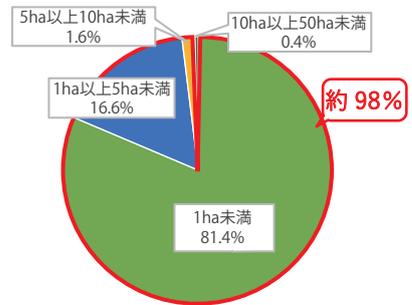
■樹齢・齢級別割合

民有林の人工林のうち約 82%が樹齢 41 年生を超え、木材として利用可能な時期を迎えています。



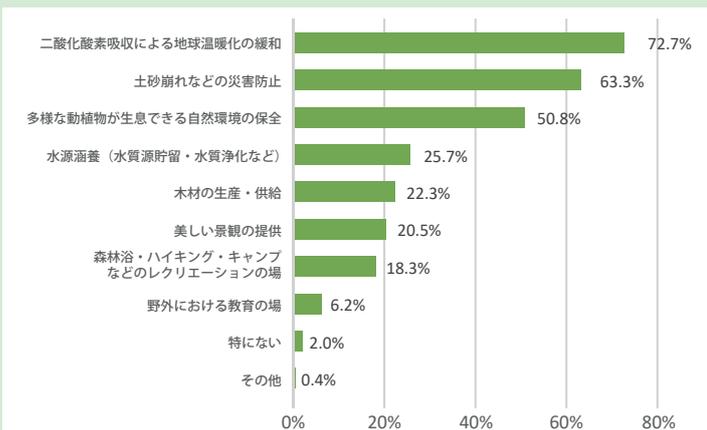
■森林保有面積

森林所有者の約 98%が所有面積 5 ha 未満の小規模所有者です。

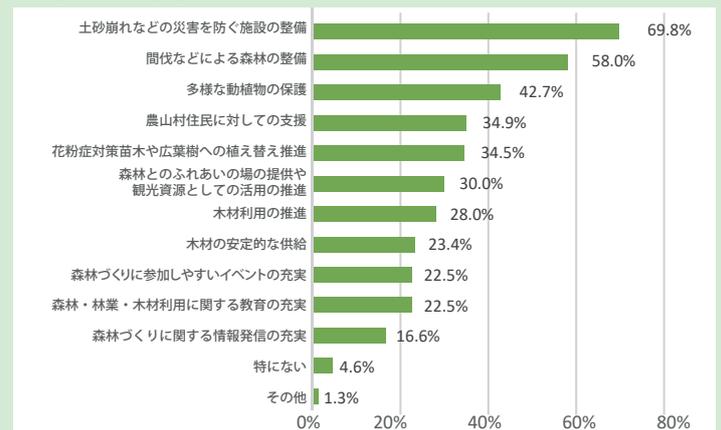


■森林に関する市民意識の把握 (令和2年度 市政アンケートより)

問 森林が持つ重要な役割はどのようなことだと思いますか。(複数回答)

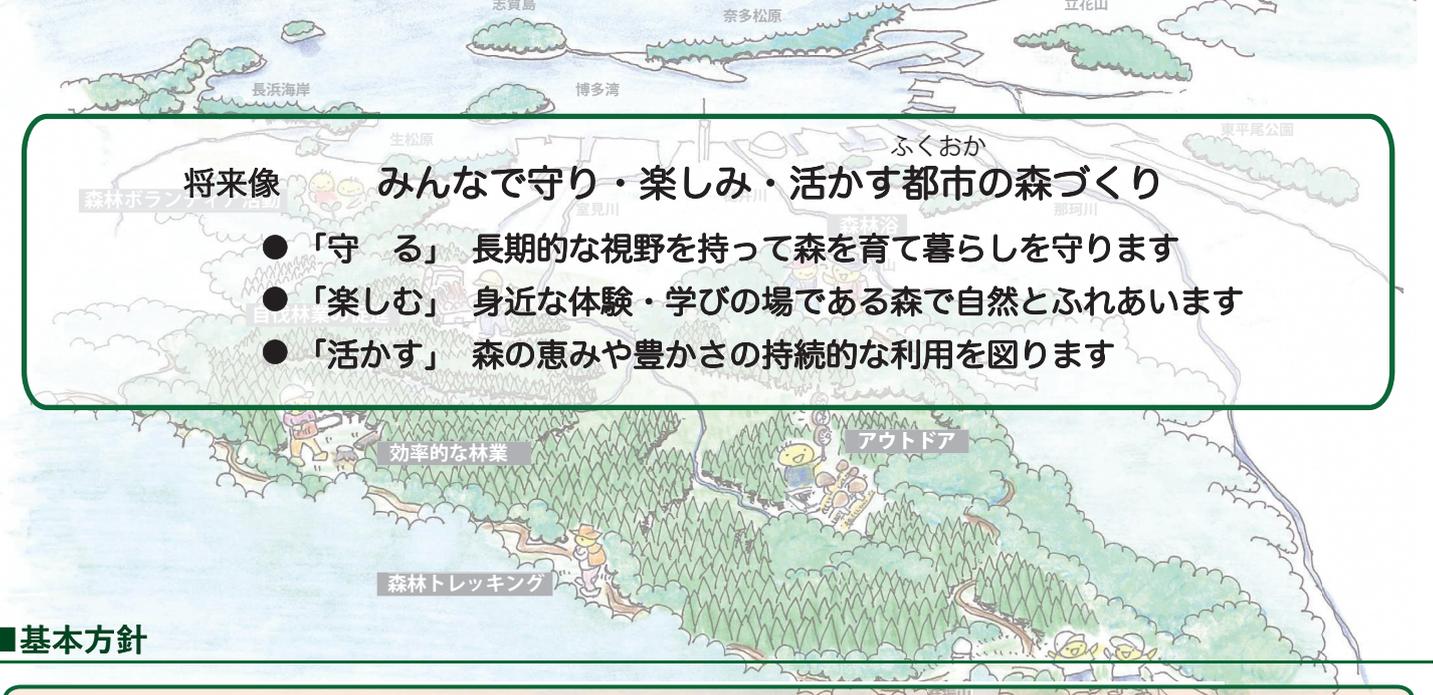


問 福岡市が今後重点的に取り組むべき森林・林業施策はどのようなことだと思いますか。(複数回答)



■福岡市森づくりの将来像

森の恵みや豊かさを市民全体で育て、ふれあい、将来にわたり森を活用していくことにより、森林の持つ様々な多面的機能を広く享受することを目指し、100年後に向けた森の将来像を設定します。



将来像 みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり

- 「守る」 長期的な視野を持って森を育て暮らしを守ります
- 「楽しむ」 身近な体験・学びの場である森で自然とふれあいます
- 「活かす」 森の恵みや豊かさの持続的な利用を図ります

■基本方針

基本方針1 毎日の暮らしを快適にし、災害を減らす「安心の森づくり」 森林環境教育

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対して、着実に対策に取り組めます。また、近年、頻発する集中豪雨等による災害が発生しており、「流域治水」の考えに基づいた防災・減災対策に取り組めます。



基本方針2 身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」 ~ Work Hard, Play More Hard ~ (仕事も遊びも全力になれるまち)

働く場所と自然が近いコンパクトな福岡市の強みを活かし、より多くの市民が森林で体験し、学べる環境づくりを目指すとともに、観光拠点としても利用できるよう取り組みます。



基本方針3 脊振山系から博多湾まで流域全体で行う「水循環の森づくり」

福岡市には一級河川がなく多くの水を市外の水源に頼っています。貴重な水資源と海域を含めた豊かな水循環を確保するため、市内の森林の水源涵養とともに、広域的な視点をもった施策に取り組めます。



基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

多様な生物の保全や、福岡市が取り組む2040年度を目指したチャレンジに寄与する温室効果ガスの吸収源の役割を担う森林を維持し、その働きを高める取組みを実施します。



基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

森林は「伐って使って植える」循環により持続的な利用を図る必要があります。森林の整備・保全、施業の集約化、持続的な林業経営、担い手育成、木材利用の促進により、林業を安定化させる仕組みを検討します。



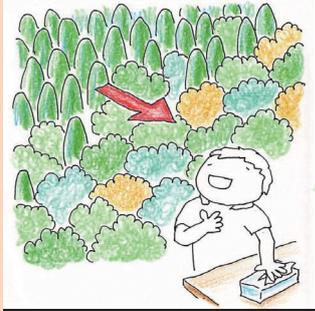
森づくりの基本施策

福岡市の森づくりの将来像の実現に向けて、「守る」「楽しむ」「活かす」を踏まえた5つの基本方針について、それぞれ取り組むべき基本施策を設定します。

(1) 基本方針1 毎日の暮らしを快適にし、災害を減らす「安心の森づくり」

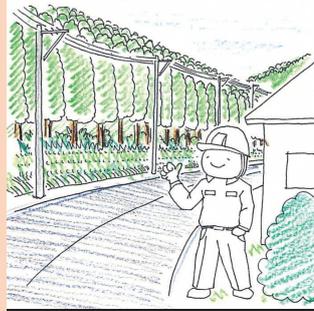
基本施策1：アレルギー（花粉症）対策

スギやヒノキの伐採・有効活用やアレルギーに配慮した樹種（広葉樹）の再造林を推進します。



基本施策2：災害に強い森林づくり

大規模災害に対処するため、間伐等による手入れや良好な林床の維持を行います。



基本施策3：海岸林の保全

海岸部に点在し、市民に愛されている防風林・防砂林としての役割を持つ、松林の保全に努めます。



(2) 基本方針2 身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」

～ Work Hard, Play More Hard ～ (仕事も遊びも全力になれるまち)

基本施策1：森林空間・活動施設の整備

森林空間及び活動施設の整備、森林へのアクセス改善などに取り組みます。



基本施策2：森林を活かした活動プログラムの提供

空間やニーズに合わせた活動プログラムの開発に取り組みます。



基本施策3：魅力ある森林の情報発信

市民が森を身近に感じられるよう、森林・林業への理解促進を図ります。



基本施策4：関係機関との連携

森林環境教育・体験プログラムの運営、活動を担う人材育成、文化資源の保護など森林の維持管理手法の検討を行います。

(3) 基本方針3 脊振山系から博多湾まで流域全体で行う「水循環の森づくり」

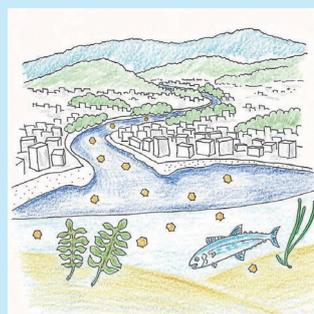
基本施策1：水源涵養機能の維持増進や地域間の連携

ダムや近郊河川、筑後川水系からの貴重な水源を維持するため、水源涵養機能を十分に発揮できるような、森林保全に取り組みます。



基本施策2：豊かな水循環の確保

森林など陸からの栄養を含んだ水などの供給により豊かな海が育てられることから、山～川～海のつながりに配慮した森林保全に取り組みます。



基本施策3：市民や企業との連携による水源の森づくり

福岡市および水源地域の森林の水源涵養機能を維持する取組みを市民や企業と連携して推進します。



(4) 基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

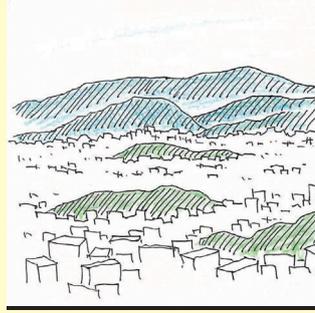
基本施策1：公益的機能を発揮する豊かな森林の保全・整備・管理

温室効果ガスの吸収機能や多様な動植物の生息・生育環境としての機能を十分に発揮させるため、適切な森林管理により保全を行います。



基本施策2：緑のネットワークの構築

市周縁部の樹林地、都市部の公園や緑地保全地区などは、生物多様性や、ヒートアイランド現象の緩和、市民の憩いの場として保全し、快適な環境形成に努めます。



基本施策3：市民・企業の共働による森林保全活動

森林所有者や林業経営体、市民団体、NPO 法人、企業など各種団体と連携し、森林保全活動を支援します。



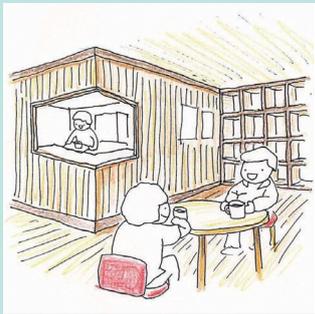
基本施策4：森林資源活用による炭素貯蔵

樹木は伐採して使うことで炭素を貯蔵することができるため、木材の利用促進に取り組みます。

(5) 基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

基本施策1：森林資源の利用促進

市産材の利用促進に向けた取り組みを行います。



基本施策2：生産効率の向上及び低コスト化の取り組み

施業を集約化し、計画的・持続的な林業経営ができる生産性の向上に努めます。



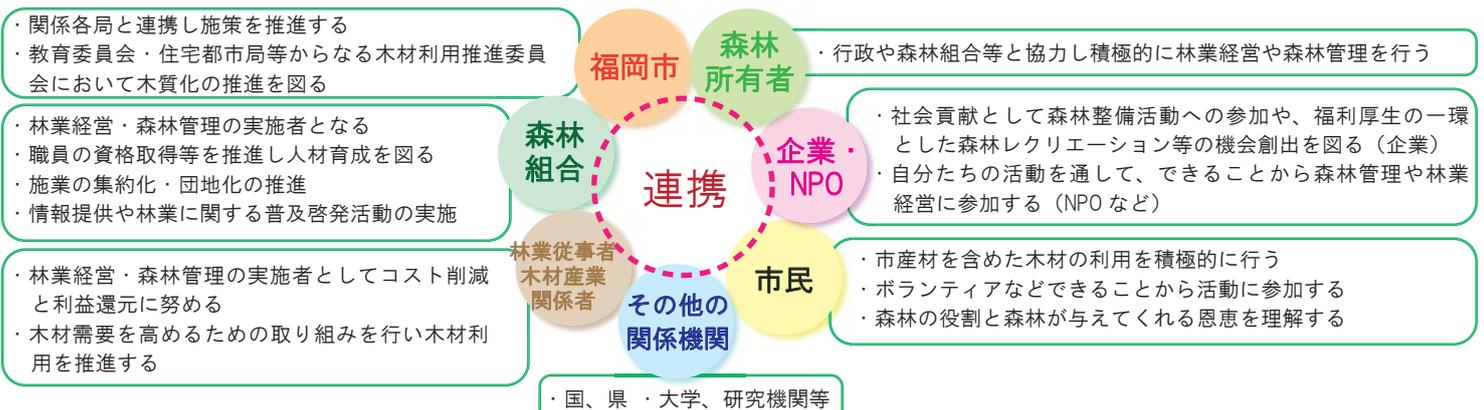
基本施策3：担い手の育成

市民ボランティアなど多様な担い手の育成に努めます。



将来像を実現するための役割分担

行政だけでなく、関係機関や森林組合、所有者、市民、企業、各種民間団体等の理解と協力を得ながら連携して取り組むことにより、推進体制の構築を図るとともに、情報発信・普及啓発に努めます。



ゾーニング

将来的な森林経営、森林の利活用の視点から、ゾーニングを行い、「ゾーン」「ベース」「トレイル」を設定します。ゾーンは明確な線引きではなく、現状に即して大まかな誘導の方向性を示すものとしします。

①ゾーン

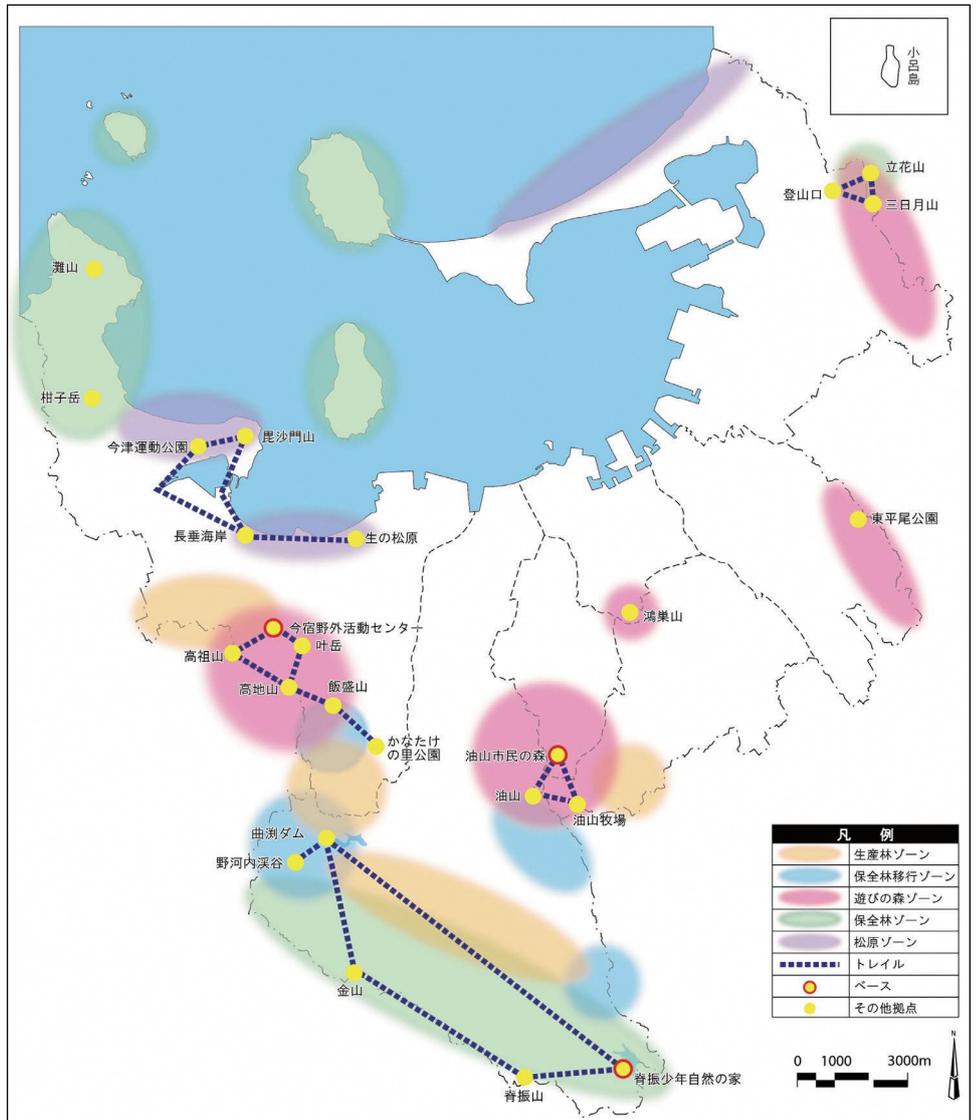
福岡市の森林を「生産林ゾーン」「保全林移行ゾーン」「遊びの森ゾーン」「保全林ゾーン」「松原ゾーン」の5つに分類します。それぞれの特性に合わせて施策を展開していきます。

②ベース（活動拠点）

森林空間を利用する上で拠点となる施設やスポットの中で、特に重要な場所として設定します。例えばレクリエーション施設や登山道の出入り口など比較的人が集まる場所を検討します。

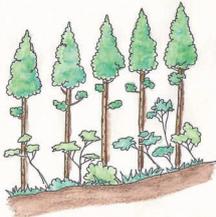
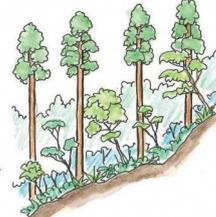
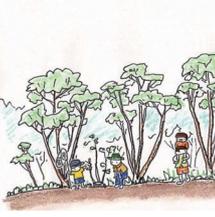
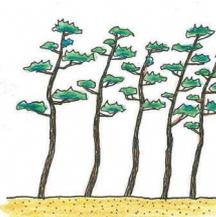
③トレイル（活動動線）

ベースを含む各拠点を結ぶ動線として整備します。既存の遊歩道や登山道などを基本とし、利用者ニーズが高いルート等を優先して整備することを検討します。



図：森づくりのゾーニング（方向性）

【ゾーンの考え方】

	生産林ゾーン	保全林移行ゾーン	遊びの森ゾーン	保全林ゾーン	松原ゾーン
ゾーン区分	 <p>スギ・ヒノキの人工林のうち、木材の生産に適した場所。</p>	 <p>スギ・ヒノキの人工林のうち、施策が困難である場所。</p>	 <p>広葉樹を主体とした森林のうち、スポーツやレクリエーションのフィールドとなる場所。</p>	 <p>広葉樹を主体とした森林のうち、災害防止や生物多様性保全などの機能が大きい場所。</p>	 <p>玄界灘に面したクロマツの植林地。</p>
誘導の方向性	森林所有者への意向調査や森林の集約化、路網整備などを積極的に検討。	針広混交林、複層林等の目標林型も含み、一部は天然林への誘導を検討。	修景的な施策や森林ボランティアによる管理等を行いつつ、市民レクリエーションの場としての整備・活用。	多面的機能の発揮のための施策にとどめ、森林の発達を見守る。	防風防砂林として機能し、官民共働でマツ枯れ対策を行いつつ、市民レクリエーションの場として活用。

第2節 計画の目標（5年間）

脱炭素化、山地災害対策、花粉症対策や森林レクリエーション需要の高まりなど、森林を取り巻く環境は近年大きく変化し、それに対応するための政策も森林環境譲与税の創設や森林経営管理法の制定など転換期を迎えています。

戦後に植林された森林資源の蓄積量はこれまでで最大となっています。これを「伐^きって使って植える」循環により持続的な利用と生産を行っていくために、これからの5年間は、所有者への意向調査や境界の明確化、ICTを活用した効率的な林業経営の基盤づくり、地域産材など木材利用の仕組みづくりなどに重点的に取り組み、将来像実現のための土台づくりを行います。

このため、本計画（5年間）の目標を『**快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築**』とし、森林の有する多面的機能の発揮を図るとともに、都市型・循環型林業の構築に取り組みます。



第3節 振興方向（5年間）

本計画（5年間）の目標「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」に向けて、2つの施策の方向性に基づき施策を展開します。

（1）森林の有する多面的機能の発揮

荒廃した森林の間伐など森林の保全を推進するとともに、林業経営に適さない人工林の広葉樹林化や針広混交林化による花粉症対策に取り組めます。

また、油山市民の森の再整備など市民が森林に親しむ環境づくりなどに取り組み、森林に対する市民の理解促進に努めます。

（2）都市型・循環型林業の構築

森林経営管理制度に基づき持続可能な林業経営を推進するとともに、地形データや林道等基盤データを活用した効率的な森林整備の基盤を構築します。

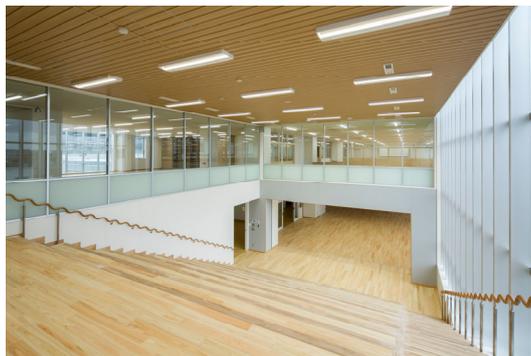
九州一の大消費地であることを生かし、木材利用に積極的に取り組むとともに、地域産材の供給の仕組みづくりを行います。



油山の遠景



油山市民の森



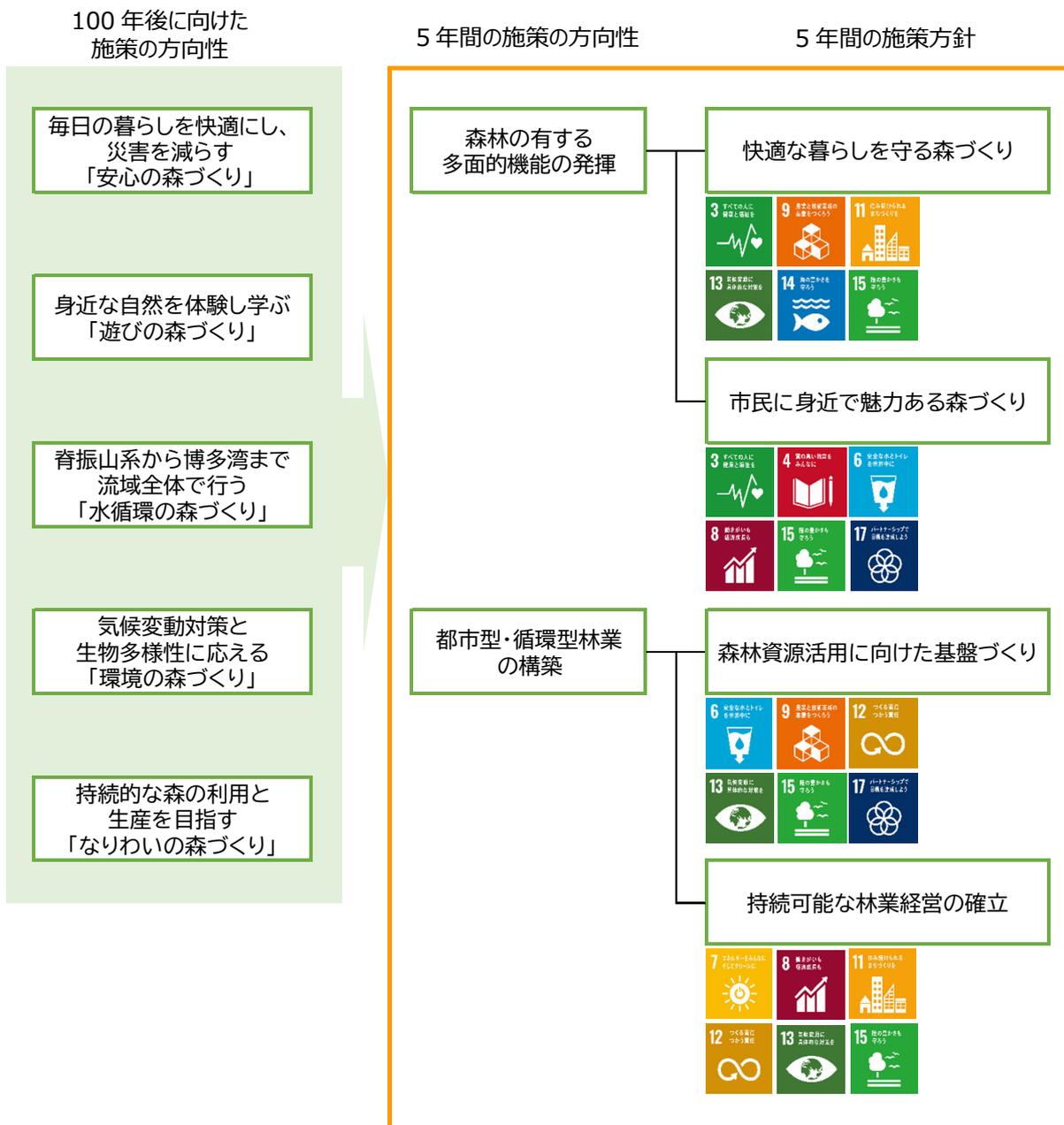
照葉北小学校

第4章 振興施策

第1節 施策の体系

【長期的な目標（100年後）】 みんなで守り・楽しみ・活かす都市の森づくり ^{ふくおか}

【目標（5年間）】 快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築



第2節 施策の実施方針・重点施策

1 森林の有する多面的機能の発揮

(1) 快適な暮らしを守る森づくり



ICT を活用した境界明確化や所有者への意向調査により森林の整備を進めるとともに、山地災害防止や松くい虫対策など暮らしを守る森林の保全に努めます

重点

航空レーザ計測など、リモートセンシングによって得られたデータを活用し、地籍調査が行われていない地域においても適切な森林整備が実施できるよう、森林環境譲与税を活用した境界明確化の推進に取り組めます。



境界明確化の作業風景

林業経営に適さないスギ・ヒノキの人工林については、広葉樹林化や針広混交林の複層林化など、多様な森づくりを進めることにより、花粉症の原因となるアレルギー物質の軽減や、生物多様性の保全を図ります。

また、今後の管理方針について所有者への意向調査を継続し、森林経営管理制度に基づく適切な経営管理を推進します。

山地災害を防止するため、県と連携して土砂崩壊防止のための治山事業を推進するとともに、防災上整備が必要な林道への対策を進めていきます。また、面的な森林整備を実施する際には災害のリスクを軽減する施業方法を採用するとともに、主伐（皆伐）後は再造林を行い、多面的機能が引き続き発揮されるように努めてまいります。



地域による松林の保全活動

また、松くい虫対策については、引き続き、薬剤の地上散布などの防除を徹底するとともに、抵抗性松苗の植林など、地域と連携した松林の保全・再生活動に取り組めます。

市営林によるカーボン・オフセットの取組みについては、引き続き、企業などへのPRを図り、クレジットの活用による森林整備の推進を図ります。

【主な施策・取組み】

- ・境界明確化、意向調査の推進
- ・林業経営に適さない人工林の広葉樹林化、針広混交林化
- ・森林・林道の災害対策、松くい虫対策

（2）市民に身近で魅力ある森づくり



油山市民の森の再整備など、市民が森林に親しみ理解を深めるための取組みを実施します

気候変動対策や SDGs による意識の高まりを捉えて、「森づくり」や「市域外も含む水源地とのつながり」などに対する市民の理解を醸成していくための普及啓発に努めます。

重点

油山市民の森は、様々なニーズに対応した身近な体験活動・森林環境教育の場として、市民が「森で楽しむ」きっかけとなる施設を目指し、再整備を進めます。



油山市民の森再整備のイメージ

NPO・ボランティア団体や、企業のCSR や社会貢献活動としての森づくりについては、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」をはじめとする様々な支援事業を活用しながら推進していきます。

特に、里山林などでの藪化の進行や竹の侵入などが見られることから、地域住民や森林所有者等が協力して取り組む保全管理活動の促進に努めます。



NPO等による森づくり

また、木を使うことが森林の保全につながる事が十分知られていないため、市民の目に触れやすい公共施設の木質化や、イベントにおける木製品の展示や配布、木育の取組みなど、木のぬくもりや心地良さを感じてもらうことを通じて、市民へ「木づかい」の必要性を積極的に広報します。

【主な施策・取組み】

- ・油山市民の森の再整備
- ・市民や企業による森林整備活動の推進
- ・森づくりや木づかいについての普及啓発

2 都市型・循環型林業の構築

（1）森林資源活用に向けた基盤づくり



航空レーザ計測によって得られた地形データ等を活用し、低コストで木材を搬出できる路網整備など、計画的な生産基盤づくりに取り組みます

森林基幹道「早良線」沿線の利用間伐等を効率的に推進していくため、令和2年度に行った路網整備の検討を踏まえ、具体的な手法について関係者と協議を進めていきます。

林道について、電子データによる林道台帳の整備を行います。維持管理については、災害を防止するために、定期的にパトロールを実施するとともに、林道における除草や排水施設の清掃等の維持管理を実施していきます。市が管理する林道の橋梁については長寿命化計画に基づき、計画的な維持補修に努めます。

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を整理した林地台帳について、周知に努め、情報の追加・修正により精度を高めることで、森林整備や資源活用に活かしていきます。

人材の不足に対応するため、個人が週末に副業として間伐等の森林整備を行う自伐林家などの取組みの広がりを把握し、森林に関する知識や木材生産の技術の普及、安全教育など、多様な担い手の育成に努めます。

【主な施策・取組み】

- ・林道の台帳整備や維持管理
- ・林地台帳の精度向上、活用
- ・多様な担い手の育成



林道の維持管理



安全作業の講習会（油山市民の森）

（2）持続可能な林業経営の確立



地域産材の積極的な利用により林業生産・森林整備を活性化します

二酸化炭素の吸収源や水源涵養^{かん}、土砂災害防止など、森林がもたらす多様な恵みを受け
 するためには、持続可能な林業経営により、森林資源を「伐^きって、使^きって、植^きえる」循環利用を図
 ることが必要です。

森林組合をはじめとする林業事業者等による森林経営計画の策定支援について、引き続き
 取り組んでいくとともに、令和元年度にスタートした森林経営管理制度に基づき、森林所有者へ
 の意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託や、森林経営計画の策定など、
 集約的な経営管理を推進することにより、森林の多面的機能の維持増進を図ります。

分収林事業については、森林の状況や所有者の意向などに応じ
 た適正な管理と、林業資源ビジネス化プロジェクトによる利用間伐
 などを実施し、生産性の向上、収益化の確保に引き続き取り組ん
 でいきます。



伐採した木材の搬出

建築物等の木材利用が注目を集めている時流を捉え、「木を
 使う」ことやその効果の発信について積極的に取り組みます。

伐採から製材、利用に至る供給の仕組みづくりを行い、一定品
 質・一定量の地域産材を安定的に供給することにより、公共施設
 の整備における内装の木質化や木造化を推進します。あわせて、
 整備段階や整備後における様々な効果を検証し普及に努めます。

重点



市民窓口の木質化（入部出張所）

また、建築等に携わる職員を対象に木材利用の研修会等を実施し、公共建築物での先導
 的な取組みを推進するとともに、民間の技術者に対しても木を使うことの重要性を啓発し、木材
 利用の普及に努めます。

【主な施策・取組み】

- ・森林経営計画制度に基づく集約的な経営の推進
- ・林業資源ビジネス化プロジェクトの推進
- ・地域産材による公共施設の木質化・木造化の推進、民間施設への木材利用の普及

第3節 5年後の目標

「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」に向けて、5年後の目標を設定します。

【快適な暮らしを守る森づくり】

①長期間手入れがなされていない森林の再生面積 (単位：ha)

	平成20～令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度 (増減)
間伐面積	1,301	1,630	329

【市民に身近で魅力ある森づくり】

②森林ボランティア事業へののべ参加人数 (単位：人)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度 (増減)
人数	2,326	2,800	474

※森林ボランティア事業は、市関連事業を対象とする。

【森林資源活用に向けた基盤づくり】

③林道台帳（電子データ）の整備 (単位：路線、%)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (累計目標値)	8年度－2年度 (増減)
路線数	45	84	39
整備率	54	100	46

【持続可能な林業経営の確立】

④林業生産 (単位：m³、千円)

	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度 (増減)
木材生産量	7,503	8,900	1,397
うち主伐	4,563	5,500	937
うち利用間伐	2,940	3,400	460
木材生産額	107,481	130,700	23,219

⑤市公共施設整備における木材使用量 (単位：m³)

	平成28～令和2年度 (現状値)	令和4～8年度 (目標値)
木材使用量	5,333 (1,067m ³ /年度)	6,500 (1,300m ³ /年度)

※1,300m³は、平均的な木造住宅54戸分に相当。

⑥市公共施設整備の木材使用量における地域産材（県産材含む）の割合 (単位：%)

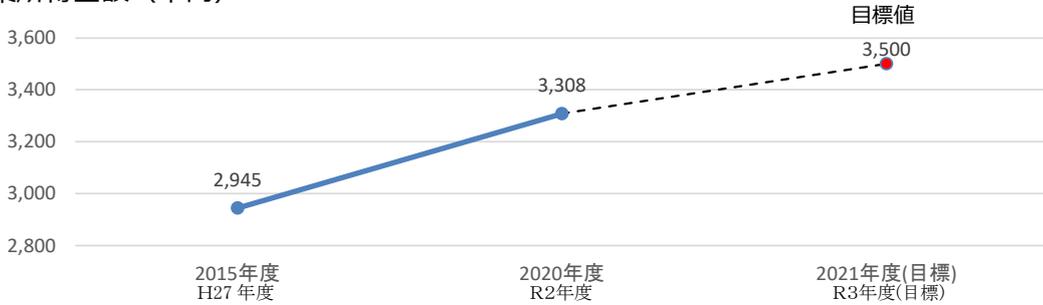
	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)	8年度－2年度 (増減)
使用割合	3.9	5.0	1.1

資料編

第1 福岡市農林業総合計画(平成29年度～令和3年度) における5年後の目標の進捗状況

1 農業

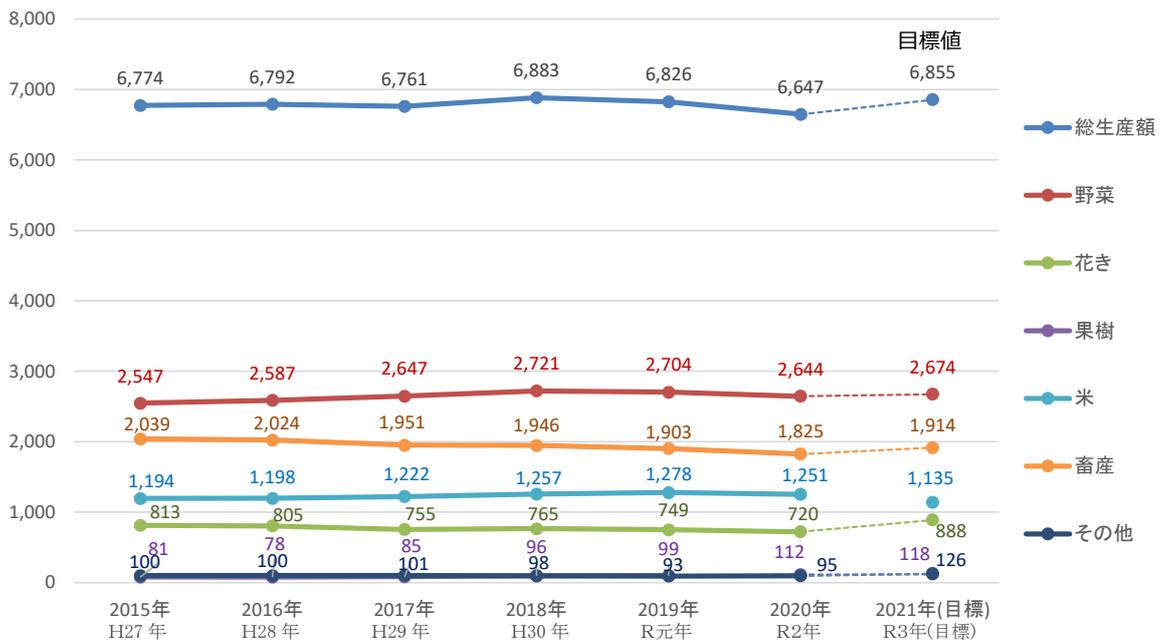
①農業所得金額(千円)



※初期値は、「福岡市農家所得実態調査(平成27年度)」に基づく専業農家の平均値

[農業経営の安定・生産性の向上]

②生産額(百万円)



※野菜、果樹、花きについては、卸売市場(市内及び市外)での取扱金額を基に、各年の国産青果物の卸売市場経由率(80～85%)から算定したもので、加工、自家消費等は含まない。ただし、米については、需給調整による作付面積(実績値)を基に算定した生産量に販売単価を乗じて算定したもので、自家消費等を含む。
 ※農業生産額は気象・天候の自然条件、景況などの社会条件により年によってばらつきがでるため、過去5年の平均値を算出
 ※初期値:平成23～27年の平均値、平成28年:平成24年～28年の平均値、平成29年:平成25～29年の平均値、平成30年:平成26～30年の平均値、令和元年:平成27～令和元年の平均値、令和2年:平成28～令和2年の平均値

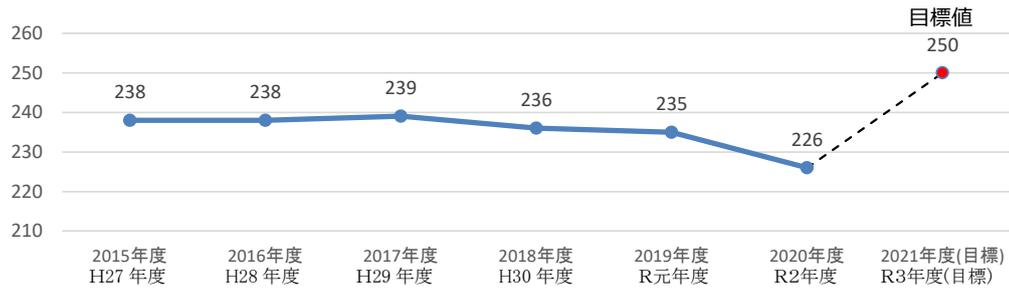
③担い手への農地集積(ha)



※認定農業者などの担い手に対して農地を集積した面積

資料編 第1 福岡市農林業総合計画(平成29年度～令和3年度)
 における5年後の目標の進捗状況

④認定農業者数(人)



[魅力ある農産物と新たな価値の創造]

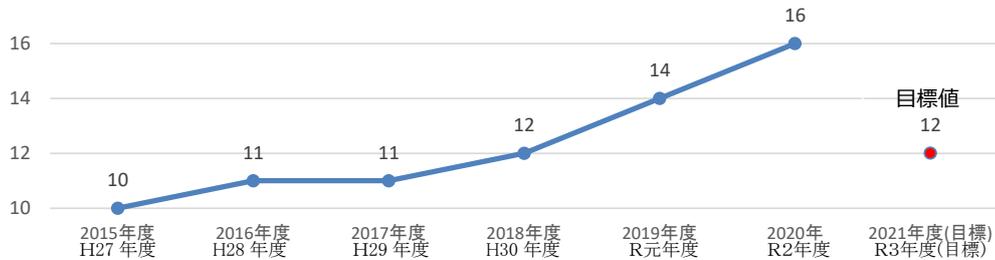
⑤市内産農畜産物を使用した加工品開発(品)



※市内産農畜産物6次産業化推進事業等により開発・販売した加工品

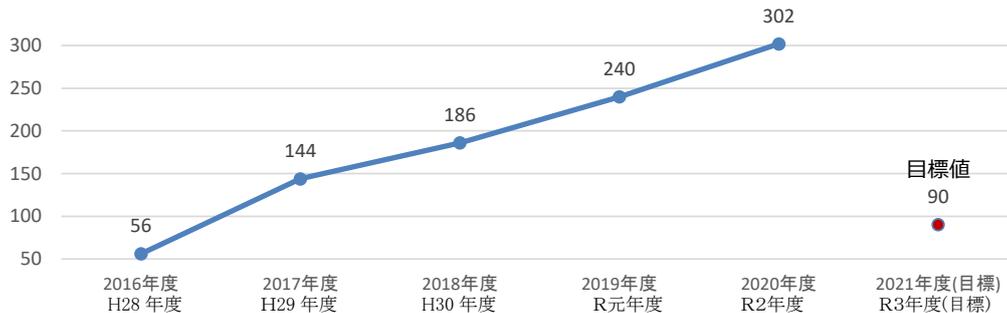
[多様な担い手の確保・育成]

⑥新規就農者数(人/年度)



※新たに農業経営を開始したもの(農家の子弟継承及び見込の者を含む。)
 ※恒常的な新規就農者増を図るため、過去10年の平均値を算出
 ※初期値:平成18～27年度の平均値

⑦農家と雇用従事者のマッチング成立件数(件)

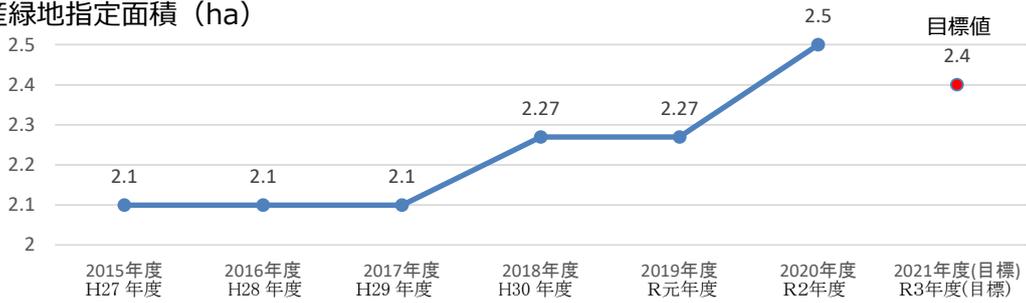


※平成28年度から3か年計画で開始した事業に基づく件数

資料編 第1 福岡市農林業総合計画(平成29年度～令和3年度)
 における5年後の目標の進捗状況

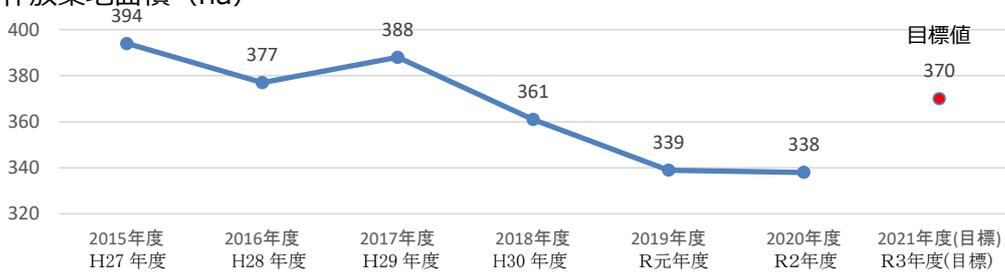
[農地の保全]

⑧生産緑地指定面積 (ha)



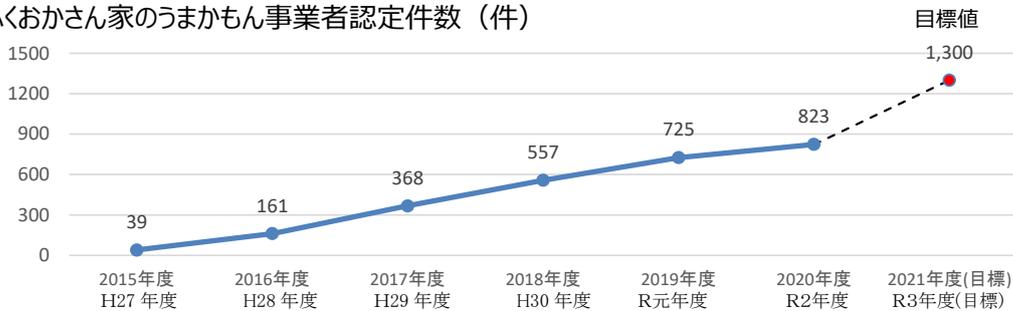
[農村環境の保全]

⑨耕作放棄地面積 (ha)



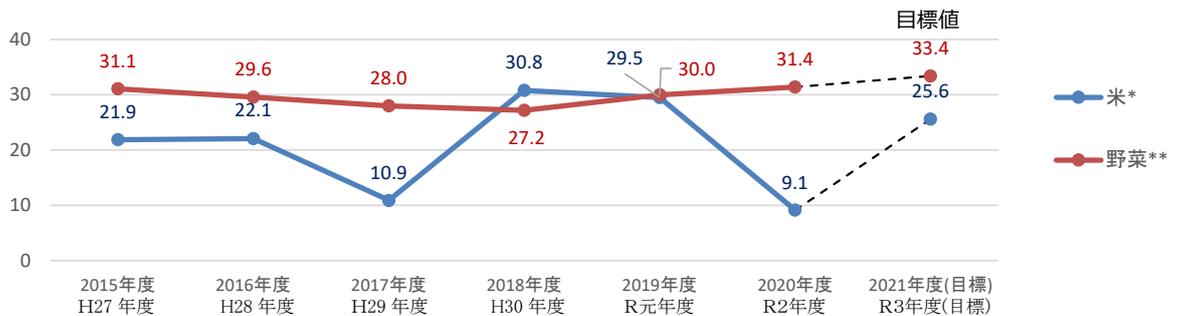
[農への理解促進と消費拡大]

⑩ふくおかさん家のうまかもん事業者認定件数 (件)



※平成28年度から5か年計画で福岡市事業所総数(13,962事業所)の1割を目標とする

⑪学校給食への市内産農産物利用割合 (%)



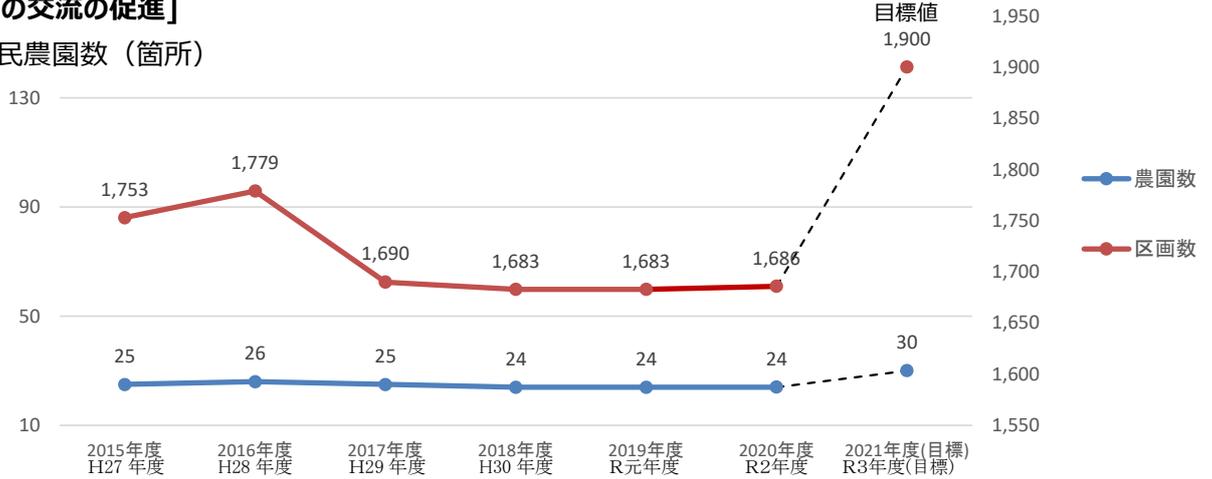
* (米) 小中学校における重量ベースで初期値は平成26年度の数値

** (野菜) 小学校における主要14品目の重量ベースで、初期値は平成24～26年度、R2年度は平成29～令和元年度の平均値

資料編 第1 福岡市農林業総合計画(平成29年度～令和3年度)
 における5年後の目標の進捗状況

[農との交流の促進]

⑫市民農園数(箇所)

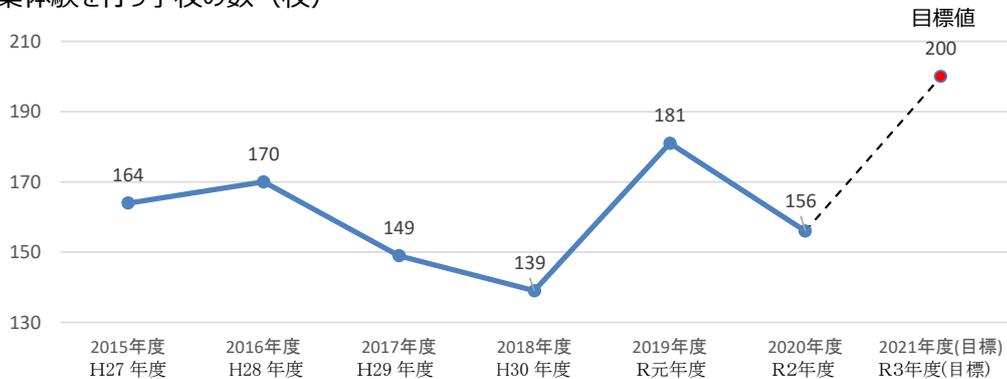


⑬ふれあい施設の利用者数(人)



※ふれあい施設: 油山市民の森、油山牧場、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園

⑭農作業体験を行う学校の数(校)



※対象: 福岡市立の小学校 144校、中学校 69校、特別支援学校 8校、高等学校 4校 計 225校

⑮福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合(%)

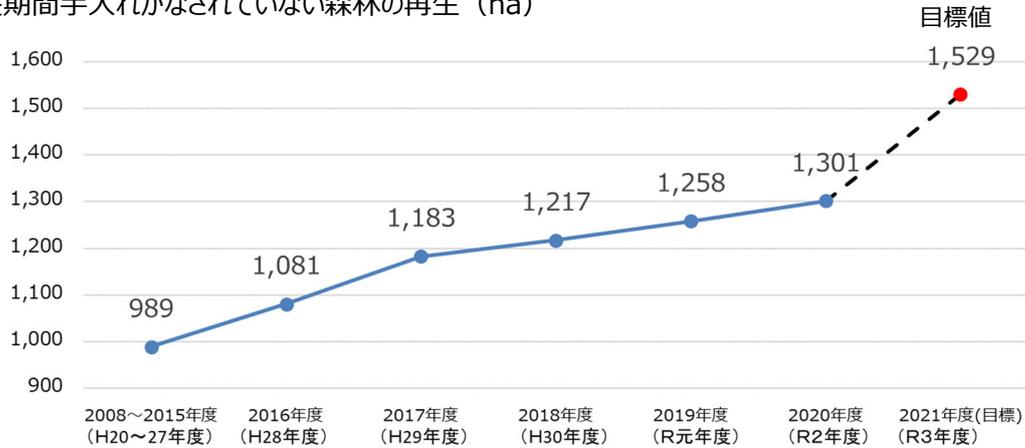


※目標値は第9次福岡市基本計画(計画期間: 平成25～34年度)における成果指標

2 林業

[森林の保全・再生]

① 長期間手入れがなされていない森林の再生 (ha)



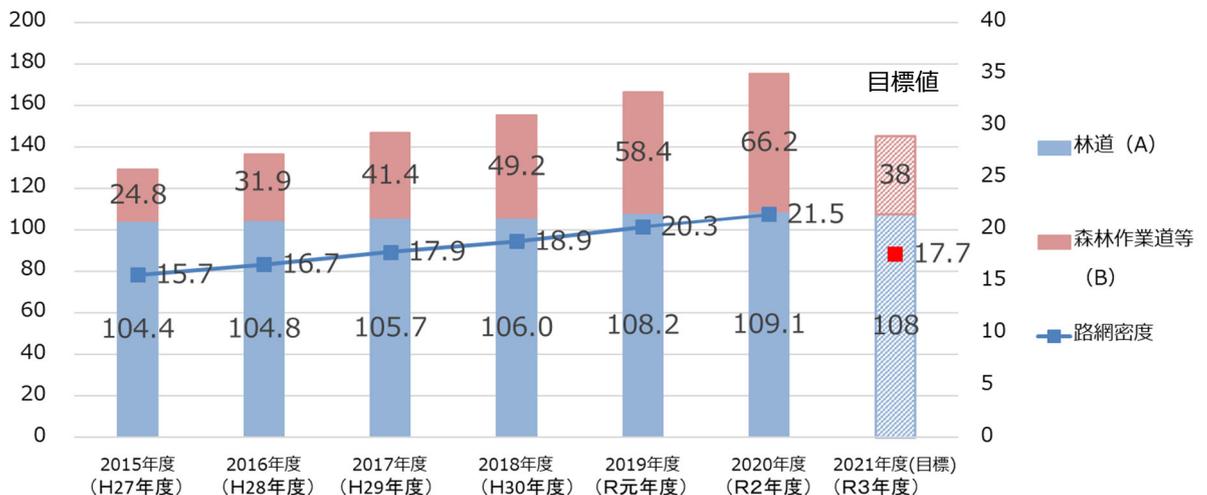
[市民とつながる森林づくり]

② 油山市民の森利用者数 (人)



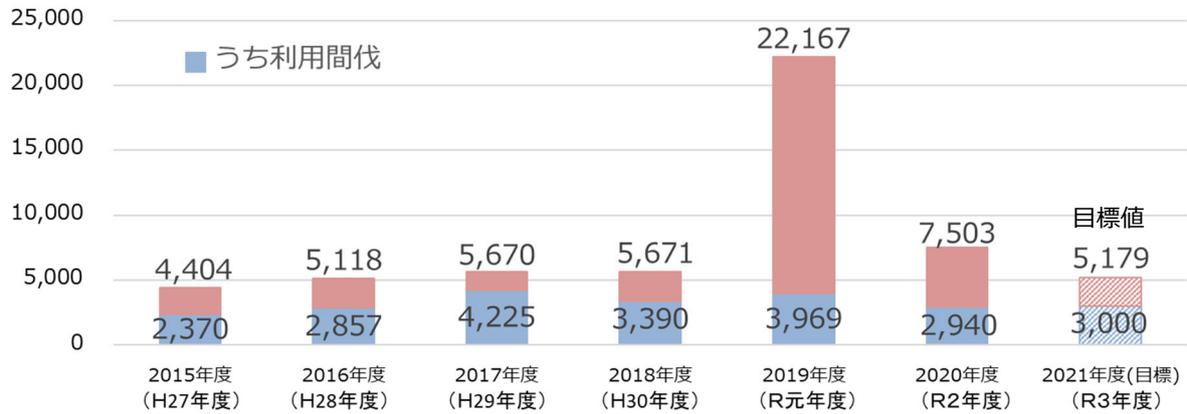
[森林資源活用に向けた基盤づくり]

③ 林道及び森林作業道等整備延長 (km、m/ha)

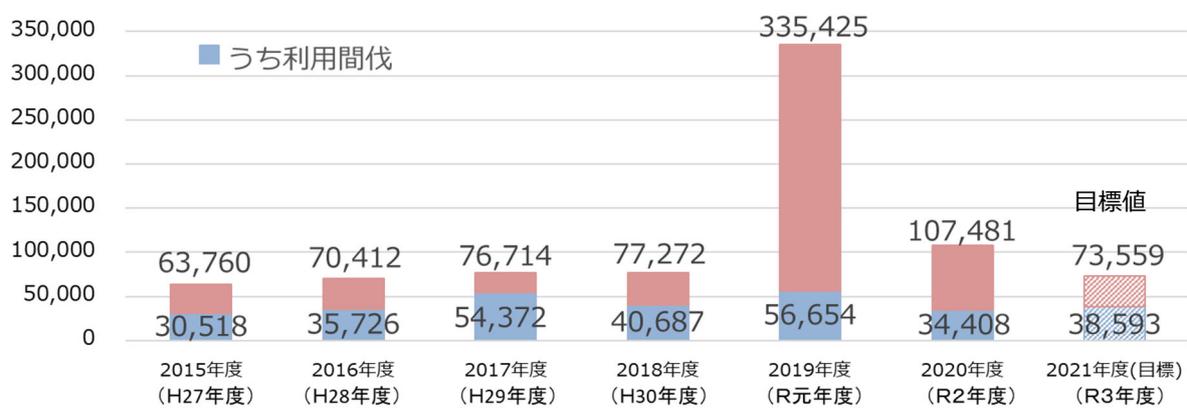


[持続可能な林業経営の確立]

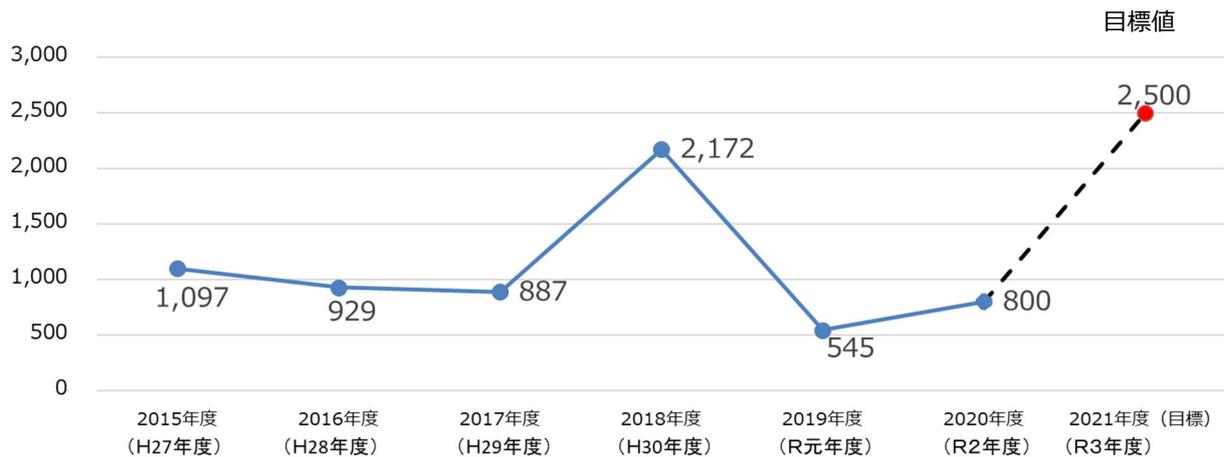
④-1 林業生産量 (m³)



④-2 林業生産額 (円)



⑤市公共施設整備における木材使用量 (m³)



第2 福岡市農業の動向と現状

1 農業構造

〔図表1〕 農家戸数、農業従事者数



資料：福岡市

※平成28～令和元年：国の農林業センサス(2010、2015)を基に推計。第2種兼業農家には自給的農家を含む。

※令和2年：国の農林業センサス(2020)の実数。調査項目の変更により、専兼別の内訳不明であるため、参考として、下記〔図表2〕にて農業経営体の主副業別の内訳を示す。

〔図表2〕 主副業別農業経営体数（個人経営体）



出典：「農林業センサス（2015、2020）」（農林水産省）

※主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で1年間に60日以上
自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で1年間に60日以上
自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※副業的経営体：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない
農家（主業経営体及び準主業経営体以外の個人経営体）

※平成28～令和元年：国の農林業センサス(2010、2015)を基に推計。

【参考】農家戸数と農業経営体について

福岡市における農家戸数及び農業従事者数は、国の農林業センサスを基に推計しているが、2020年農林業センサスから農家戸数における専業農家・兼業農家を分類するための調査項目が廃止されたため、今回から国の統計で使用されている農業経営体における主副業の分類を用いて、把握するもの。

○用語の定義

用語	定義
農家	経営耕地面積が10 a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
専業農家	経営耕地面積30 a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家（販売農家）のうち、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる販売農家（兼業農家）のうち、農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	兼業農家のうち、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30 a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農業経営体 （個人経営体）	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30 a以上、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15 a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。そのうち、個人（世帯）で事業を行う経営体を個人経営体という。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体	1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

○農家と農業経営体の対応関係のイメージ

農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家 （自給的農家を含む）
農業経営体	主業経営体		準主業経営体
	副業的経営体		農業経営体に該当しない農家 （自給的農家等）

※農家と農業経営体は定義が異なるため、上記の対応関係は厳密ではない。

[図表3] 農家人口における高齢化の対比

区分	全人口	高齢者人口(人)	高齢者の割合(%)
農家人口	3,635	1,513	41.6%

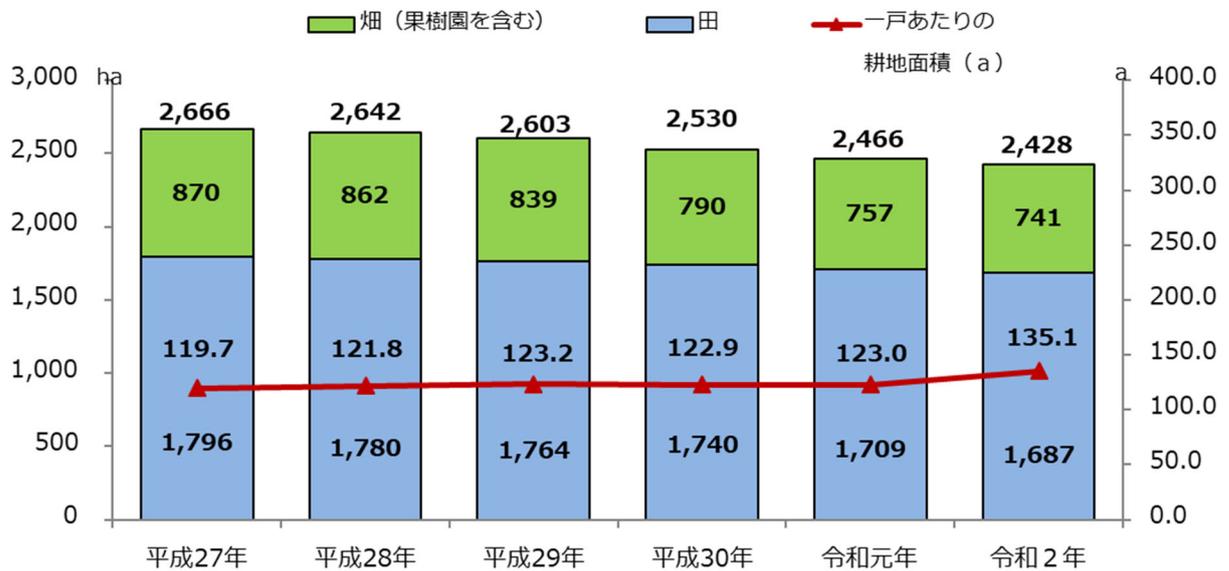
(参考)

区分	全人口	高齢者人口(人)	高齢者の割合(%)
福岡市	1,595,674	349,999	21.9%

出典：「農林業センサス（2020）」（農林水産省）、「福岡市登録人口（令和2年1月現在）」（福岡市）

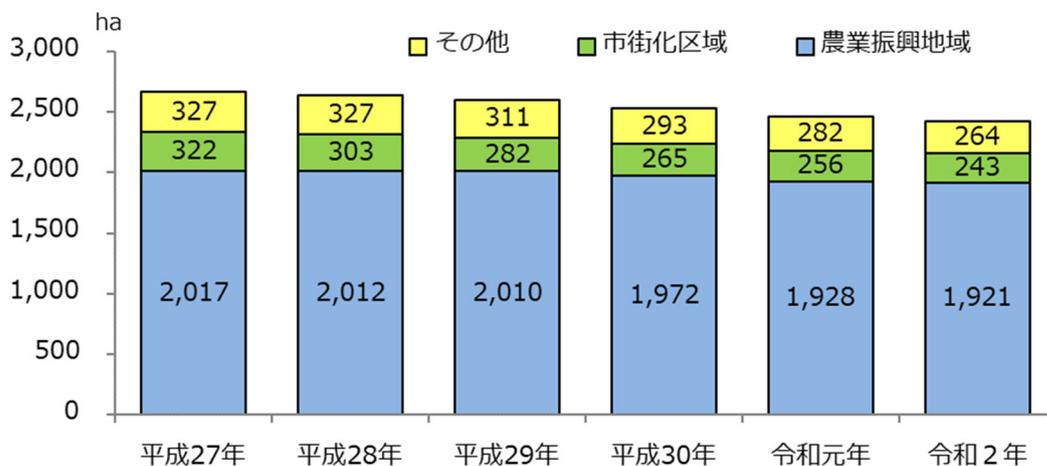
※農家人口：個人経営体の世帯員数 ※高齢者：65歳以上

[図表4] 農地面積



資料：福岡市

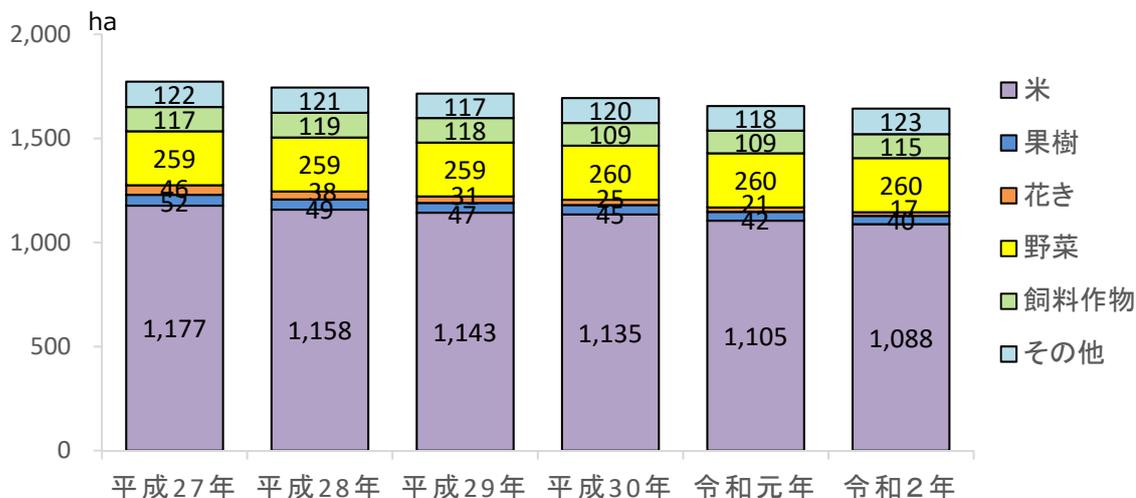
[図表5] 地域別農地面積



資料：福岡市

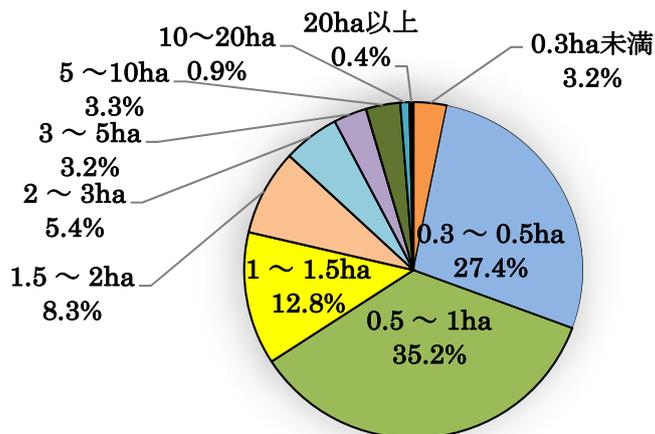
2 農業生産

[図表6] 作付面積



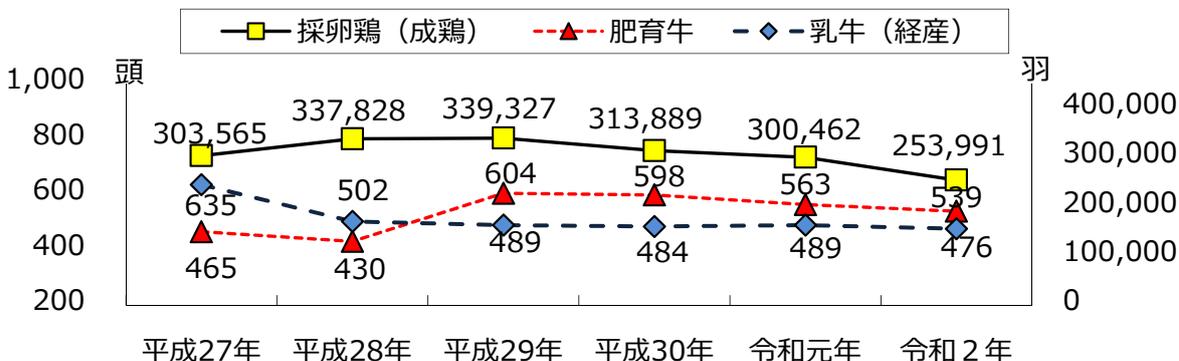
資料：福岡市

[図表7] 経営耕地面積規模別経営体割合



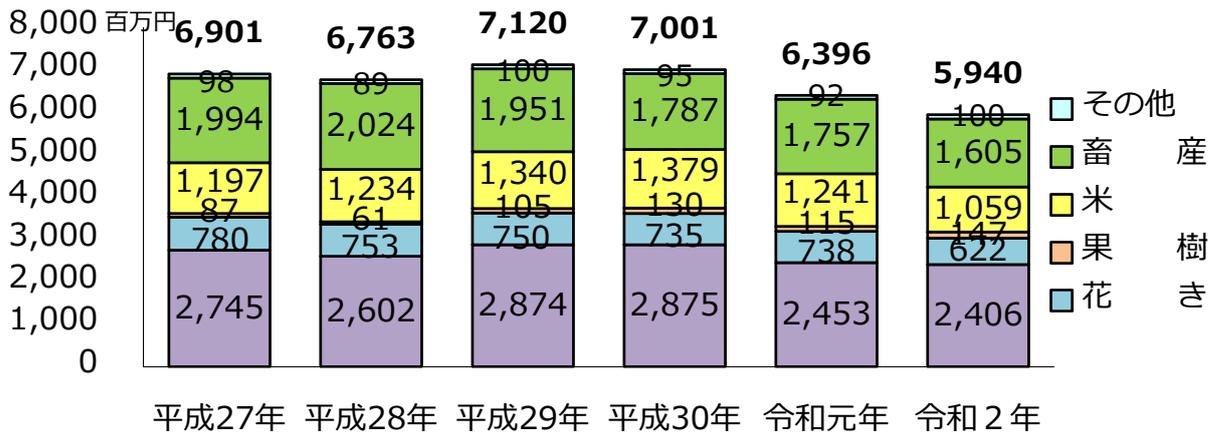
出典：「農林業センサス（2020）」（農林水産省）

[図表8] 畜産飼養頭羽数



資料：福岡市

[図表9] 農業生産額



資料：福岡市

[図表10] 認定農業者の経営形態

(単位：経営体、%)

区分	単一経営							準単一経営					複合経営	計
	稲作	露地野菜	施設花き	施設野菜	果樹	畜産等	その他	稲作+野菜	露地野菜+他	施設野菜+他	施設花き+他	その他		
経営体数	8	12	40	71	6	15	4	6	8	14	0	5	37	226
構成比(%)	3.5	5.3	17.7	31.4	2.7	6.6	1.8	2.7	3.5	6.2	0.0	2.2	16.4	100

資料：福岡市

※令和3年3月末現在

[図表11] 市内産主要農畜産物の市内消費量に対する比率

(単位：%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
野菜	8.7	6.8	7.6	7.8	7.6
果実	0.7	0.4	0.6	0.7	0.7
米	6.3	6.2	6.3	6.3	5.7
牛乳・乳製品	3.6	3.4	3.1	3.1	3.1
鶏卵	21.2	21.9	19.9	19.4	18.3
牛肉	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4
花き	25.4	26.5	28.8	26.7	25.9

資料：福岡市

※各区分毎の比率：生産量/消費量（人口×1人当たりの消費量）ただし、生産量は「福岡市農林水産統計書」、1人当たり消費量は農林水産省「食料需給表」の国民1人・1年あたり供給数量

[図表 12] 農業協同組合の生産部会参加農家数（令和2年度）

（単位：人）

耕種等	部会名等	部会員数		内訳	
				JA福岡市	JA福岡市東部
普通作	稲作	663	650	497	153
	麦作		13	13	
野菜	いちご	400	52	32	20
	春菊		49	49	
	ほうれん草		31	31	
	ねぎ		3	3	
	大根・かぶ		48	48	
	キャベツ		20	20	
	ブロッコリー		25	25	
	とまと		16	16	
	枝豆		16	16	
	アスパラ		6	6	
	すいか		3	3	
	小松菜		15	15	
	水菜		10	10	
	かつお菜		12	12	
その他の野菜	94	46	48		
果樹	かんきつ・びわ	87	50	18	32
	ぶどう		21	11	10
	その他の果樹		16	16	
花き	バラ	85	8	8	
	ほおずき		8	8	
	その他の花き		69	69	
工芸作物	たばこ	2	2	2	
畜産	肥育牛	4	4	4	
合 計		1,241	1,241	978	263

資料：福岡市農業協同組合、福岡市東部農業協同組合

[図表 13] 市内の主な農産物直売所数と出荷農家数

（単位：直売所等・か所、出荷農家数・戸）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直売所等	16	16	15	16	16	17
出荷農家戸数	1,031	983	1,030	1,061	1,041	1,041

資料：福岡市

[図表 14] 出荷前残留農薬検査

(単位：検体)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
野菜	66	70	73	73	74	73
米	15	15	15	15	15	10

資料：福岡市

[図表 15] エコファーマー、減農薬・減化学肥料栽培認定者数

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
エコファーマー認定数	48	55	49	36	28	8
ふくおかエコ農産物 認証制度認定者数	11	11	13	11	11	14

資料：福岡県

[図表 16] 鳥獣による農作物被害

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被害額	57,171	55,297	49,745	43,760	40,856	39,215

資料：福岡市

3 新規就農者数等

[図表 17] 新規就農者数・青年農業者連絡会会員数等

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規就農者数	11(7)	16(11)	18(15)	21(14)	20(4)	28(8)
農業研修事業修了者数	5	10	8	9	9	15
青年農業者連絡会会員数	35	37	40	37	37	28

資料：福岡市

※新規就農者数()の数値は、就農時 39 歳以下の人数

※農業研修事業修了者数：27・28 年度「ふくおか農業塾」と「農業インターンシップ」の修了者
29 年度以降「アグリチャレンジ」の修了者数

ふくおか農業塾：「売れる野菜づくり」に重点を置いた農業講習等によって新規就農を促進(講習期間 2 年間)

農業インターンシップ：農業経営者から農業技術や経営について直接指導を受け、より実践的な知識習得を支援
(講習期間 1 年間)

アグリチャレンジ：野菜作りの基礎的な研修及びインターンシップ研修によって多様な担い手を育成(講習期間 1 年間)

4 農地等の保全・活用

[図表 18] 耕作放棄地面積

(単位：ha)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
復元・利用可能※1	22	21	38	40	42	41
復元・利用不可能※2	372	356	350	321	297	297
合計	394	377	388	361	339	338
全農地	2,666	2,642	2,603	2,530	2,466	2,428
割合	14.8%	14.3%	14.9%	14.3%	13.7%	13.9%

資料：福岡市

※1 草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備により耕作可能な土地

※2 農地として復元・利用不可能な土地

[図表 19] 用途別の農地転用面積

(単位：a)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
転用面積 計	34	25	30	30	36	32
公共施設	5	4	5	4	2	3
会社・工場	12	10	13	14	20	16
住宅	16	11	12	12	13	14

資料：農業委員会 ※単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある

[図表 20] 利用権設定面積

(単位：ha)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
転用面積 計	34	25	30	30	36	32
公共施設	5	4	5	4	2	3
会社・工場	12	10	13	14	20	16
住宅	16	11	12	12	13	14

資料：福岡市

[図表 21] 生産緑地地区の指定状況

(単位：ha)

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成30年度	令和2年度
指定地区数	2	4	1	1	3
指定面積	1.03	0.90	0.17	0.17	0.23

資料：福岡市

[図表 22] 中山間地域等直接支払制度事業

取組年度	活動組織 (地区数)	取組面積	所在校区：活動集落
令和2年 ～ 令和6年	16集落	85.2ha	北崎 ：佐田，岩立，地頭給，八坂 脇山 ：栗池，志水1，舟引1，舟引2，谷口， 椎原1，椎原3，椎原4-1，椎原4-3，椎原5 内野 ：西の中2，石釜

資料：福岡市

[図表 23] 多面的機能支払交付金事業

取組年度	活動組織 (地区数)	取組面積	所在校区：活動集落
令和元年度～ 5年度	5	206.6ha	早良 ：長峰 脇山 ：谷口，大城 元岡 ：太郎丸，元岡
令和2年度～ 6年度	7	49.1ha	脇山 ：栗池1，舟引2，椎原3，椎原4-1 北崎 ：佐田 内野 ：西の中2，石釜
平成29年度～ 令和3年度	1	27.1ha	周船寺 ：宇田川原

資料：福岡市

5 ふれあい施設

[図表 26] 市民農園等の設置状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農園数	25	26	25	24	24	24
区画数	1,753	1,779	1,690	1,683	1,683	1,686

(単位：か所)

資料：福岡市

※市民農園等：福岡市市民リフレッシュ農園、福岡市市民農園、農業体験農園、JA 関連農園等

[図表 27] ふれあい施設の入場者数の推移



資料：福岡市

6 農業や農地が持つ多面的機能

洪水防止機能	畦畔に囲まれている水田や水を吸収しやすい畑の土壌は雨水を一時的に貯留し、下流の河川や周辺への急激な流出を抑えています。
土砂崩壊防止機能	農業の生産活動を通じて斜面の崩壊や地すべりを未然に防いでいます。また、水田や畑は、適切な維持管理によって土壌の侵食を防止しています。
土壌侵食防止機能	
水源涵養機能	農業用水や雨水は地下に浸透し、時間をかけて河川に還元され、より深く地下に浸透した水は流域の地下水を豊かにしています。
水質浄化機能	水田や畑の水中や土中の微生物が有機物を分解し、作物が窒素を吸収するほか、微生物の働きにより窒素分を取り除き、水質を浄化します。
有機性廃棄物処理機能	水田や畑の土の中では、バクテリアなどの微生物が、家畜排せつ物や生ごみ等から作った堆肥をさらに分解し、再び農作物が養分として吸収できるようにします。
気候緩和機能	作物の蒸発散による熱吸収や水田の水面からの蒸発により気温の上昇を抑制します。
生物多様性保全機能	水田や畑の適切で持続的な管理によって、多様な動植物が存在し、豊かな生態系が維持されます。
生態系保全機能	
良好な景観の形成機能	農業の営みを通じて、自然と一体となった良好な農村の景観を形成します。
保健・レクリエーション機能	また、自然空間が人々の心身をリフレッシュさせたりレクリエーションや教育の場を提供しています。
文化の伝承機能	豊作を祈る祭事等、地域独自の文化を、農業活動を通じて伝承しています。

第3 福岡市林業の動向と現状

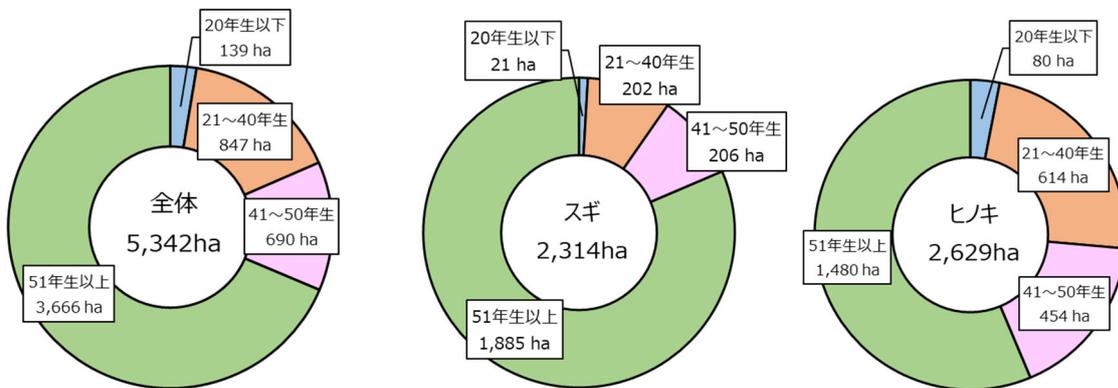
1 林業構造

〔図表1〕 森林面積

区 分		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
所有別	総数	11,085	11,054	10,959	11,730
	国有林	2,597	2,587	2,541	2,543
	民有林	8,488	8,467	8,418	9,187
内 訳	民有林	8,488	8,467	8,418	9,187
	人工林	5,368	5,365	5,371	5,342
	スギ	2,353	2,334	2,327	2,314
	ヒノキ	2,664	2,670	2,649	2,629
	その他	351	361	395	399
	天然林	2,031	2,067	2,111	2,194
	竹林	253	255	254	259
	無立木地その他	836	780	682	1,392

出典：「福岡地域森林計画書」（福岡県）

〔図表2〕 人工林樹種別林齢別面積（令和2年）



出典：「福岡地域森林計画書」（福岡県）

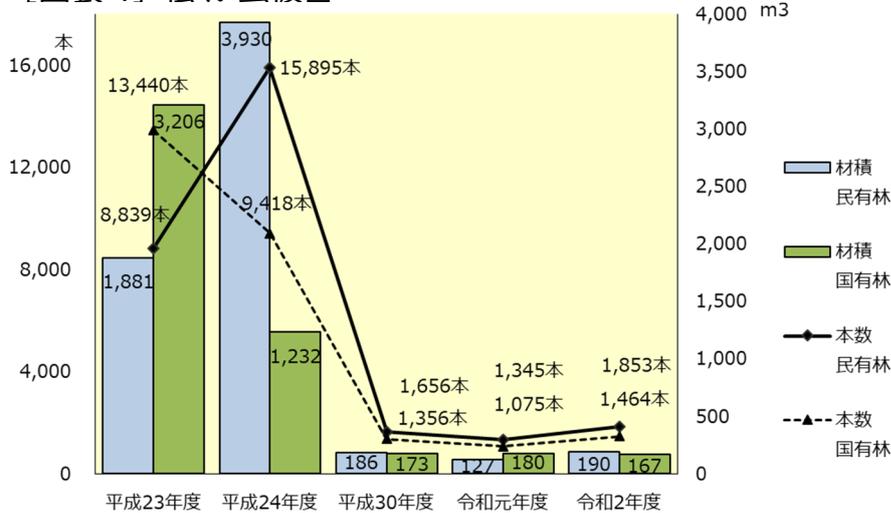
〔図表3〕 規模別山林所有者数（令和2年）個人分

区分	総数	1ha 未満	1ha 以上-5ha 未満	5ha 以上-10ha 未満	10ha 以上-50ha 未満	50ha 以上
所有者数（人）	5,469	4,453	910	85	21	—
割合（％）	100.0	81.4	16.6	1.6	0.4	—

出典：「福岡地域森林計画書」（福岡県）

2 森林病虫害による被害状況

[図表 4] 松くい虫被害



資料：福岡市

3 林道等整備の状況

[図表 5] 林道及び森林作業道等整備延長

(単位：km, m/ha)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
林道 (A)	104.8	105.7	106.0	108.2	109.1
森林作業道等 (B)	31.9	41.4	49.2	58.4	66.2
計 (A+B)	136.7	147.1	155.2	166.6	175.3
※路網密度	16.7	17.9	18.9	20.3	21.5

* 路網密度 (m/ha) = 林道と森林作業道等の合計/市内の森林計画対象民有林面積**

** 市内の森林計画対象民有林面積 平成 28～令和元年度：8,212ha、令和 2 年度：8,150ha

資料：福岡市

4 保安林の指定状況

[図表 6] 保安林の指定面積 (令和元年度)

(単位：ha)

総数	内容		内容						
	国有林	民有林	水源かん養	土砂流出	土砂崩壊	飛砂	風潮害	保健	その他
4,023	2,452	1,571	477	972	2	6	95	13	4
		(274)		(0)	(0)	(13)	(1)	(259)	(0)

* () 書きは、兼種指定保安林であり、外数

* 国有林には林野庁所管外の国有林も含んでいる。

資料：福岡県

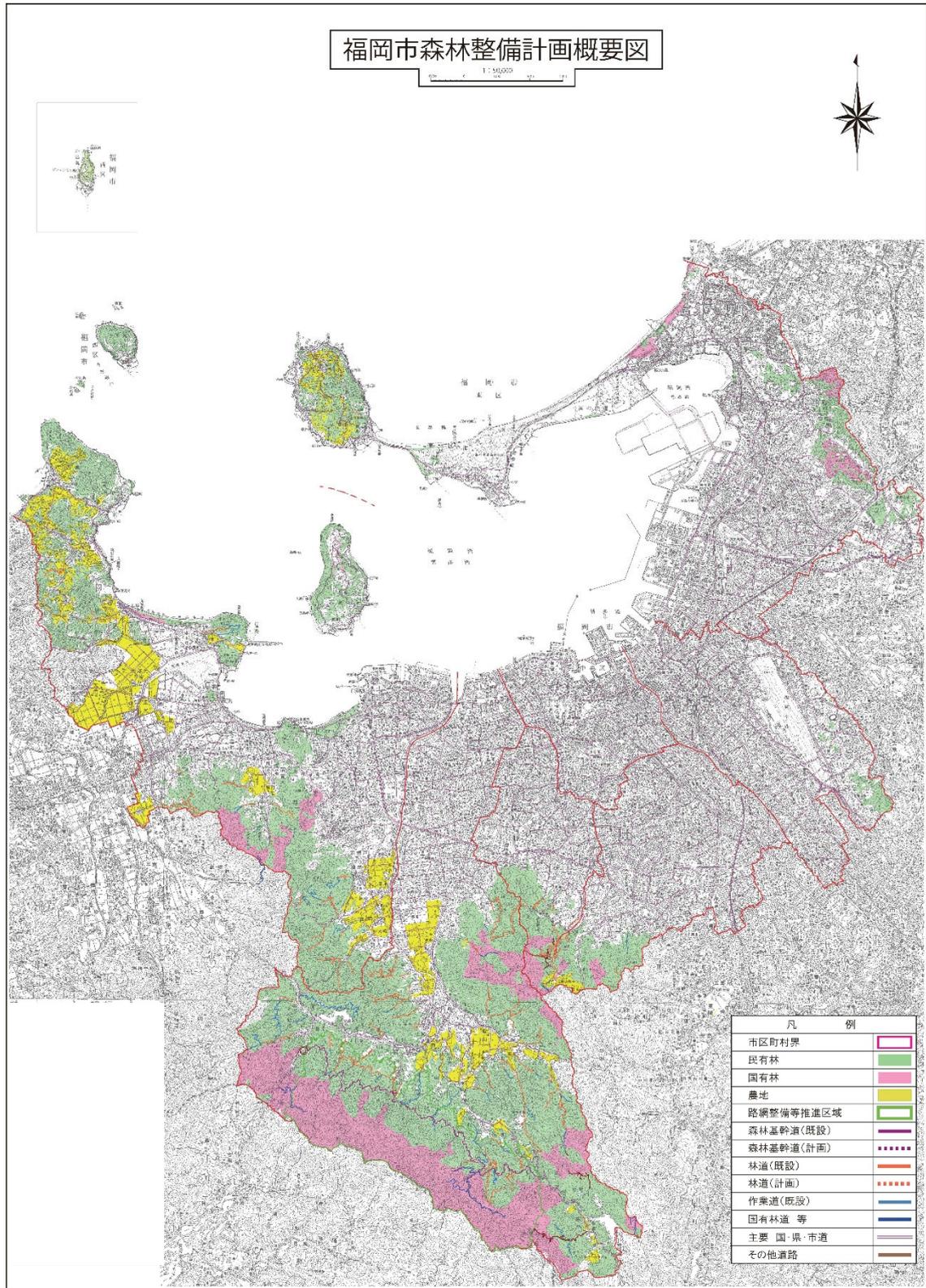
5 油山市民の森の状況

[図表 7] 油山市民の森利用者数

(単位：人)

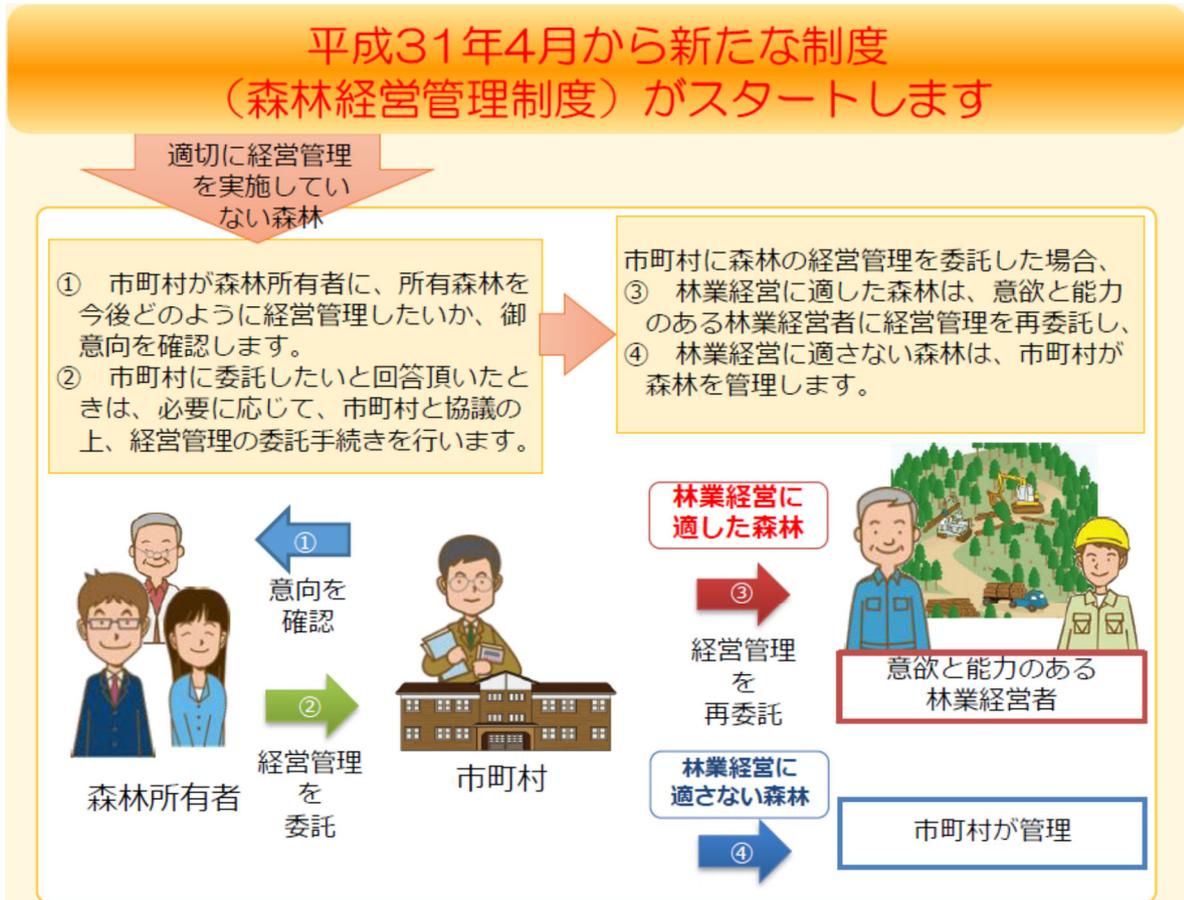
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	171,700	178,400	173,500	183,000	204,923

6 森林概要図

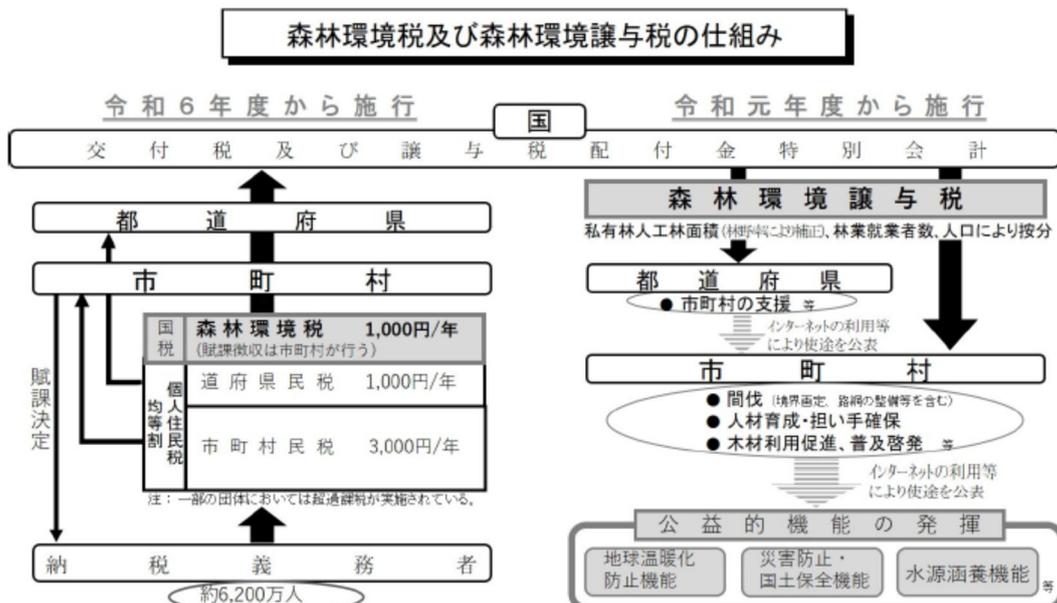


7 参考資料

[図表 8] 森林経営管理制度パンフレット（林野庁）



[図表 9] 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み（林野庁）



第4 市政に関する意識調査結果概要（令和2年度）

1 調査概要

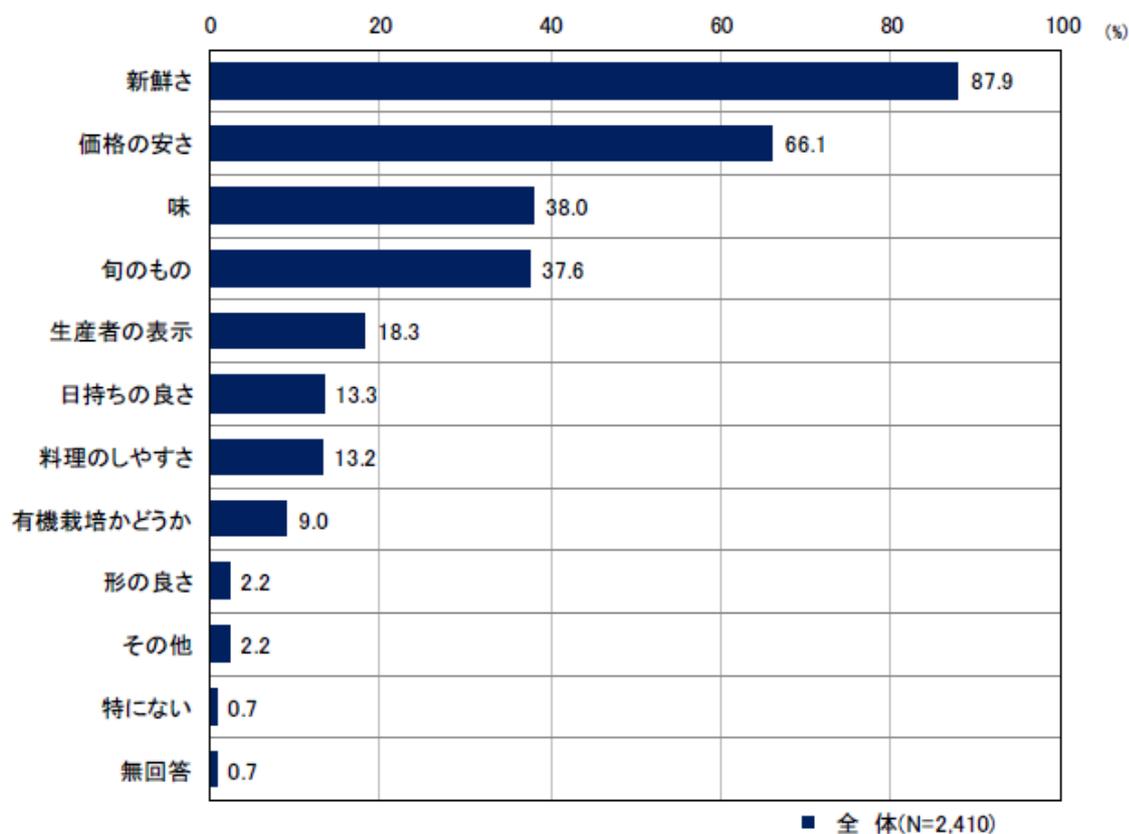
- (1) 調査地域：福岡市全域
- (2) 調査対象者 福岡市内に居住する満18歳以上の男女
- (3) 調査対象者数 4,500 サンプル（回収 2,410 サンプル, 回収率 53.6%）

2 調査結果

農産物や農産加工品を購入するときに重視していること

問1 あなたのご家庭では、農産物や農産加工品を購入するとき、どのようなことを重視していますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

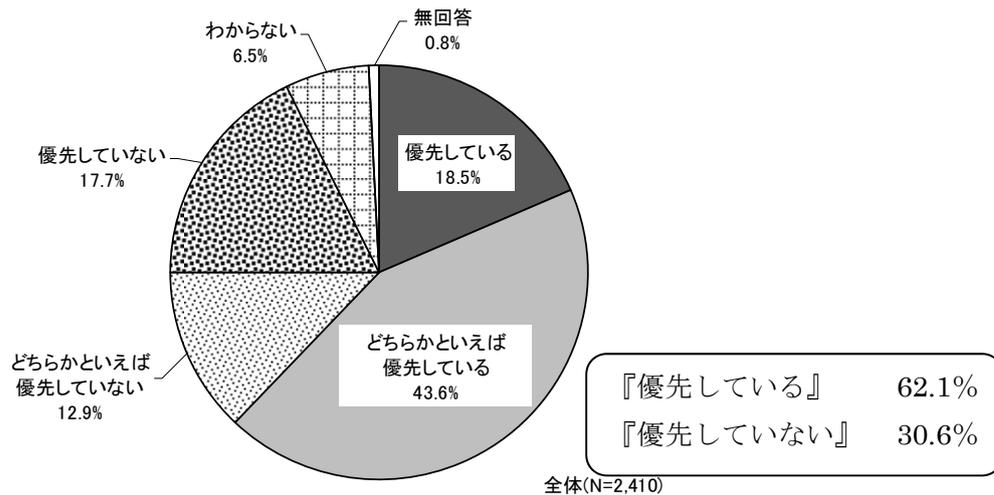
家庭で農産物や農産加工品を購入するとき、どのようなことを重視しているかを聞いたところ、「新鮮さ」が87.9%と最も多く、次いで「価格の安さ」（66.1%）、「味」（38.0%）、「旬のもの」（37.6%）となっている。



国産の農産物や農産加工品購入するときの市内産優先意向

問2 あなたのご家庭では、国産の農産物や農産加工品を購入するとき、市内産を優先して購入していますか。あてはまるものを**1つだけ**選び、番号に○をつけてください。

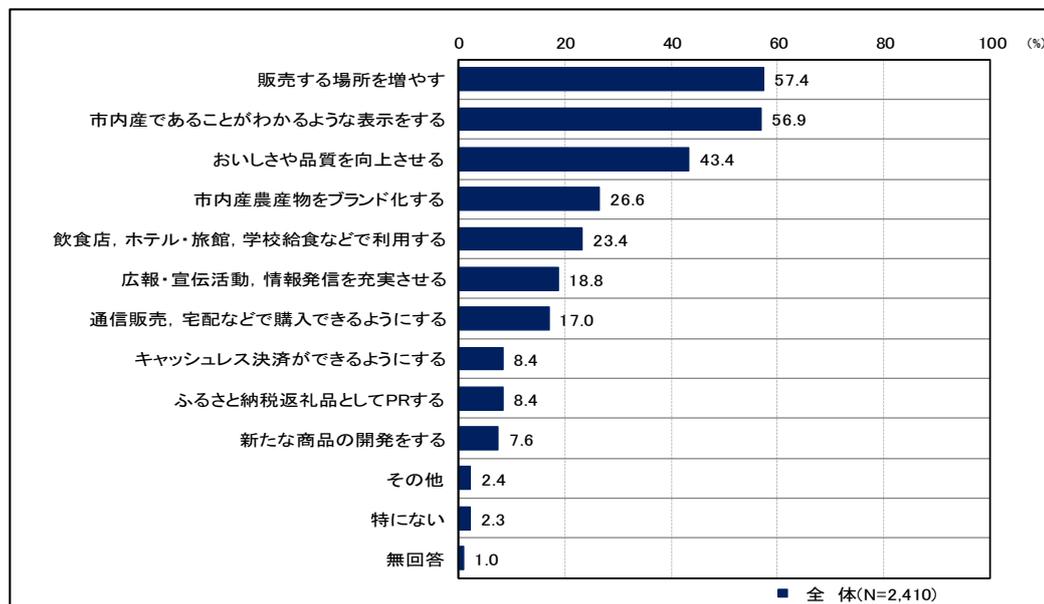
市内産を優先して購入しているかどうかを聞いたところ、『優先している』（＝「優先している」＋「どちらかといえば優先している」）の割合は62.1%となっている。一方、『優先していない』（＝「優先していない」＋「どちらかといえば優先していない」）の割合は30.6%となっている。



市内産農産物や農産加工品の販売を促進するために必要な取り組み

問3 あなたは、市内産農産物や農産加工品の販売を促進するために、どのような取り組みが必要だと思いますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

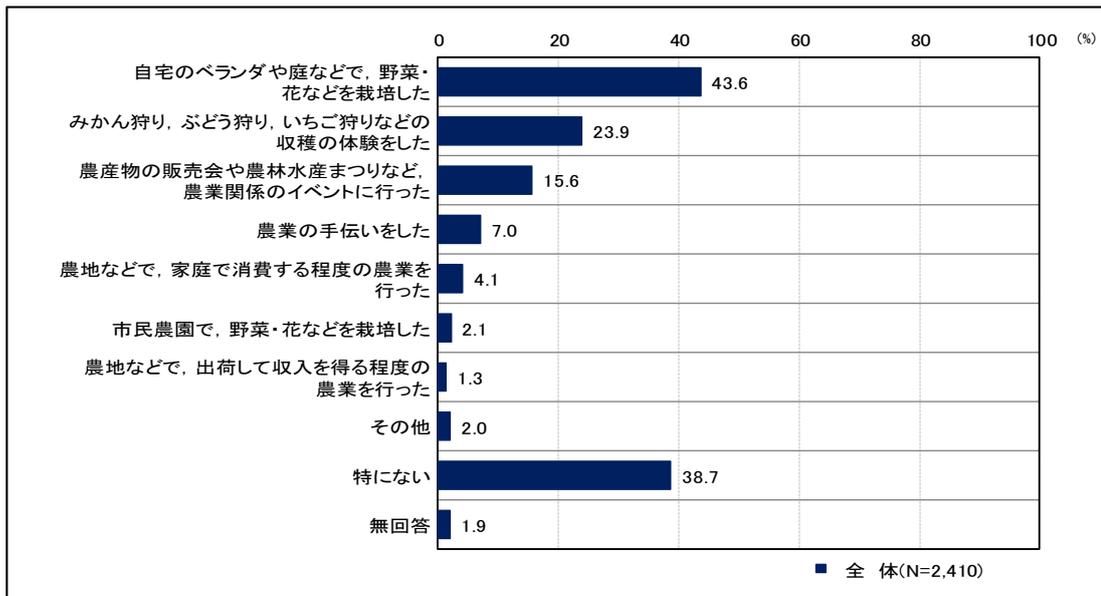
市内産農産物や農産加工品の販売を促進するために、必要な取り組みを聞いたところ、「販売する場所を増やす」が57.4%と最も多く、次いで「市内産であることがわかるような表示をする」(56.9%)、「おいしさや品質を向上させる」(43.4%)となっている。



農業と身近に接した経験

問4 あなたは、過去3年間に、農業と身近に接した経験がありますか。あてはまるものを**すべて**選び、番号に○をつけてください。

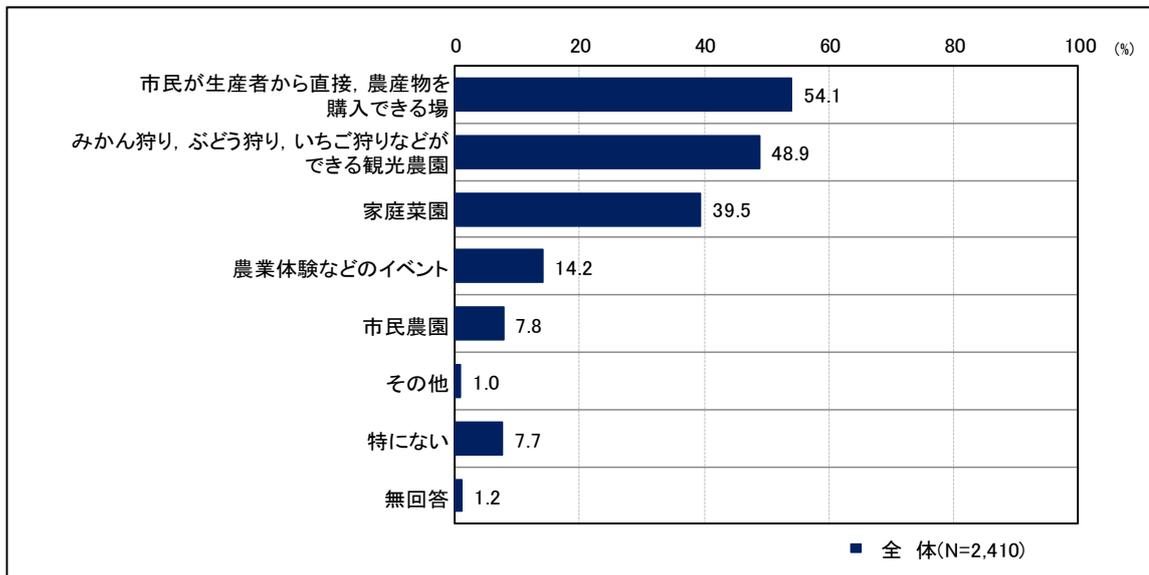
過去3年間に、農業と身近に接した経験について聞いたところ、「自宅のベランダや庭などで、野菜・花などを栽培した」が43.6%と最も多く、次いで「みかん狩り、ぶどう狩り、いちご狩りなどの収穫の体験をした」(23.9%)となっている。



農業に接する場として参加しやすいと思う場

問5 あなたが、農業に接する場として、参加しやすいと思うものはどのような場ですか。特にあてはまるものを**2つまで**選び、番号に○をつけてください。

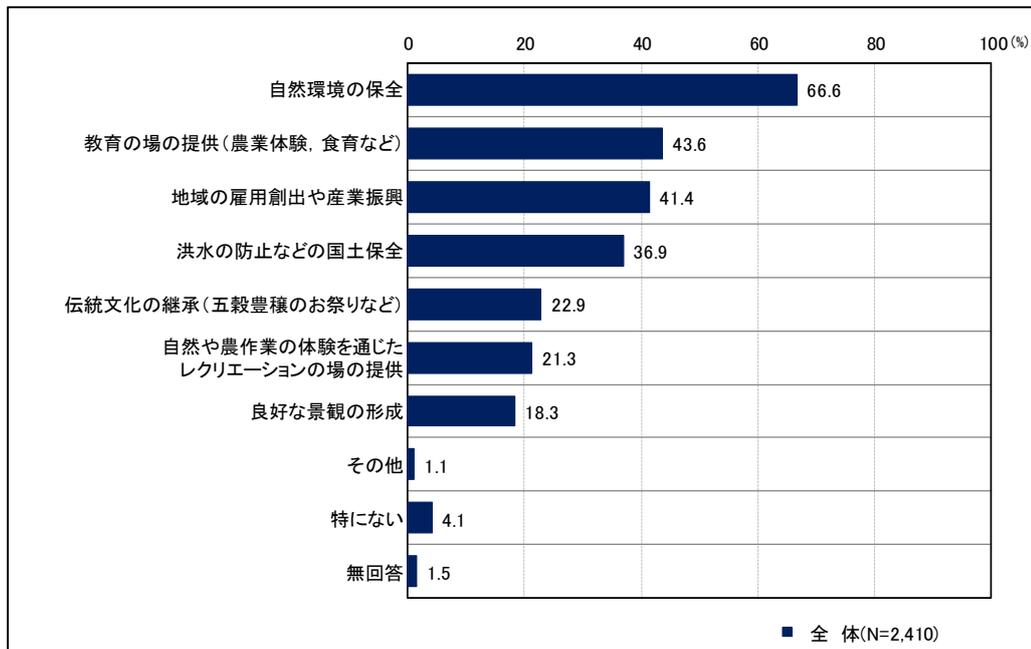
農業に接する場として、参加しやすいと思う場を聞いたところ、「市民が生産者から直接、農産物を購入できる場」が54.1%と最も多く、次いで「みかん狩り、ぶどう狩り、いちご狩りなどができる観光農園」(48.9%)、「家庭菜園」(39.5%)となっている。



食料の安定供給以外の農業の重要な役割

問 6 あなたは、農業の本来の役割である食料の安定供給のほかに、農業がもつ重要な役割はどのようなことだと思いますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

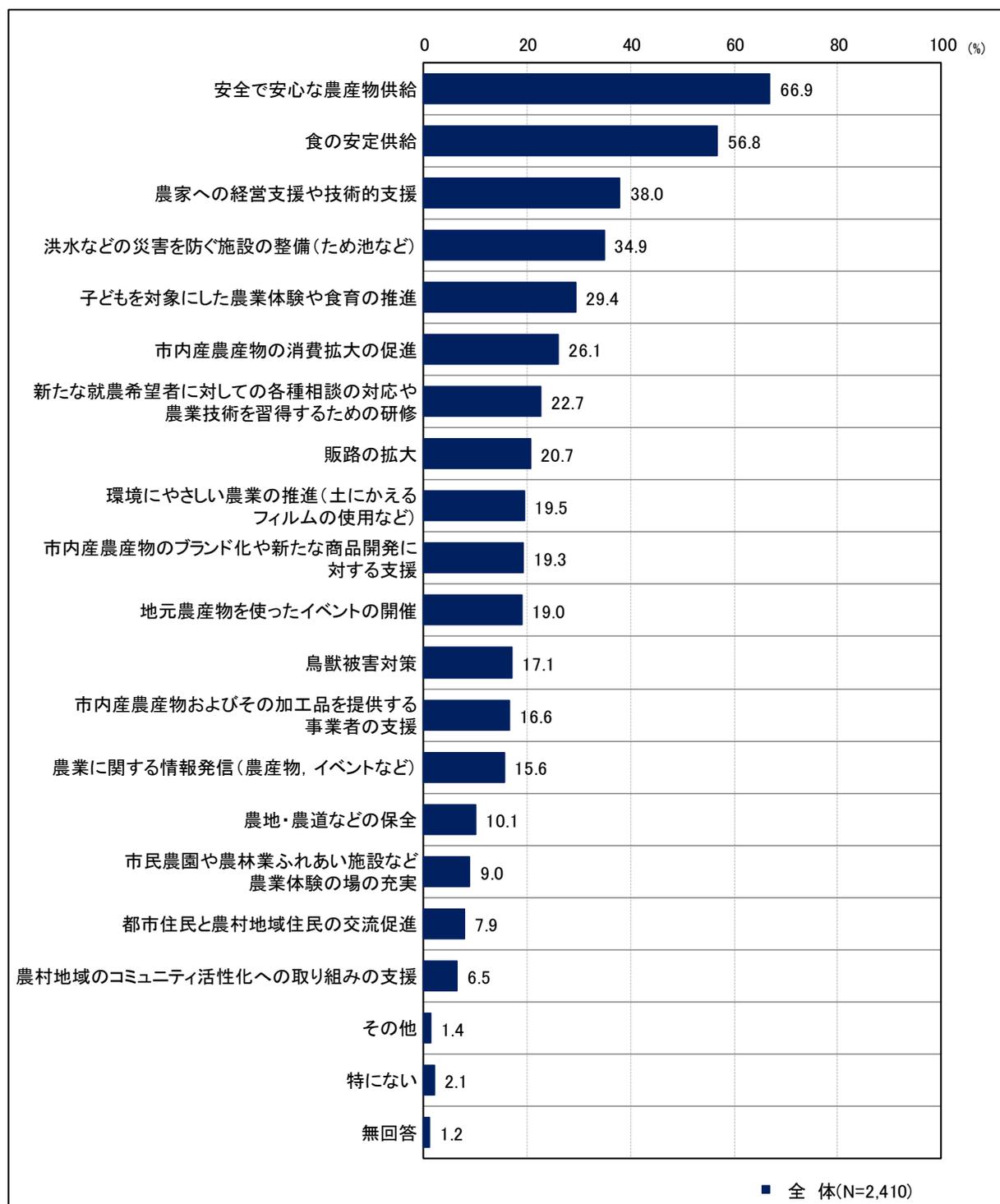
農業の本来の役割である食料の安定供給のほかに、農業がもつ重要な役割を聞いたところ、「自然環境の保全」が66.6%と最も多く、次いで「教育の場の提供（農業体験、食育など）」（43.6%）、「地域の雇用創出や産業振興」（41.4%）、「洪水の防止などの国土保全」（36.9%）となっている。



今後重点的に取り組むべき農業施策

問7 福岡市が、今後重点的に取り組むべき農業施策はどのようなことだと思いますか。特にあてはまるものを**5つまで**選び、番号に○をつけてください。

福岡市が、今後重点的に取り組むべき農業施策を聞いたところ、「安全で安心な農産物供給」が66.9%と最も多く、次いで「食の安定供給」(56.8%)、「農家への経営支援や技術的支援」(38.0%)、「洪水などの災害を防ぐ施設の整備(ため池など)」(34.9%)となっている。

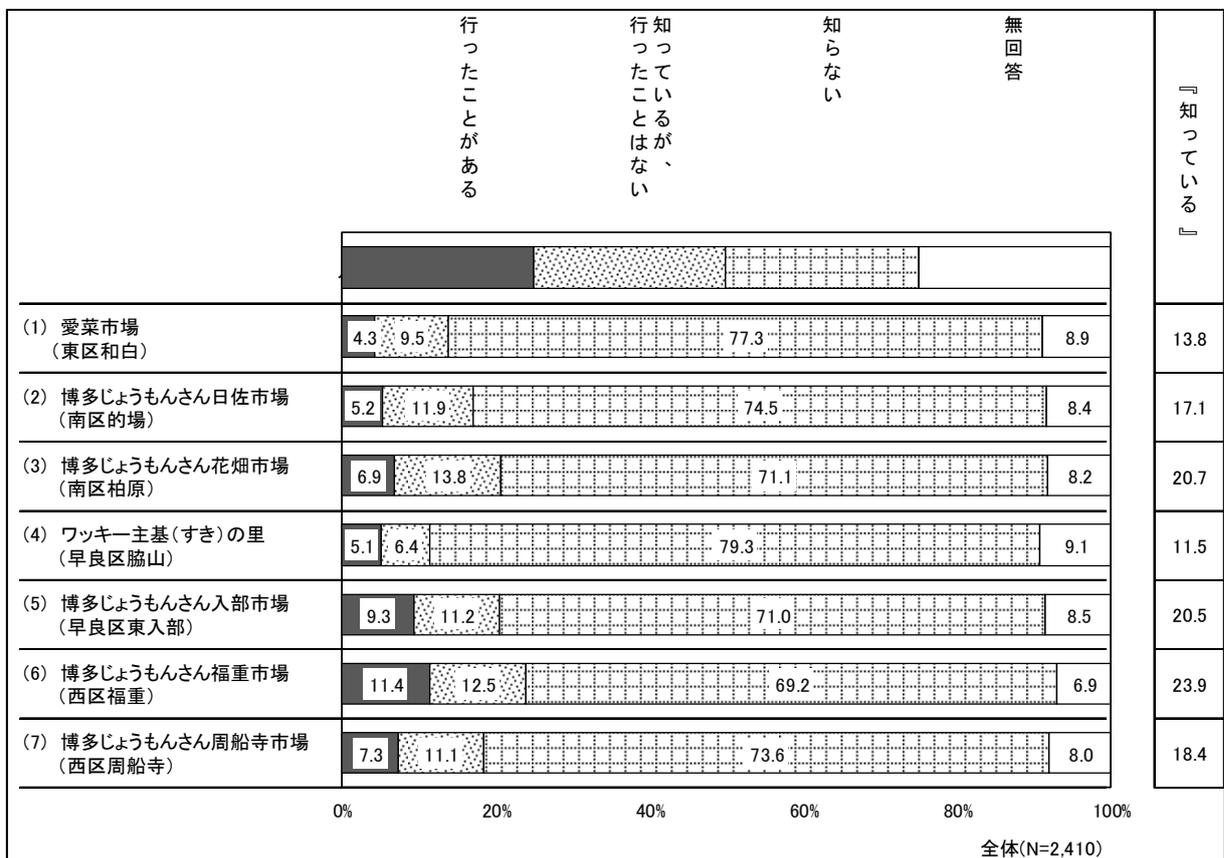


農畜産物の直売所の認知度

問8 あなたは、福岡市内で、地産地消や農畜産物の消費拡大などのため運営されている次の(1)～(7)のそれぞれについて、知っていますか。また、行ったことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

福岡市内で、地産地消や農畜産物の消費拡大などのため運営されている7つの直売所について聞いたところ、「行ったことがある」では博多じょうもんさん福重市場（西区福重）（11.4%）、「知っているが、行ったことがない」では博多じょうもんさん花畑市場（南区柏原）（13.8%）が最も多くなっている。

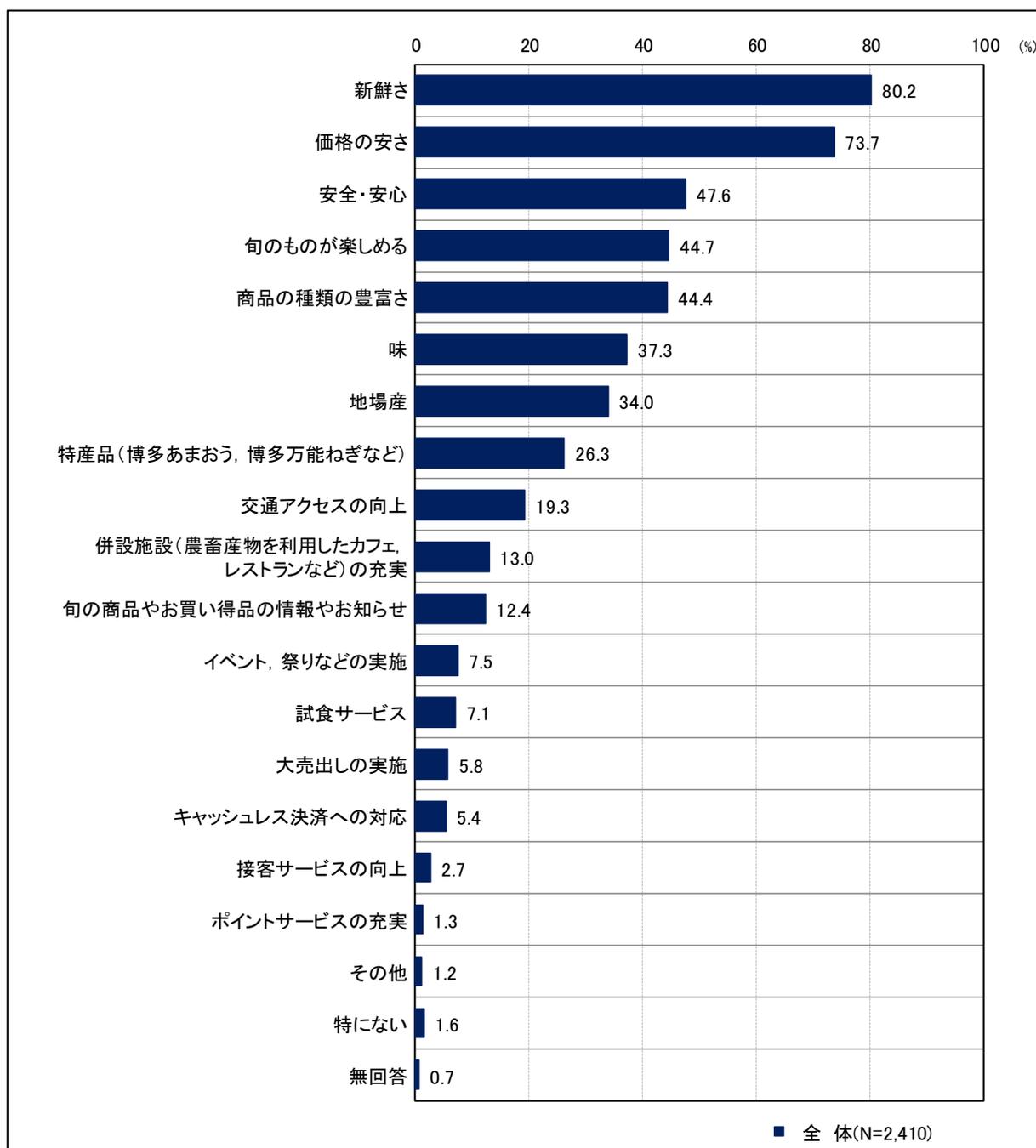
『知っている』（＝「行ったことがある」＋「知っているが、行ったことがない」）の割合は、博多じょうもんさん福重市場（西区福重）が23.9%と最も多く、次いで博多じょうもんさん花畑市場（南区柏原）（20.7%）、博多じょうもんさん入部市場（早良区東入部）（20.5%）となっている。



農畜産物の直売所に期待すること

問9 あなたが、農畜産物の直売所に期待することは何ですか。特にあてはまるものを5つまで選び、番号に○をつけてください。

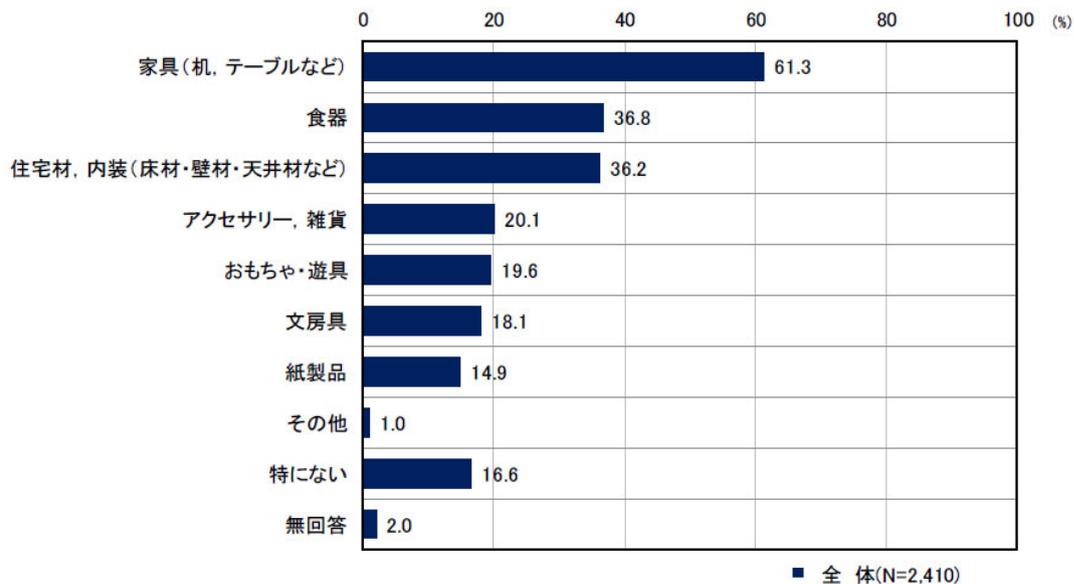
農畜産物の直売所に期待することを聞いたところ、「新鮮さ」が80.2%と最も多く、次いで「価格の安さ」(73.7%)、「安全・安心」(47.6%)、「旬のものが楽しめる」(44.7%)、「商品の種類の豊富さ」(44.4%)となっている。



地域産材の製品使用意向

問10 あなたは、地域産材（地域の森林から生産された木材）製品について、次のうちどのようなものを使用してみたいと思いますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

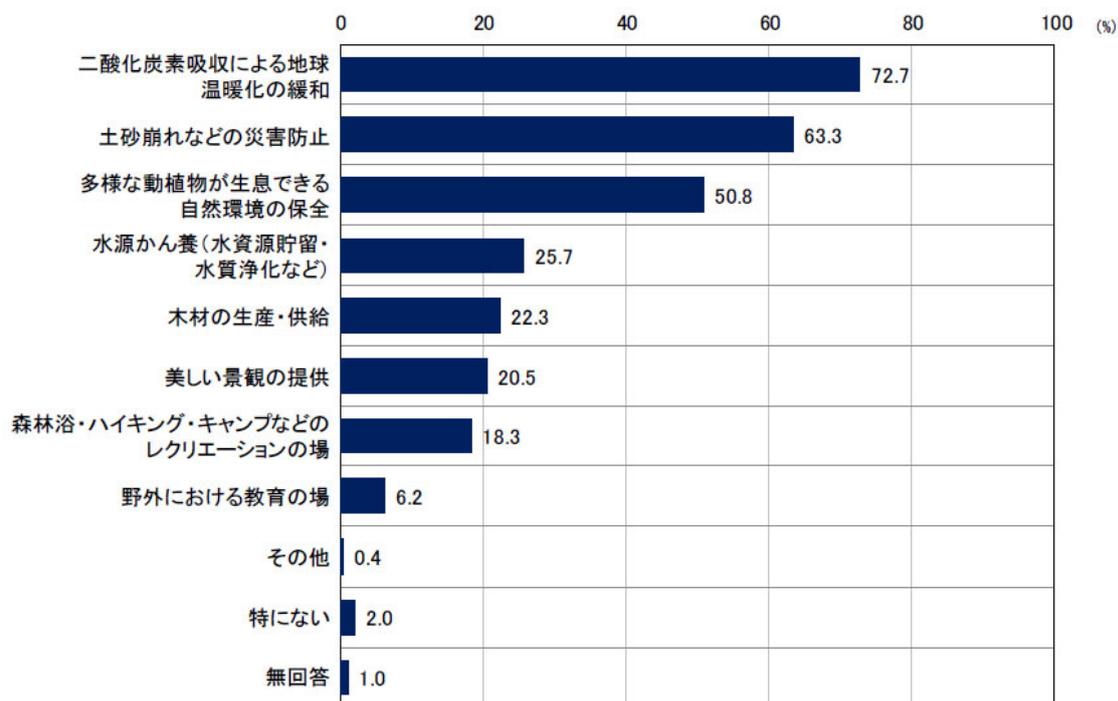
地域産材（地域の森林から生産された木材）製品について、どのようなものを使用してみたいかを聞いたところ、「家具（机，テーブルなど）」が61.3%と最も多く、次いで「食器」（36.8%）、「住宅材，内装（床材・壁材・天井材など）」（36.2%）となっている。



森林が持つ重要な役割

問11 あなたは、森林が持つ重要な役割はどのようなことだと思いますか。特にあてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。

森林が持つ重要な役割を聞いたところ、「二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和」が72.7%と最も多く、次いで「土砂崩れなどの災害防止」（63.3%）、「多様な動植物が生息できる自然環境の保全」（50.8%）となっている。

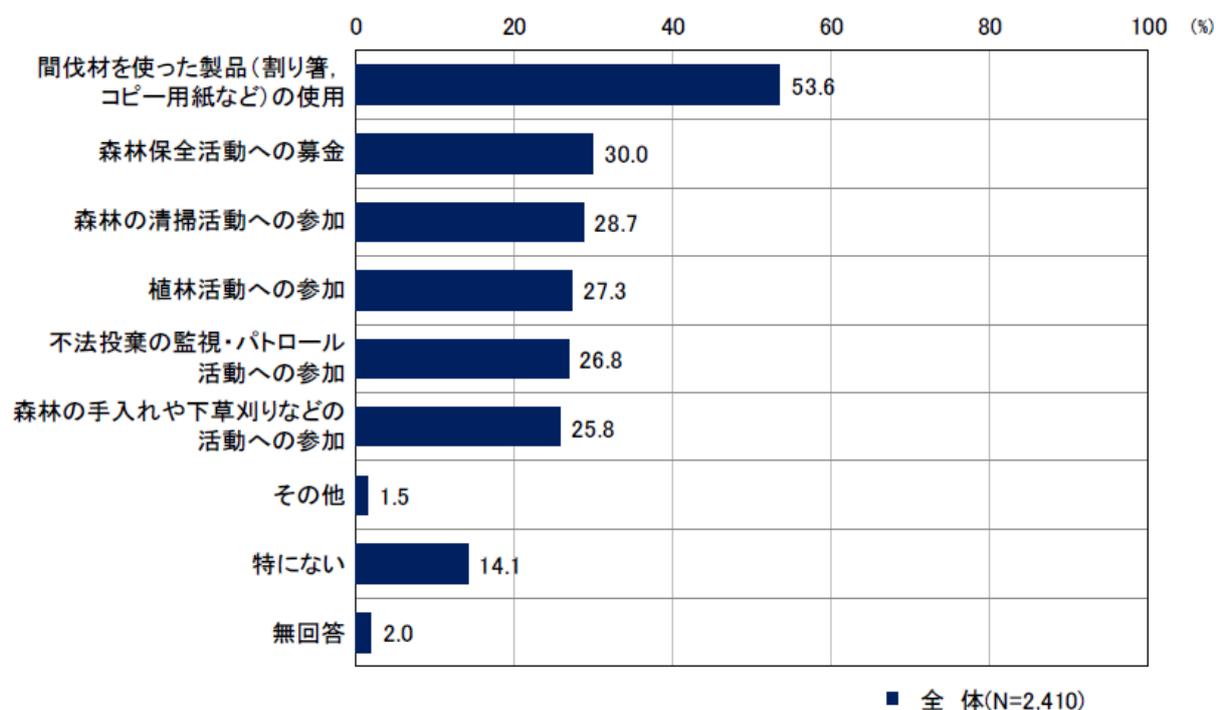


■ 全体(N=2,410)

森林を守っていくためにしたいと思うこと

問12 あなたは、福岡市にある森林を守っていくために、どのようなことをしたいと思いますか。特にあてはまるものを**3つまで**選び、番号に○をつけてください。

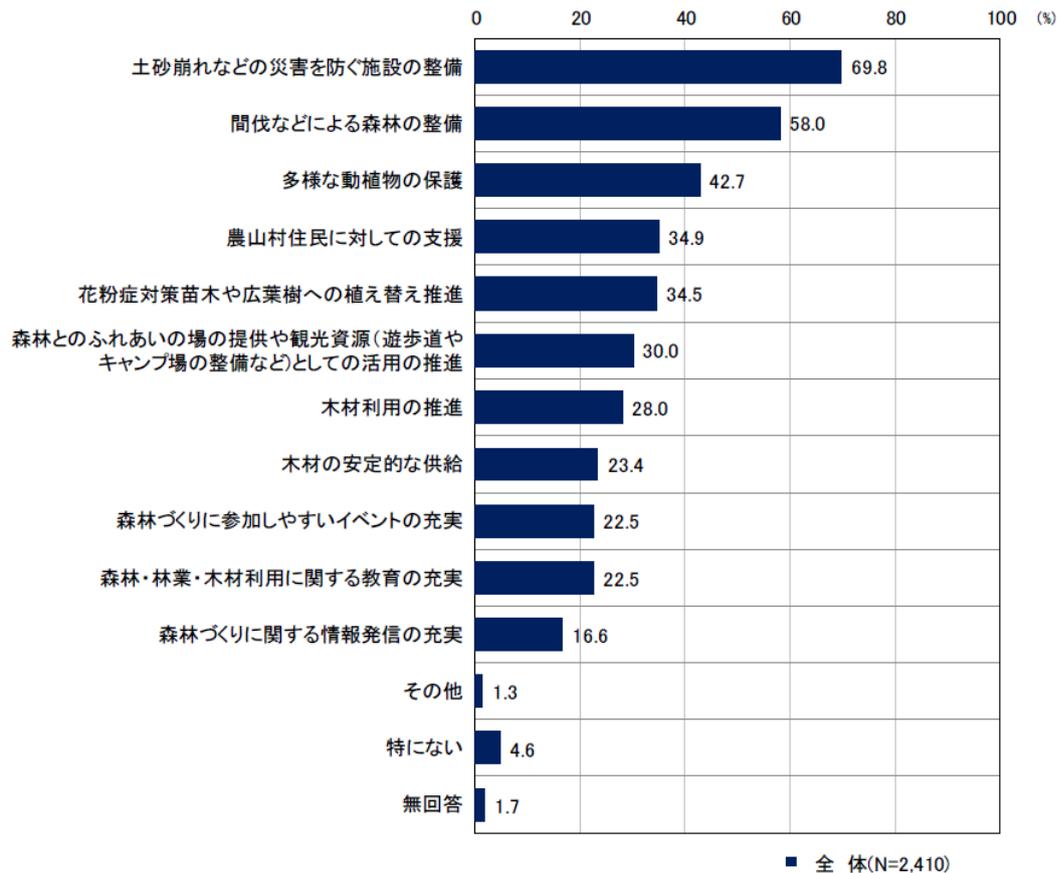
福岡市にある森林を守っていくためにしたいと思うことを聞いたところ、「間伐材を使った製品（割り箸、コピー用紙など）の使用」が53.6%と最も多く、次いで「森林保全活動への募金」（30.0%）となっている。



今後重点的に取り組むべき森林・林業施策

問13 福岡市が、今後重点的に取り組むべき森林・林業施策はどのようなことだと思いますか。特にあてはまるものを**5つまで**選び、番号に○をつけてください。

福岡市が、今後重点的に取り組むべき森林・林業施策を聞いたところ、「土砂崩れなどの災害を防ぐ施設の整備」が69.8%と最も多く、次いで「間伐などによる森林の整備」（58.0%）、「多様な動植物の保護」（42.7%）となっている。



第5 第9次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査 (令和2年度) 結果概要

1 調査概要

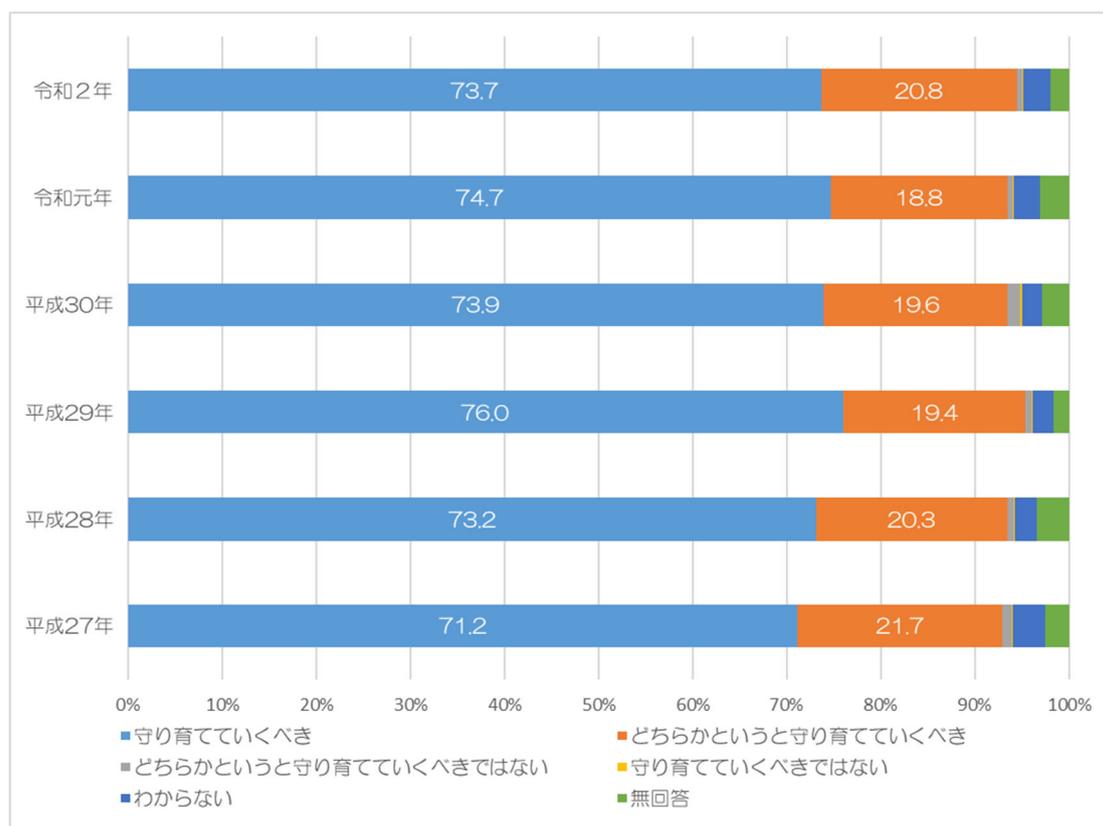
- (1) 調査地域：福岡市全域
- (2) 調査対象者 福岡市内に居住する満18歳以上の男女
- (3) 調査対象者数 4,500 サンプル（回収 2,328 サンプル, 回収率 51.7%）

2 調査結果（抜粋）

問 福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思いますか。

令和2年度の「守り育てていくべき」は73.7%、「どちらかというとしり育てていくべき」は20.8%で両者を合計した割合は94.5%となっています。

平成27年から令和元年までの「守り育てていくべき」は73~76%を推移し、「どちらかというとしり育てていくべき」は18~20%を推移し、両者を合計した割合は93~95%を推移しています。



第6 福岡市農家意識調査結果概要（令和2年度）

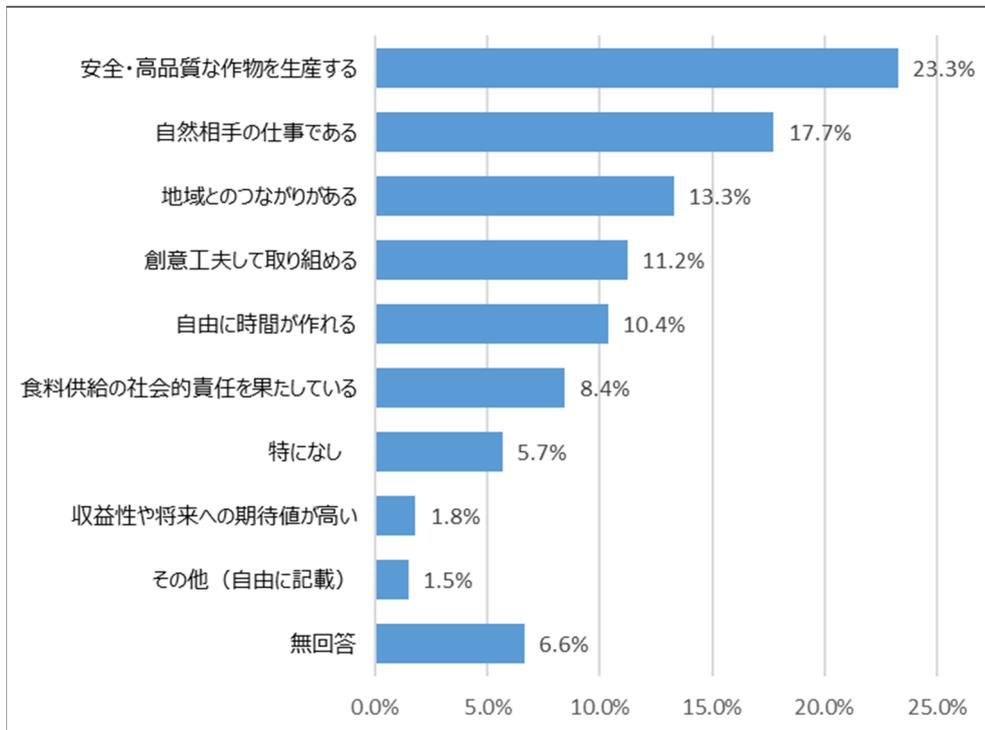
1 調査概要

- (1) 調査地域：J A福岡市、J A福岡市東部管内
- (2) 調査対象者：正組合員
- (3) 調査戸数 3,275 サンプル（回収 1,880 サンプル, 回収率 57.4%）

2 調査結果

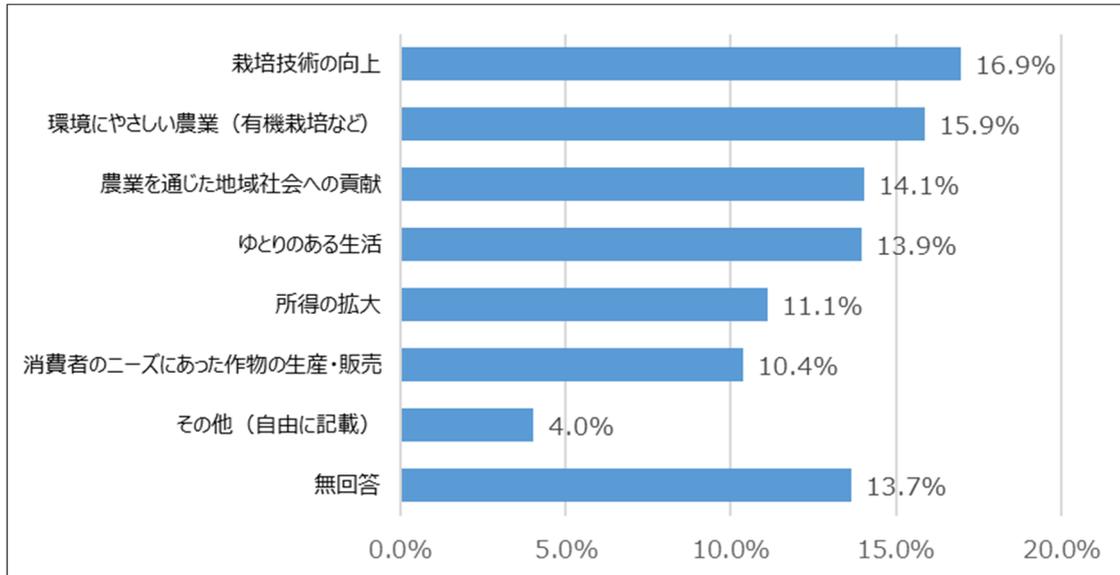
問1 あなたが感じる農業の魅力とは何ですか。あてはまるものを、順番を決めて3つ選んでください

自身が感じる農業の魅力を聞いたところ、「安全・高品質な作物を生産する」が23.3%と最も多く、次いで「自然相手の仕事である」（17.7%）となっている。



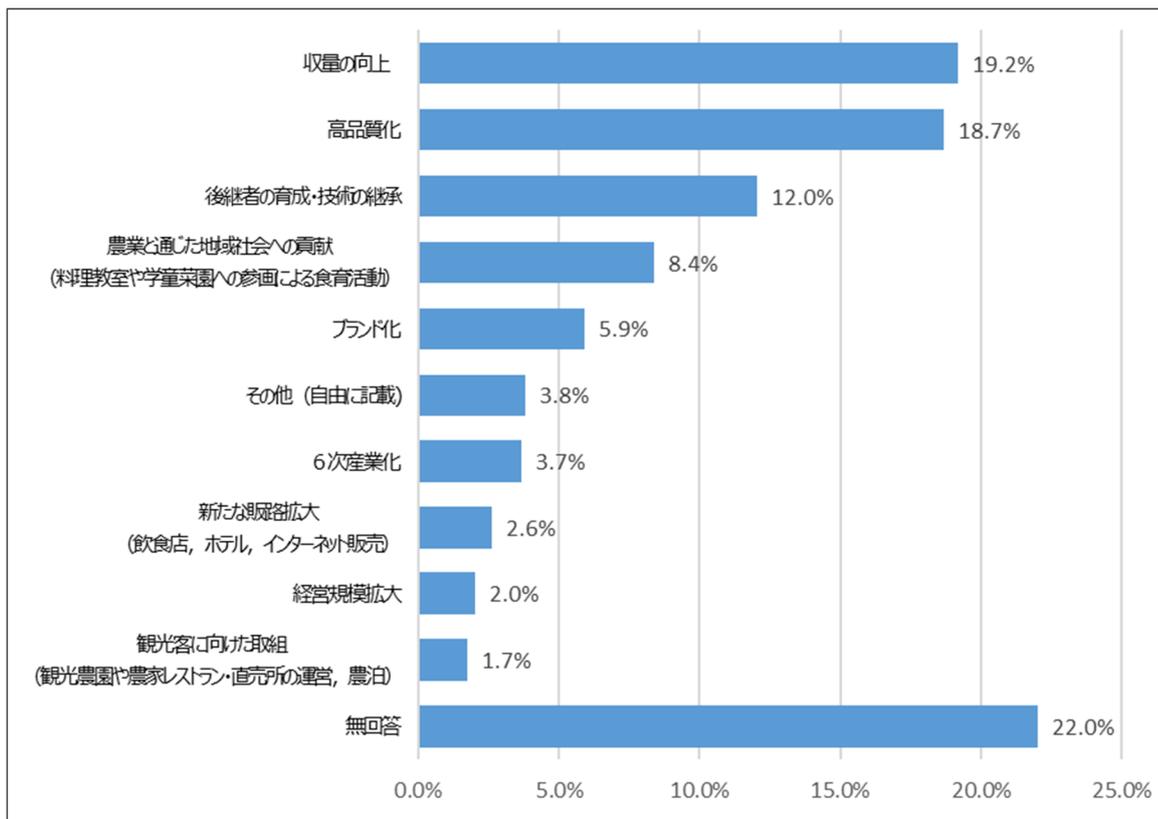
問2 あなたが農業経営で大切にしていることは何ですか。あてはまるものを、順番を決めて3つ選んでください。

農業経営で大切にしていることを聞いたところ、「栽培技術の向上」が16.9%と最も多く、次いで「環境にやさしい農業（有機栽培など）」（15.9%）、「農業を通じた地域社会への貢献」（14.1%）、「ゆとりある生活」（13.9%）となっている。



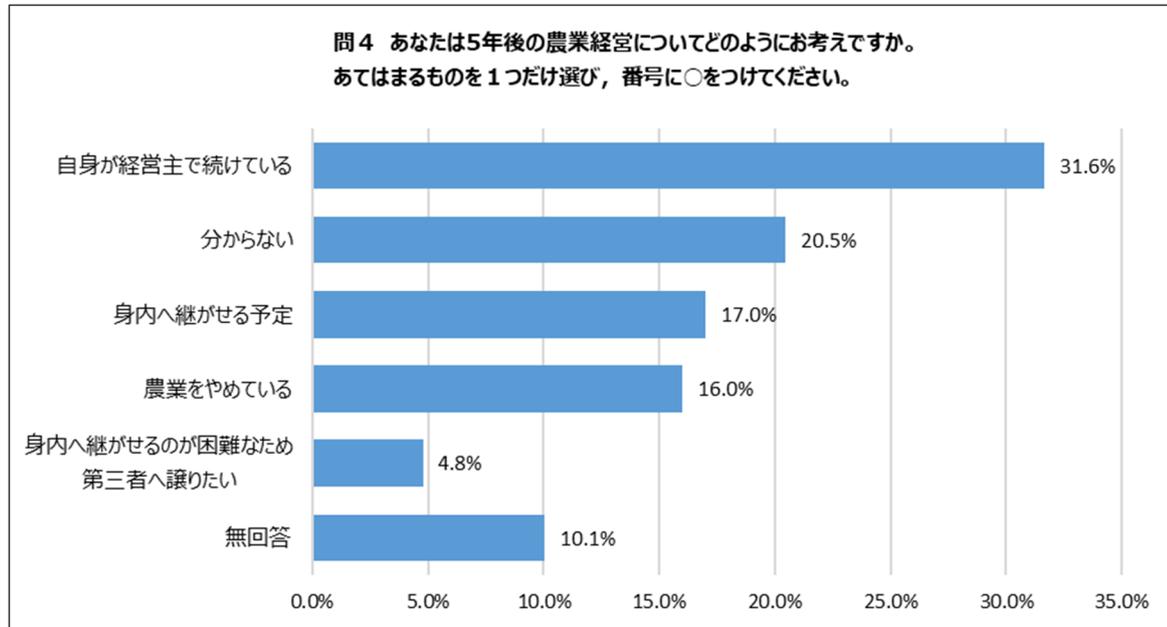
問3 あなたが今後力を入れていきたい取組みは何ですか。あてはまるものを、順番を決めて3つ選んでください。

今後力を入れていきたい取組みを聞いたところ、「収量の向上」が19.2%と最も多く、次いで「高品質化」（18.7%）、「後継者の育成・技術の継承」（12.0%）となっている。



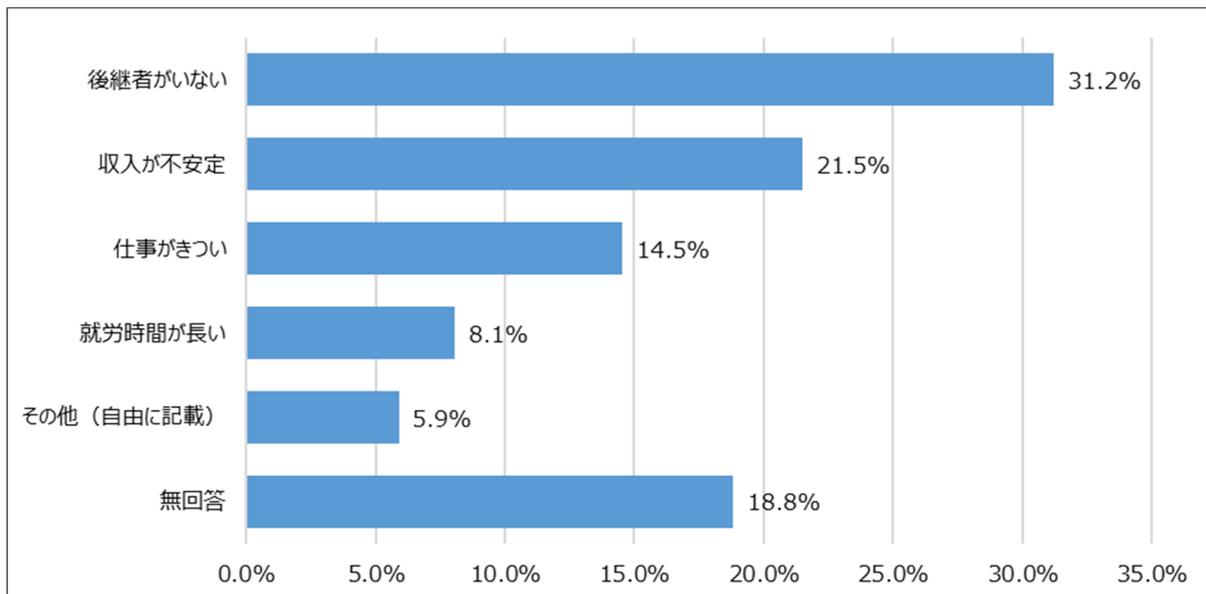
問4 あなたは5年後の農業経営についてどのようにお考えですか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

5年後の農業経営についてどう考えているか聞いたところ、「自身が経営主で続けている」が31.6%と最も多く、次いで「分からない」(20.5%)となっている。



問4-1（問4で「身内へ継がせるのが困難なため、第三者へ譲りたい」「農業をやめている」「分からない」を選んだ方）
その理由にあてはまるものを、順番を決めて3つ選んでください

身内へ継がせるのが困難、農業をやめている、分からないを選んだ理由を聞いたところ、「後継者がいない」が31.2%と最も多く、次いで「収入が不安定」(21.5%)となっている。



第7 用語の解説

1 農業

	用語	解説
あ行	I o T	様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行う仕組み
	I C T	通信や情報に関する技術の総称
	R C E P	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。 ASEAN（東南アジア諸国連合）及び日本等を含めた 15 カ国が参加する「地域的な包括経済連携」
	E P A	Economic Partnership Agreement の略。経済連携協定。FTA の内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定 FTA（Free Trade Agreement の略。自由貿易協定。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定）
	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム
	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、「土づくり」「化学合成農薬の低減」「化学肥料の低減」の3つ全てに取り組む計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者
	S D G s (持続可能な開発目標)	SDGs は Sustainable Development Goals の略。 平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる
	園地草生栽培	果樹園に下草を生やす園地管理法。生やした下草で雑草を抑えることによって、草刈り回数を減らしたりすることができる
か行	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
	観光農園	農業者が生産した農産物を観光客等に収穫体験させ代金を得る農園
	G A P (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practices の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み

用 語		解 説
か行	耕作放棄地	過去 1 年以上作付されず、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地
	耕畜連携	畜産農家において生産された堆きゅう肥を利用して耕種農家が作物を栽培したり、耕種農家が生産した飼料作物を畜産農家で利用するなど、畜産農家と耕種農家の連携を図ること
さ行	生産緑地地区	市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、公害又は災害の防止や農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効果がある農地等を計画的に保全するため都市計画に定めた地区
た行	体験農園	農家（園主）が開設し、農家の指導を受けながら、農作業を体験する農園（多品種、高品質、安定した収穫が期待できる）
	多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能
	畜産クラスター	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制
	T P P 11	アジア太平洋地域における、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進めるとともに、知的財産、金融サービス、電子商取引など、幅広い分野でのルールを構築する包括的協定である TPP から米国が離脱後、米国を除く 11 か国で協議した結果、大筋合意し署名した協定
	都市型農業	大都市近郊で行われる農業で、大消費地に近い特性を活かし新鮮な農産物を供給できるため、野菜や花きを主体とした農業がおこなわれる
な行	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営改善計画（5 年後の経営目標）を作成し、市町村が認定した経営体
	農地中間管理機構	農地利用の集積・集約化を行う中間的受け皿として都道府県段階に創設された公的機関
は行	ふくおかさん家の うまかもん条例	福岡市内で生産された農林水産物及びその加工食品の生産及び加工並びに利用及び消費拡大に関して基本理念を定めたものであり、食に関する選択の機会の確保、食を目的とする観光客の来訪の促進等を図り、関連産業の健全な発展及び市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的としている

用 語		解 説
ま行	みどりの食料システム戦略	<p>令和3年5月、国における食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための中長期的な政策指針として策定されたもの。2040年までの技術開発目標と、2050年までの社会実装目標の2段階の目標が設定されている</p> <p>このうち、農業部門では、2040年までに、農業機械の電化・水素化などや次世代有機農業に関する技術を確立すること、また、2050年までに、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現や有機農業に取り組む耕地面積の割合を25%とすることなどが掲げられている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">2050年までに目指す姿(農業部門の一部抜粋)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現 ・低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、新規農薬等の開発により化学農薬の使用量を50%低減 ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減 ・耕地面積に占める有機農業の取組み面積の割合を25%（100万ha）に拡大
ら行	緑肥	植物をそのまま土壌中にすき込んで分解させ、その後に栽培する作物の肥料にすること
	6次産業化	農林漁業者が、農林水産物の生産（1次産業）及び加工（2次産業）、販売（3次産業）を一体的に行う取組み

2 林業

用 語		解 説
か行	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において排出される二酸化炭素などの温室効果ガスのうち、どうしても削減できない量を、他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。
さ行	森林基幹道	広域な森林地域において効率的な森林整備のための骨格となる林道であり、適正な森林管理による多面的機能の発揮のほか、山村地域の振興等を目的とする林道。
	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者が作成するもので、面的なまとまりのある森林を単位とした伐採・造林や路網の整備等に関する計画。
	森林作業道	森林所有者や林業事業者が森林施業を行うための道。主として林業機械（小型トラックを含む）の走行を想定し、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造が求められる。
	森林の多面的機能	森林の持つ、水源かん養、土砂災害防止／土壌保全、地球環境保全、生物多様性保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、木材生産等の多様な機能のこと。
た行	地域産材	福岡市内で生育・伐採された木材（市産材）及び市近郊で生育・伐採された木材。
は行	分収林制度	土地所有者、造林者及び造林や育林の費用負担者が森林の造成について契約を結び、その契約の対象となっている森林からの収益を一定の割合で分け合う制度。
ま行	木育	子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや木材利用の意義を学んでもらうための教育活動。
	木質バイオマス	「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをバイオマスと呼び、そのなかで、木材からなるものを指す。主に、樹木の伐採時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材などがある。
ら行	利用間伐	成長過程で過密となった森林を適度な密度にするために伐採し、その間伐材を搬出して利用すること。
	林業資源ビジネス化プロジェクト	市営林において、間伐作業で発生する木材を市場に流通させる事業。間伐材は、山から搬出するコストが高く、これまでその多くが森林内に残されてきたが、航空レーザ計測による地形・樹木データを活用することで、効率的な森林作業道の整備が可能となったため、平成29年度より取り組んでいるもの。
	路網	林道、林業専用道、森林作業道全体を含めた総称、または、それらを組み合わせたもの。

第8 福岡市農林業総合計画に対するパブリック・コメント実施結果

1 意見募集の実施概要

- (1) 意見募集期間 令和3年10月15日から11月15日まで
- (2) 意見の提出状況 意見の件数 34件 (提出者：18名)

2 主な意見と対応

意見箇所 項目	意見(要約)	意見への対応
第2章 福岡市農林業の現状と課題	1 (5) 現場への配慮の項目で、気候変動と同様に重要で有り、農業とも強い関係を持つ「生物多様性」とその保全についての記載がない。 1 (8) 多面的機能の発揮」で課題はあるが、この項目は「農業や農地」自体が持つ機能としての生物多様性保全である。農業を行うことによる間接への影響の観点から、農業の活用による昆虫等への影響、外来種の拡大、水質汚染等の改善による生態系の減少などを踏まえての言及が必要と考える。	【意見を踏まえ修正】1ページ「[多面的機能の目的]」の中で、農地や森林における生物多様性の保全について記載しております。ご意見につきましては、「生態系の保全」を記載することとし、計画を進捗していくうえでの参考とさせていただきます。
第3章 基本方向 第1節 長期的な目標(長期ビジョン)	10 長期ビジョンについて、農協などの農業団体との関係性について具体的に見てこないが、どのように考えているのか。 10 長期ビジョンについて、30年後も、そのような福岡市であって欲しい、とあるが、30年後も現在と変わらない状態ではないか。 11 「福岡市が理想とする農業の姿の実現に近づけてまいります」とあるが、理想とする農業とは何を指すのか。	【原案のとおり】各施策の推進にあたっては、農協等の関係団体と協力して推進し、今後も連携して取り組むこととしています。本計画における長期的な目標(長期ビジョン)については、「30年後の福岡市の農業の目指す姿」としてどのような農業を築いていくのか、どのような福岡市の農業であって欲しいかとの観点に立脚し、目標を設定しました。原案のとおりでご理解願います。 【意見を踏まえ修正】ここでは福岡市の農業が目指す姿を描いていることから、「福岡市の農業が目指す姿の実現に近づけていきます」に修正します。
第3章 基本方向 第2節 計画の目標(5年間)	11 農業所得の向上を図るにあたっては(略)流通・消費の面で、消費者への農産物に関する情報発信を行うことにより、農業への理解を深めていくことが重要ですが、とあるが、農業所得の向上につながるのか。	【原案のとおり】生産者側の生産性の向上だけでなく、消費者側の消費拡大が図られることにより、農産物の安定的な供給が可能となり、生産・流通・消費の「循環」が生まれます。この循環が次世代の担い手や新規就農者への支援とつながり、更なる所得向上への取組みにつながり、それが好循環をひき出すことにより所得向上が図られるものと認識しております。原案のとおりでご理解願います。
第3章 基本方向 第3節 振興方向(5年間)	12 12ページ「第3節 振興方向(5年間)」の「(2) 農地の保全と生産基盤の整備」で「生産現場における環境負荷低減に向けた取組みに努める」とあるが、農業現場における環境負荷低減に向けた取組みとして、16ページでは農業資材のグリーン化や資材の再利用を図る取組みを進めるとしてあり、13ページ「第1節 振興の体系」の「5年間の施策方針」では該当する方針が記載されていません。さらに16～17ページの施策にも記載がないため、振興方向と具体施策が整合とれていない印象がある。 12 福岡市の農業は2,600haを2,200人の農業で構成されている。経営者の年齢も72歳を超えている。このままでは10年後にはほとんど農家が農業をやめると思われる。農村人口は激減し、農地が荒れるのは必至。国は、担い手は認定農業者と位置づけて大規模化を進めることで農業の再生をはかるとしてきたが、これだけでは到底無理。したがって多様な担い手の確保が必要である。	【原案のとおり】生産現場における環境負荷低減に向けた取組みとして、16ページでは農業資材のグリーン化や資材の再利用など資源の循環利用を図る取組みを進めるとしてあり、13ページ「第1節 振興の体系」の「5年間の施策方針」では認定農業者と位置づけて大規模化を進めることとし、16～17ページの施策にも記載がないため、振興方向と具体施策が整合とれていない印象がある。 【原案のとおり】福岡市の農業は2,600haを2,200人の農業で構成されている。経営者の年齢も72歳を超えている。このままでは10年後にはほとんど農家が農業をやめると思われる。農村人口は激減し、農地が荒れるのは必至。国は、担い手は認定農業者と位置づけて大規模化を進めることで農業の再生をはかるとしてきたが、これだけでは到底無理。したがって多様な担い手の確保が必要である。
第4章 振興施策 第2節 施策の実施方針・重点施策	12 担い手を確保するために、朝元就農を加えるべき。朝元で経営を引き継げるような支援が必要。担い手を確保するには、一番効率が良い。 14 これからの農業は、AI・IoTなどの先端技術の活用が重要。そのためにも若い新規就農者が必要。福岡市は若者が多い街。若者の就農の機会をつくるためにも、農業のアルバイト募集に力をいれたいと思う 15 最近では集落単位で講師を農家同士で話し合いを持つ機会が少なくなっているため、このような機会を育成支援することが必要と考える。 16 農地の保全について鳥獣被害についての対策が記載されていない。 16-17 貴重な農地に対する農地の維持や水路の整備等の基盤整備の福岡市独自の予算を充実させるべき。 19 食の安全・安心に向けた取組みとあるが、福岡市は有機農業への取組みについてどのように考えているのか。 21 「(2) 農と都市の交流促進」は、大切な取組みと考える。市内の関連施設が事例として挙げられているが、「かたけの園公園」等、他部署の施設や施設を記載したり、横断的に連携を行っていく等の共働が必要ではないか。	【原案のとおり】朝元就農については、14ページ「多様な担い手の確保と育成」の中で、将来にわたって農業を支える新規就農者とともに「次代の担い手」として確保、育成に取り組むこととしています。 【原案のとおり】AI・IoTなどの先端技術の活用は認識しております。ご意見につきましては、計画を進捗していくうえでの参考とさせていただきます。 【原案のとおり】各地域における農業経営を支援するため、農業経営の組織づくりへの支援が必要であると認識しております。ご意見につきましては、計画に基づき施策を策定していく際の参考とさせていただきます。 【原案のとおり】鳥獣害の防止について、農地を含む農村環境の保全を図ることから、20ページ「地域の特性を活かした魅力ある農村づくり」の中の取組みの一つとして記載しています。 【意見を踏まえ修正】ご意見につきましては、本計画を進捗していくうえでの参考とさせていただきます。 19ページ「食の安全と食育の推進」の中で、「農産物の使用・環境負荷を低減した米作りを関係団体と連携して進めており、今後、有機農業を進めいくにあたっては、地域の条件や農業者の意向に配慮しながら、有機農業に取り組む面積の拡大が図られるよう農業者の理解促進に努める」ことを記載します。 【原案のとおり】農と都市の交流促進は重要な課題であり、関係機関等と一体的に取り組む必要があると認識しております。ご意見につきましては、関係機関や市関係との連携など、今後、本計画を進捗していくうえでの参考とさせていただきます。

第2部 農業（続き）

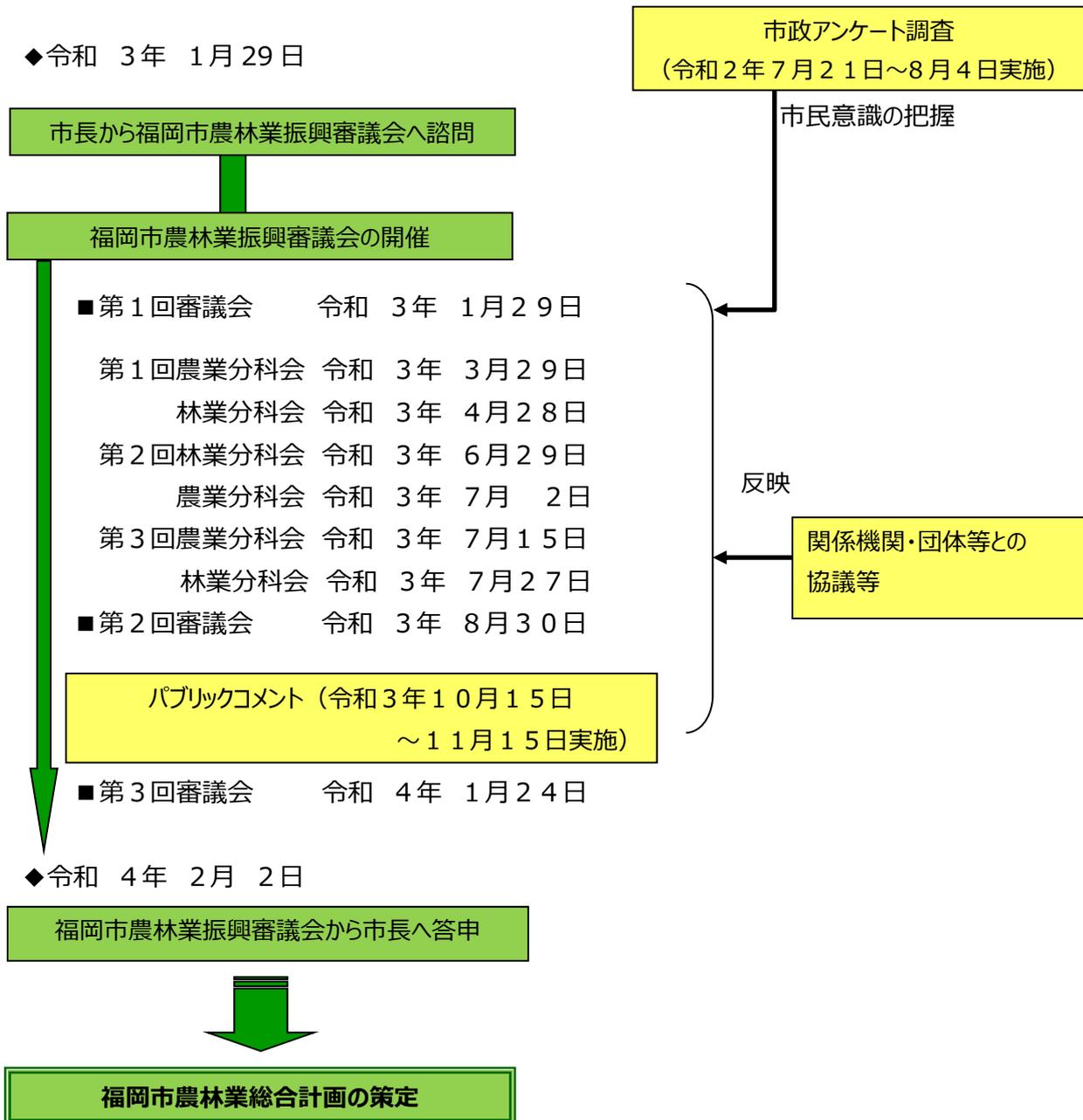
意見箇所 項目	意見（要約）	意見への対応
22- 第4章 振興施策 第3節 5年後の目標	「みどりの食料システム戦略」を第4章第3節5年後の目標にくみこむ。 (例) 近年、水稲は農業に使用していない栽培が増えている。これを、 更に進めて有機栽培技術の研究確立していくことに着手する。	【意見を踏まえ修正】 国策の「みどりの食料システム戦略」の中で示された2040年及び2050年までの目標実現に向けて、本計画(5か年)においては、19ページ「食の安全と食糧の確保」の中で、「農業の生産性向上・環境負荷低減・持続可能な生産体制の構築」を推進して進めていく。今後、有機農業を進めていくにあたっては、地域の実情や農業者の意向に配慮しながら、有機農業に取り組み面積の拡大が図られるよう農業者の理解促進を図る」とも記載します。
27 第4章 振興施策 第4節 自治体の振興方向	早良区、特に中山間地域の田んぼでは米の収量が少ない。例えばブランド化して需要拡大し、生産も拡大してはどうか	【提案のとおり】 ブランド創出については、18ページ「消費拡大、地産地消の推進」の中で6次産業化やブランド化に取り組み農業者等を支援していくこととしておりありますので、ご意見につきましては、計画に基づき施策を実施していく際の参考とさせていただきます。
- その他	- 市の令和3年度一般会計予算のうち、農業予算は約3割で減少する。 - 実働する農家に、当計画に基づき施策を知ってもらわなければならない。	【提案のとおり】 ご意見につきましては、本計画を推進していくうえでの参考とさせていただきます。 【提案のとおり】 本計画の中で、農業の重要性や地力など認識の共有を図り、市民への農に関する情報発信の充実をことを重点施策としていきます。施策推進にあたり、まずは農業者等への本計画の周知を図ります。

第3部 林業

意見箇所 項目	意見（要約）	意見への対応
39 第2節 現状と課題	「収量の向上を図る」ための「林業資源とシナステプロジェクト」とはどのような取り組みか。	【意見を踏まえ修正】 市域内において、間伐作業で発生する木材を市場に流通させることを試みる事業です。間伐材は山から搬出するコストが高いため採算が合わず、これまで多くが森林内に残されてきました。平成28年度及び令和元年度に実施した航空レーザ計測により得られた地形や樹木の詳細なデータを活用することで、伐採木の搬出に効果的な森林作業道の整備が可能となり、搬出コストの低減につながるから、平成29年度から取り組み始める予定です。
39	市内産の木材流通の効率化のため関係事業者によるサプライチェーン構築が必要と考え、どのように取り組むのか。	【提案のとおり】 現在、市内産材はほとんど流通していません。令和元年度より市有林の主伐を開始するとともに、公共施設の木質化に取組むことで、市内産材の普及啓発に取り組んでいます。今後、実績を積み重ねながら、生産者、加工業者等と連携し、市内産材の安定的な供給体制の構築に向けて取り組んでいきたいと考えています。
45 46	昭和53年と平成6年に大洪水を経験した福岡市にとって水源を確保することは非常に重要であり、「森づくりの基本施策」に「水循環の森づくり」が位置づけられていることは当然。今後とも積極的に森林整備に取り組んでほしい。 福岡市の森林の将来像「かんぽの森づくり」の実現に向け、市民への情報提供や広報など、情報発信が重要ではないか。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 【意見の踏まえ修正】 市民への情報提供や広報は重要取組みであることを踏まえ、46ページ、「将来像を実現するための役割分担」の項目に記載します。
46 第3章 基本方向 第1節 福岡市の将来像 (長期ビジョン)	福岡市林業以外の情報の普及や啓発も重要であるため、行政あるいは大学などが主体的に取り組む体制を構築する必要があるのではないかと。 農業も林業もコンプライアンスである福間を重視する必要がある。その価値を市民に認識してもらいたいこと重要。福岡市の農業や森林の現状、課題などを市民が学ぶ機会の意味、学ぶための資料の充実が求められる。	【提案のとおり】 46ページ、「将来像を実現するための役割分担」に記載のとおり、関係機関が連携しながら、推進体制の構築に取り組むこととしています。 【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
49	人工林の広葉樹林化や対立混交林化による花粉症対策とあるが、自分も花粉症なので、おおいに進めてほしい。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
51	松くい虫対策について、油山のアカマツ林は希少な植物群落であることに触れ、保全に力を入れてほしい。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
51	本計画の計画書が油山牧場および油山市民の森に設置されることを望む。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
51	高齢化や高齢化により、所有者が手入れできなくなつた森林についても、多面的機能を維持し、市民生活を守るために、市が積極的に関わるべきである。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
52	木は腐ったと空に還り、まらさがあがり、木のぬくもりをもっとPRすべきである。	【意見の踏まえ修正】 52ページ、「第2節 施策の実施方針・重点施策 1 森林の育する多面的機能の発揮（2）市民に身近で魅力ある森づくり」の項目に、木のぬくもりや心地よさなど木質化による効果を通記します。
53 第4章 振興施策 第2節 施策の実施方針・重点施策	林道の老朽化が進んでいるが、木材を搬出するために重要なインフラであるため、維持管理にしっかりと取り組んでほしい。 「伐って、使って、植える」と記載があるが、人工林を一斉に伐採すると、土砂災害の危険が増すのではないかと。 木は腐ったと空に還り、まらさがあがり、木のぬくもりをもっとPRすべきである。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 【意見の踏まえ修正】 51ページ、「第2節 施策の実施方針・重点施策 1 森林の育する多面的機能の発揮（1）快適な暮らしを守る森づくり」の項目において、「田舎の森林整備を進める際には災害のリスクを軽減する施策を実施することとしております。また、主伐（間伐）後は再造林を行い、災害の防止等、多面的機能が引き継ぎ発揮されるように努めます。51ページ、「第2節 施策の実施方針・重点施策 1 森林の育する多面的機能の発揮（1）快適な暮らしを守る森づくり」の項目に、主伐後の再造林について通記します。
54	子どもたちが自然の中で木登りやハーベニューなどを思い切り楽しむことでできる森林が、気軽にに行ける場所にあつたらよい。	【提案のとおり】 52ページ、「第2節 施策の実施方針・重点施策 1 森林の育する多面的機能の発揮（2）市民に身近で魅力ある森づくり」の項目に記載のとおり、油山市民の森において、様々な二に対応した身近な体験活動・森林環境教育の場を整備することとしています。
54 第4章 振興施策 第3節 5年後の目標	健康になれるまちづくり（Fitness City）の推進に向けて、歩道を歩きやすくするためにベンチの設置箇所を増やす必要がある。ベンチの素材を5年後の目標に、森林ボランティア事業への参加人数を増やすことが掲げられているが、そのためには、気軽に集むボランティアができる場所や情報を増やしてほしい。	【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 【提案のとおり】 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

第9 福岡市農林業総合計画策定までの経過

1 計画策定に至るまでの経過



2 福岡市農林業振興審議会委員及び臨時委員名簿（計画策定に携わった委員）

(順不同, 敬称略)

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	甲斐 諭	中村学園 顧問(前学長)	農業分科会長
	矢部 光保	九州大学大学院 農学研究院教授	
	佐藤 宣子	九州大学大学院 農学研究院教授	林業分科会長
	岡安 崇史	九州大学大学院 農学研究院准教授	
	三成 由美	中村学園大学 特任教授・学長補佐	
	丸小野 光正	福岡大同青果株式会社 代表取締役社長	
	田中 美智子	株式会社トータルオフィス・タナカ 代表取締役	
	重松 秀行	福岡県福岡農林事務所 所長	(～R3.4.7)
柳田 栄一	福岡県福岡農林事務所 所長	(R3.4.8～)	
市議会議員	川上 晋平	福岡市議会議員(経済振興委員会)	(～R3.5.31)
	おばた 久弥	福岡市議会議員(経済振興委員会)	(R3.6.1～)
	津田 信太郎	福岡市議会議員(経済振興委員会)	
	篠原 達也	福岡市議会議員(経済振興委員会)	
	井上 麻衣	福岡市議会議員(経済振興委員会)	
	倉元 達朗	福岡市議会議員(経済振興委員会)	
農林業団体 代表者	中村 光明	福岡市農業委員会 会長	
	鬼木 晴人	福岡市農業協同組合 代表理事組合長	会長
	藤野 真治	福岡市東部農業協同組合 代表理事組合長	会長職務代理者 農業分科会長職務代理者
	野坂 真利子	福岡市農業協同組合 女性部協議会副会長	(～R3.5.31)
	宮嶋 貞子	福岡市農業協同組合 女性部協議会副会長	(R3.6.1～)
	安部 登代美	福岡市東部農業協同組合 理事	(～R3.8.1)
	新野 洋子	福岡市東部農業協同組合 理事	(R3.8.2～)
	笠 文樹	福岡県花卉農業協同組合 代表理事組合長	
	横田 進太	福岡県広域森林組合 副組合長理事	林業分科会長職務代理者
	川嶋 正信	福岡市青年農業者連絡会 会長	(～R3.8.1)
	濱地 宣仲	福岡市青年農業者連絡会 会長	(R3.8.2～)
新開 玉子	福岡市女性未来農業サポーター 代表		
臨時委員 (林業分科会)	藤本 登留	九州大学大学院農学研究院准教授	(R3.1.29～R3.7.27)
	佐藤 肇	林野庁九州森林管理局福岡森林管理署長	(R3.1.29～R3.7.27)
	馬男木 節	福岡市林業研究グループ監事	(R3.1.29～R3.7.27)
	塚本 要二郎	富士産業株式会社 代表取締役	(R3.1.29～R3.7.27)
	小林 司	福岡中小建設協同組合 ウッドコーディネーター	(R3.1.29～R3.7.27)

